

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

監査公表

| | | | |
|---------------------|-----|-----------|---|
| ○包括外部監査の結果に関する報告の公表 | 第2号 | (監査委員事務局) | 1 |
|---------------------|-----|-----------|---|

監査公表

29監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人大島嘉秋から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。
平成29年 1月27日

| | |
|---------|------|
| 愛知県監査委員 | 西川洋二 |
| 同 | 後藤貞明 |
| 同 | 川上明彦 |
| 同 | 伊藤勝人 |
| 同 | 杉浦孝成 |



目次

| | | |
|-----|---------------------|-----|
| 第1 | 外部監査の概要 | 1 |
| 1 | 外部監査の種類 | 1 |
| 2 | 選定した特定の事件(テーマ) | 1 |
| 3 | 事件(テーマ)を選定した理由 | 1 |
| 4 | 外部監査の対象部署 | 1 |
| 5 | 外部監査の対象期間 | 1 |
| 6 | 外部監査の実施期間 | 1 |
| 7 | 外部監査の方法 | 2 |
| 8 | 包括外部監査人及び補助者 | 2 |
| 9 | 利害関係 | 2 |
| 第2 | 愛知県の県税賦課徴収の概要 | 3 |
| 1 | 県税の種類と概要 | 3 |
| 2 | 県の財政状況と税収 | 72 |
| 3 | 県税賦課徴収に関する組織体制等 | 79 |
| 4 | 税務システム及び情報セキュリティの概要 | 91 |
| 第3 | 監査の結果と意見 | 101 |
| I | 監査手続 | 101 |
| 1 | 監査手続 | 101 |
| 2 | 県税事務所の監査日 | 102 |
| II | 総括 | 103 |
| III | 全体的事項 | 110 |
| 1 | 徴収率の向上 | 110 |
| 2 | 県税関連事務の民間委託 | 118 |
| 3 | 県税事務所における書類管理 | 127 |
| IV | 個別的事項 | 131 |
| 1 | 法人県民税・事業税 | 131 |
| 2 | 個人事業税 | 137 |
| 3 | 不動産取得税 | 141 |
| 4 | 自動車税 | 151 |
| 5 | 自動車取得税 | 154 |
| 6 | 軽油引取税 | 157 |
| 7 | 徴収 | 161 |
| 8 | 税務事務に係る情報セキュリティ | 170 |

平成28年度

包括外部監査の結果報告書

県税の賦課徴収等に係る財務事務について

愛知県包括外部監査人

公認会計士 大島 嘉 秋

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づき包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）
「県税の賦課徴収等に係る財務事務について」

3 事件（テーマ）を選定した理由

県の平成27年度の県税収入は、1兆円の大台を確保できたものの、県税収入の回復は途半ばとなっている。

一方、歳出は、人件費の削減等に努めてきたことから、県財政は依然として厳しい状況にある。このような状況の中で、県は、人材、資産、財源など県が持つ経営資源を最大限に活用し、民間・地域の総力の結集を目指した「しなやか県庁創造プラン（愛知県第六次行革大綱）」を策定した。当プランでは、健全で持続可能な財政基盤の確立に取り組みととされており、適正な賦課徴収事務を通じて徴収率向上を目指すことは、県民にとっても関心の高いところであると考える。

したがって、県税の賦課・徴収事務が関係法令に従い、適切かつ効率的に実施されているかについて、検討することは、県にとって大きな意義があると考え、監査テーマとして選定した。

4 外部監査の対象部署

県税に関する事務の執行実績を有する部局等

- ・総務部税務課
- ・県税事務所

5 外部監査の対象期間

平成27年度（自：平成27年4月1日 至：平成28年3月31日）

ただし、必要があると判断した場合には、平成26年度以前に遡り、また、一部平成28年度についても対象とした。

6 外部監査の実施期間

自：平成28年6月6日 至：平成28年12月14日

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

○報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

○外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述した。それぞれの内容は次のとおりである。

【指摘】「法令や規則等に違反している、あるいは著しく不当であり、是正措置が必要と考える事項」

【意見】「法令や規則等に違反していないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性を踏まえた結果、是正措置の検討が望まれる事項」

第2 愛知県の県税賦課徴収の概要

1 県税の種類と概要

(1) 県税の概要と体系

都道府県や市町村といった地方公共団体は、住民生活に身近な教育、福祉、消防・救急、ゴミ処理等、住民の日常生活に密着した行政サービスを提供するとともに、地域の将来を担う人づくり、次世代産業の育成や地方行政改革により、地域社会の発展・活性化を推進している。こうした行政サービスの財源として地方公共団体は住民等から広く地方税を賦課徴収している。

地方自治法では「普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。」(地方自治法第223条)と定めており、地方公共団体に住民等に対する課税権が認められている。また、地方税法では「地方団体は、その地方の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定むるには、当該地方団体の条例によらなければならない。」(地方税法第3条第1項)と定めており、地方税は地方公共団体が制定した条例に基づいて賦課徴収されている。

県では、県税の賦課徴収に関して「愛知県県税条例(以下、「県税条例」という。)」に規定しており、当該条例において、税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収を定めている。

県税の税目については、税金の使いみちにより「普通税」と「目的税」に分類され、11の普通税と1の目的税が列挙されている(地方税法第4条第2項、第4項、県税条例第3条第1項、第2項)。さらに、地方税法では地方公共団体が総務大臣の同意を得ることにより法定外税を新設することを認めており(地方税法第259条、第731条)、県では愛知県産業廃棄物税条例を定め、産業廃棄物の排出事業者等に対して産業廃棄物税を法定外目的税として賦課徴収している。

県における県税の体系図及び税目の種類は次のとおりである。

7 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ア 県税の賦課及び徴収が法令等に準拠して行われているか。
- イ 県税の賦課及び徴収が効率的に行われているか。
- ウ 県税の賦課及び徴収が網羅的に行われており、公平性が確保されているか。
- エ 税務システムは適切に管理運用されているか。

(2) 主な監査手続

- ア 県税に関する事務の概要把握のためのヒアリング及び関連諸法令、条例、規則等の閲覧を実施した。
- イ 県税に関する事務処理及び承認が適切になされているかを確認するため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施した。
- ウ 台帳管理及び督促が適切に行われているかを確認するため、未申告及び滞納の管理規程の閲覧を実施した。
- エ 税務システムが適切に管理運用されているかどうかを確認するため、ヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。
- オ その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

8 包括外部監査人及び補助者

- 大島 嘉秋 (公認会計士)
- 林 伸一 (公認会計士)
- 鈴木 徹也 (公認会計士)
- 仲 友佳子 (公認会計士)
- 岩田 香織 (公認会計士)
- 平手 健一 (公認会計士)
- 山田 将光 (公認会計士)
- 倉田 敦史 (公認会計士)
- 今瀬 彰夫 (公認会計士)
- 笹木 章雄 (公認情報システム監査人)

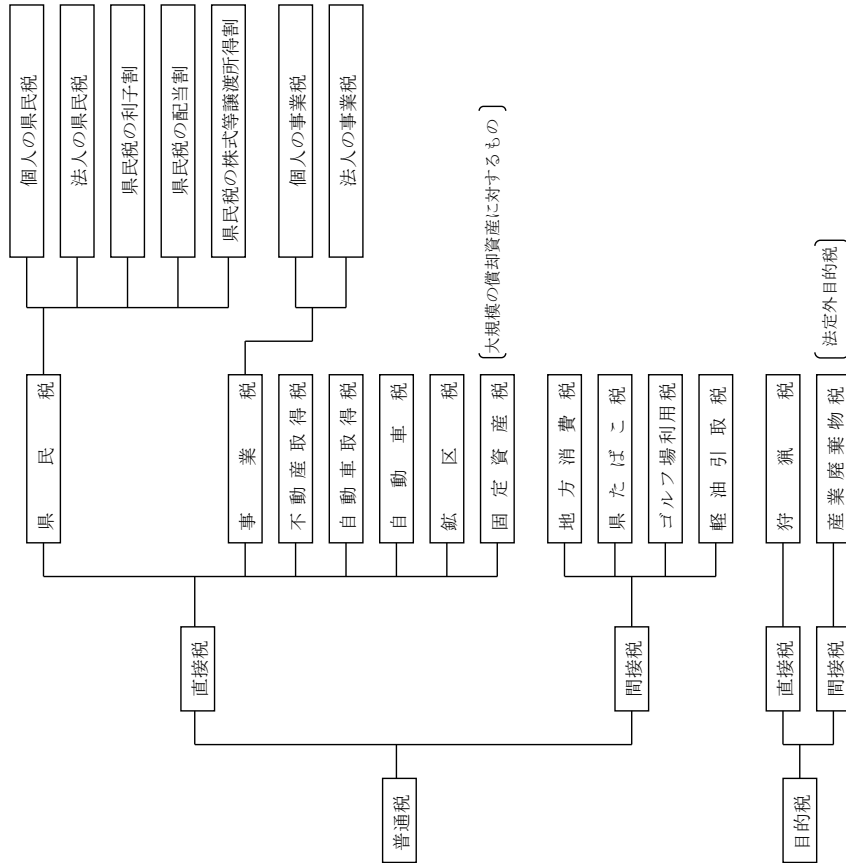
9 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

【愛知県の税目の種類】

| | | | |
|-----|--------------------------|-------------|--|
| 普通税 | 県民税 | 個人県民税 | 県民が負担する税金で、均等割と所得割がある。 |
| | | 法人県民税 | 県内に事業所等を有する法人に課税される税金で、均等割と法人税割がある。 |
| | | 県民税利子割 | 預貯金の利子等の支払時に課税される税金。 |
| | | 県民税配当割 | 上場株式等の配当等について課税される税金。 |
| | | 県民税株式等譲渡所得割 | 特定口座での上場株式等の譲渡所得等に対して課税される税金。 |
| 直接税 | 事業税 | 個人事業税 | 県内で事業を行っている個人事業主の所得に応じて課税される税金。 |
| | | 法人事業税 | 県内に事業所等を有する法人の所得等に応じて課税される税金。 |
| | 不動産取得税 | | 不動産（土地・家屋）を取得したときに課税される税金。 |
| | 自動車取得税 | | 自動車を取得した人に対して課税される税金。 |
| | 自動車税 | | 自動車の所有者に対して課税される税金。 |
| | 鉦区税 | | 県内の鉦区で鉦物を採掘する権利（鉦業権）をもつ鉦業者に対して課税される税金。 |
| | 固定資産税 （大規模償却資産に対するもの） | | 一定額を超える大規模固定資産（償却資産）について、一定額を超える部分に課税する税金。 |
| 間接税 | 地方消費税 | | 商品やサービスの消費に負担を求め、輸入取引で、譲渡割（国内取引）と貨物割（輸入取引）がある。 |
| | 県たばこ税 | | 製造たばこの売渡し時に課税される税金。 |
| | ゴルフ場利用税 | | ゴルフ場の利用者に対して課税される税金。 |
| | 軽油引取税 | | 特約業者等から軽油の引取りを行う時に課税される税金。 |
| 目的税 | 狩猟税 | | 県内で狩猟するために狩猟者の登録を受けることに対して課税される税金。 |
| | 産業廃棄物税 | | 県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入するときに課税される税金。 |

（出典：「県税のあらまし」（愛知県））



【使いみちによる分類】

| | |
|-----|---------------------|
| 普通税 | 税金の使いみちが特定されていない税金。 |
| 目的税 | 税金の使いみちが特定されている税金。 |

【納める方法による分類】

| | |
|-----|--|
| 直接税 | 税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と同一人である税金。 |
| 間接税 | 税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と異なる税金。 |

(2) 各税目の制度概要

ア 個人県民税

(7) 個人県民税の概要

a 趣旨等

個人県民税は、県の仕事に必要な経費を広く県民が負担するもので、一定の金額で課税される均等割と所得に応じて課税される所得割がある。

b 納税義務者

| | |
|-----|---|
| 均等割 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1月1日現在で県内に住所がある人 ・ 1月1日現在で県内に事務所・事業所・家屋敷がある人で、その市町村に住所がない人 |
| 所得割 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1月1日現在で県内に住所がある人 |

c 税額

| | |
|-----|-----------|
| 均等割 | 年 2,000 円 |
|-----|-----------|

・「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、平成 26 年度からの 10 年間で、全国的に個人県民税の均等割が 500 円（個人市町村民税についても別途 500 円）が加算されている。

・「森林」、「里山林」、「都市の緑」を一体的に整備、保全し、「山から街まで緑豊かな愛知」を実現するための施策に要する財源を確保するため、「あいち森と緑づくり税」500 円が加算されている。

| | |
|-----|-----------------|
| 所得割 | 課税所得金額×4%－税額控除額 |
|-----|-----------------|

・課税所得金額とは、前年の所得金額から所得控除額（※）を控除したものをいう。

・退職所得、土地・建物等の譲渡所得等については個別に定められた方法で税額を計算する。

・税額控除の主なものとして、調整控除、寄附金税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除がある。

| 所得の種類 | 所得の内容 |
|-------|---------------------|
| 利子所得 | 預貯金などの利子 |
| 配当所得 | 株式などの配当 |
| 不動産所得 | 土地や建物等の貸付けによる所得 |
| 事業所得 | 商工業や農業などの事業による所得 |
| 給与所得 | 給料やボーナスなど |
| 退職所得 | 退職金や一時金給など |
| 山林所得 | 山林の伐採や譲渡による所得 |
| 譲渡所得 | 土地などの財産を売った場合の所得 |
| 一時所得 | クイズの賞金をもたらした場合などの所得 |
| 雑所得 | 公的年金その他の所得 |

※所得控除額の項目

| 所得控除項目 |
|--------------|
| 雑損控除 |
| 医療費控除 |
| 医療費控除の特例 |
| 社会保険料控除 |
| 小規模企業共済等掛金控除 |
| 生命保険料控除 |
| 地震保険料控除 |
| 障害者控除 |
| 寡婦（寡夫）控除 |
| 勤労学生控除 |
| 配偶者控除 |
| 配偶者特別控除 |
| 扶養控除 |
| 基礎控除 |

d 調整控除

調整控除とは、平成19年度の所得税から住民税の税源移譲に伴い所得税と個人住民税の人的控除額の差額に基づく負担増を調整するため設けられた制度である。

| 合計課税所得金額の区分 | 調整控除額 |
|-------------------------------|---|
| その納税義務者の合計課税所得金額が200万円以下である場合 | 次のうちいずれか少ない金額の5%相当額 (県民税2%、市町村民税3%) ① 所得税との人的控除額の差の合計額 ② 合計課税所得金額 |
| その納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 | ①から②を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(県民税2%、市町村民税3%) ① 所得税との人的控除額との差額 ② 合計課税所得金額から200万円を控除した額 |

※ 「合計課税所得金額」とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額である。

e 税額控除

各種の控除(所得控除を行った後の課税所得の額に、税率を乗じていったん計算された税額(所得割)から、差し引かれるもの)(税額控除)がある。

| |
|--------------|
| 税額控除項目 |
| 寄附金税額控除 |
| 配当控除 |
| 外国税額控除 |
| 住宅借入金等特別税額控除 |

f 非課税

次のいずれかに該当する場合には課税されない。

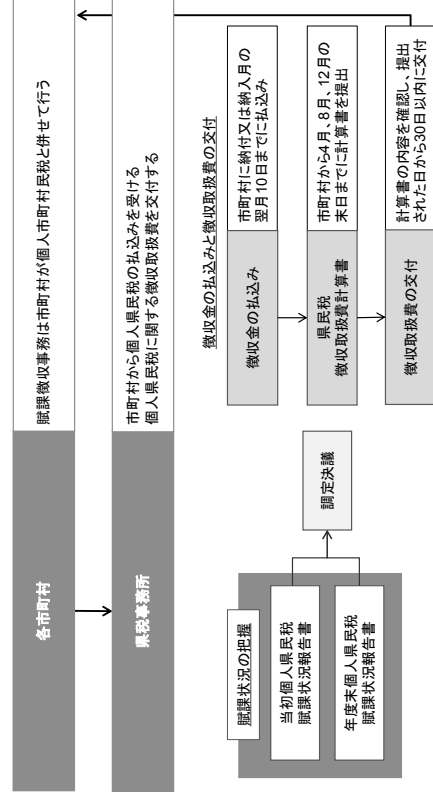
| | |
|-------------|---|
| 所得割と均等割が非課税 | ・生活保護法による生活扶助を受けている人 ・障害者・未成年者・寡婦(夫)で前年中の合計所得金額が125万円以下の人 |
| 均等割が非課税 | ・前年中の合計所得金額が市町村の条例で定められる金額以下の人 |
| 所得割が非課税 | ・前年中の総所得金額等が次の算式で計算した額(控除対象配偶者・扶養親族がいらない場合は35万円)以下の人 $35 \text{万円} \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 32 \text{万円}$ |

g 申告と納税

申告、納税などの事務は、個人の市町村民税と一緒に市町村で行う。

| | |
|----|---|
| 申告 | 3月15日までにその年の1月1日現在の住所所在地の市町村に個人の市町村民税・県民税申告書を提出することになる。 なお、給与所得のみの人、公的年金に係る所得のみの人又は所得税の確定申告をした人は、提出する必要はないが、確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄又は「住民税に関する事項」欄の該当事項を必ず記載しなければならない。 また、前年中に火災や盗難にあったことによる雑損控除、自分や家族が病気になることによる医療費控除などの適用を受けようとする場合には、期限までに申告書を提出しなければならない。 |
| 納税 | 給与所得の人(特別徴収) 給与支払者(勤務先)が、6月から翌年の5月の12回に分けて毎月の給与から税額を差し引きとりまとめて納める。 公的年金受給者で65歳以上(4月1日現在)の人(特別徴収) 納期(6月、8月、10月、翌年の1月)ごとに市町村から送付される納税通知書(納付書)で納める。 その他の人(普通徴収) |

(イ) 業務フロー



イ 法人県民税

(7) 法人県民税の概要

a 趣旨等

法人県民税は、個人の県民税と同じように県の仕事に必要な経費を広く法人の方にも負担していただくという趣旨から課される税金である。
県内に事務所や事業所などがある法人に課税され、「均等割」と「法人税割」からなる。

b 納税義務者

| | 法人等の区分 | 均等割 | 法人税割 |
|-------------------------------|--|-----|------|
| 法人 | 県内に事務所、事業所がある場合 | ○ | ○ |
| | 県内に事務所、事業所はないが、寮、宿泊所、クラブなどがある場合 | ○ | |
| 公共法人 (※1) | 県内に事務所、事業所がある場合 | ○ | |
| 公益法人等 人格のない 社団等 (※2) | 県内に事務所、事業所があり、収益事業又は法人課税信託の引受けを行っている場合 | ○ | ○ |
| 公益法人等 (※1) | 県内に事務所、事業所があり、収益事業又は法人課税信託の引受けを行っていない場合及び県内に寮などのみがある場合 | ○ | |
| 個人 | 県内に事務所、事業所があり、法人課税信託の引受けを行っている場合 | | ○ |

※1 公共法人、公益法人等については、地方税法の規定により非課税とされるものがある。

※2 人格のない社団等とは、法人でない社団又は財団で、代表者又は管理者の定めのあるものをいう。

c 税額

| 法人等の区分 (※1) | 均等割 (※2、※3) | 法人税割 | |
|---|--------------------------|---|---|
| | | ～H26.9.30 開始事業年度 | H26.10.1～ 開始事業年度 |
| 資本金等の額が 50億円を超える法人 | 年額840,000円 (800,000円) | 法人税額× 5.8% (5.0%) | 法人税額× 4.0% (3.2%) |
| 資本金等の額が 10億円を超え 50億円以下の法人 | 年額567,000円 (540,000円) | ()内の標準 税率は、資 本金の額又は 出資金の額が 1億円以下 で、かつ、法 人税額が年 1,500万円以 下の法人に適 用される。 | ()内の標準 税率は、資 本金の額又は 出資金の額が 1億円以下 で、かつ、法 人税額が年 1,500万円以 下の法人に適 用される。 |
| 資本金等の額が 1億円を超え 10億円以下の法人 | 年額136,500円 (130,000円) | ()内の標準 税率は、資 本金の額又は 出資金の額が 1億円以下 で、かつ、法 人税額が年 1,500万円以 下の法人に適 用される。 | ()内の標準 税率は、資 本金の額又は 出資金の額が 1億円以下 で、かつ、法 人税額が年 1,500万円以 下の法人に適 用される。 |
| 資本金等の額が 1,000万円を超え 1億円以下の法人 | 年額52,500円 (50,000円) | ()内の標準 税率は、資 本金の額又は 出資金の額が 1億円以下 で、かつ、法 人税額が年 1,500万円以 下の法人に適 用される。 | ()内の標準 税率は、資 本金の額又は 出資金の額が 1億円以下 で、かつ、法 人税額が年 1,500万円以 下の法人に適 用される。 |
| 資本金等の額が 1,000万円以下の法人 公共法人、公益法人等 及び人格のない社団等 | 年額21,000円 (20,000円) | ()内の標準 税率は、資 本金の額又は 出資金の額が 1億円以下 で、かつ、法 人税額が年 1,500万円以 下の法人に適 用される。 | ()内の標準 税率は、資 本金の額又は 出資金の額が 1億円以下 で、かつ、法 人税額が年 1,500万円以 下の法人に適 用される。 |

※1 「資本金等の額」とは、地方税法第23条第1項第4号の5に定める額をいう。平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、無償増減資等の金額を加減算する措置を講じるとともに、資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額を下回る場合、当該合算額が均等割の税率区分の基準となる。

※2 事務所等を有していた期間が1年に満たない場合の均等割は、月割計算した金額となる。

※3 均等割額は、「あいち森と緑づくり税」として従前の均等割額(()内の額)の5%相当額が加算される。(平成21年4月1日以後開始する事業年度から適用)

d 法人県民税の分割基準

2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、法人県民税の課税標準の総額を従業者数に基づいて関係都道府県に按分し、申告納付することが必要である。

ある場合は4.0%の超過課税となる。なお、課税標準は法人税額である。

※2 法人市町村民税の均等割については、資本金等の額や従業者の数により5～300万円（9段階）に区分されている。

※3 法人市町村民税の法人税割は標準税率で表示している。なお、課税標準は法人税額である。

※4 非営利型法人である一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人については、法人税の税率は23.4%（所得800万円以下の部分は15%）となる。認可地縁団体、管理組合法人及び団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人並びにマンション建替組合及びマンション敷地売却組合も同様である。

※5 ()内の税率は、所得800万円以下の部分に対する税率である。

※6 公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体及び特定非営利活動法人については、申請により減免が受けられる。

e 申告と納税

法人県民税は、法人事業税と合わせて申告・納税する。

| 申告の種類 | | 納める税額 | 申告と納税の期限 |
|--|-----------------|-------------------------------------|---|
| 中間申告 (法人税の 中間申告の 義務のある 法人) | 予定申告 | 前事業年度の法人税割 額×6÷前事業年度の 月数+均等割額 | 事業年度開始の日以 後6か月を経過した 日から2月以内 |
| | 仮決算に基づ く中間申告 | 仮決算による法人税額 ×税率+均等割額 | |
| 確定申告 | | (法人税額×税率+均 等割額)－中間納付額 | 事業年度終了の日か ら2月以内(法人税に おいて申告期限の延 長がされている場合 は、延長された期限) |
| 均等割申告(公共法人、公益 法人等で均等割のみを課さ れる法人) | | 均等割額 | 4月30日 |

【参考】法人の種類による法人税(国税)・法人県民税・法人市町村民税(市町村税)の課税関係(平成28年4月1日以後に開始する事業年度における税率)

| 法人等の区分 | 法人税(税率) | | 法人県民税 | | 法人市町村民税 | |
|---|---------------------------|---|---------------------|----------------------|---------------------|--------------|
| | 【課税標準： 所得金額】 | 非課税 | 均等割 (税率) (※1) | 法人税割 (税率) (※2) | 均等割 (税率) (※3) | 法人税割 (税率) |
| 公共法人 (法人税 法別表第 一) | 地方公共団体 等 | 非課税 | 非課税 | 非課税 | 非課税 | 非課税 |
| | 上記以外の 公共法人 | 非課税 | 課税 | 課税 | 課税 | 非課税 |
| 公益法人 等 (法人税 法別表第 二) (※4) | 日本赤十字社 社会福祉法人 宗教法人等 | 非課税 | 非課税 | 非課税 | 非課税 | 非課税 |
| | 上記以外の公 益法人等 | 19% (※5) (15%) | 課税 | 課税 | 課税 | 9.7% |
| 協同組合等 (法人税法別表第三) (15%) | 収益事業を 行わない者 | 非課税 | 非課税 | 非課税 | 非課税 | 非課税 |
| | 収益事業を 行う者 | 19% (※5) (15%) | 課税 | 課税 | 課税 | 9.7% |
| 人格のない社団等 | 収益事業を 行わない者 | 非課税 | 非課税 | 非課税 | 非課税 | 非課税 |
| | 収益事業を 行う者 | 普通法人 (その他の の法人)に 同じ | 課税 | 課税 | 課税 | 9.7% |
| 普通法人 | 資本金1億 円超の法人 | 23.4% | 課税 | 課税 | 課税 | 9.7% |
| | その他の 法人 | 所得800万円以 下の部分 15% 所得800万円超 の部分 23.4% | 課税 | 課税 | 課税 | 9.7% |

※1 法人県民税の法人税割については、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える
場合、法人税額が年1,500万円を超える場合は保険業法に規定する相互会社で

ウ 県民税の利子割

(7) 県民税の利子割の概要

a 趣旨等

県民税の利子割は、預貯金の利子等の支払いの際に課税されるもので、所得税等(国税)といっしょに利子等の支払いをする金融機関などを通じて納められる。

b 納税義務者

県内の金融機関等から利子等の支払いを受ける個人

預貯金の利子のほかにも次のような金融(類似)商品の利子等が課税の対象になる。

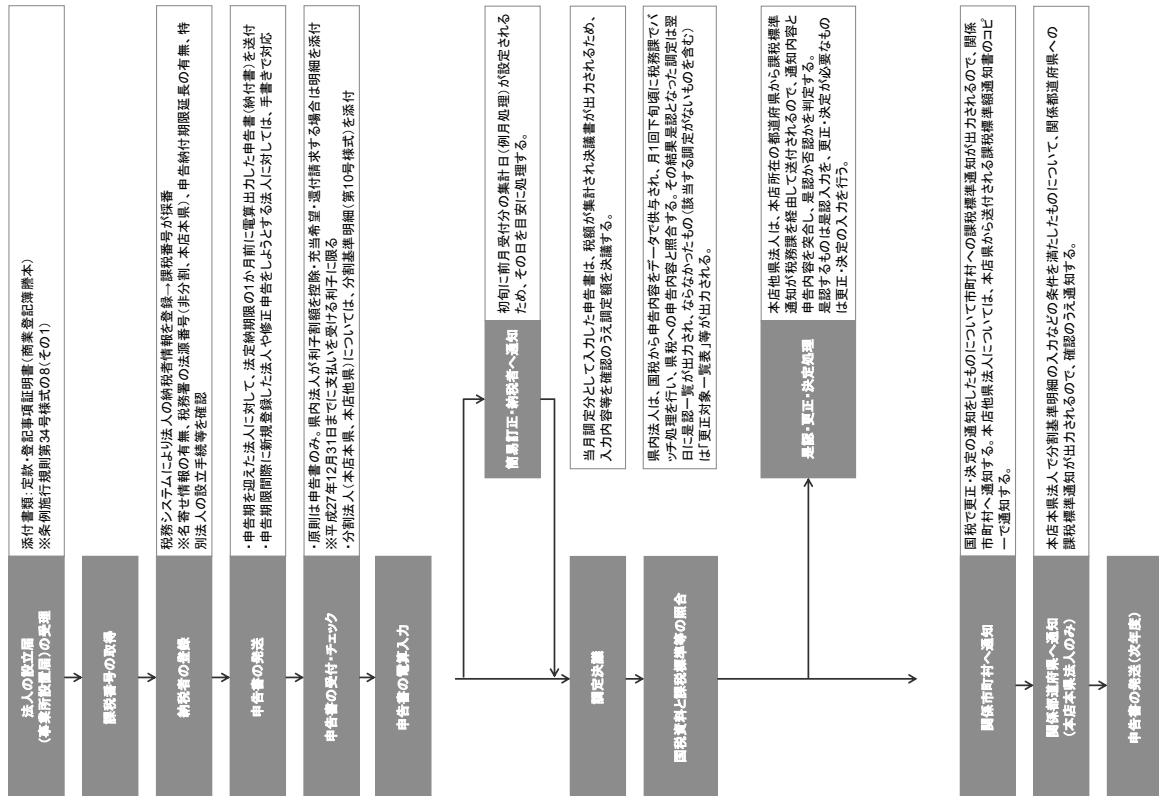
- ・特定公社債以外の公社債、合同運用信託、公社債投資信託、定期積金、掛金、抵当証券、金貯蓄(投資)口座、外貨建預貯金、一時払養老保険、一時払損害保険、懸賞金付預貯金等の懸賞金など
- ・特定公社債等(※)の利子等及び公社債投資信託や特定目的信託の社債的受益権の収益の分配のうち公募のものは、県民税の配当割の課税の対象になる。

※「特定公社債等」とは、「特定公社債(国債、地方債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除く。))などの一定の公社債」、「公募公社債投資信託の受益権」及び「証券投資信託以外の公募投資信託の受益権」及び「特定目的信託(その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限る。)の社債的受益権」のことをいう。

c 税額

税額＝利子等の額×5% (ほか)に所得税等(国税)15.315%が課税される。)

(4) 業務フロー



d 非課税

| 種類 | 非課税限度額 | 対象者 |
|--------------------|---------------|--|
| 少額預金非課税制度 (マル優) | 350万円 | 遺族基礎年金の受給者である被保険者の妻、寡婦年金の受給者、身体障害者手帳の交付を受けている人など |
| 財産形成住宅貯蓄 非課税制度 | 合わせて 550万円 | 55歳未満の勤労者 |
| 財産形成年金貯蓄 非課税制度 | | |

e 申告と納税

金融機関等が利子等から税額を差し引き、毎月分をまとめて翌月10日までに申告し、納税する。

f 市町村への交付

利子割額に相当する金額の59.4%は、利子割交付金として県内の市町村に交付される。

エ 県民税の配当割

(7) 県民税の配当割の概要

a 趣旨等

県民税の配当割は、支払いを受ける一定の上場株式等の配当等について課税されるもので、所得税等(国税)と併せて配当等の支払いをする者又は支払いの取扱者(証券会社、銀行等)を通じて納められる。

b 納税義務者

県内に住所があり、株式会社等から上場株式の配当等(※1)の支払いを受ける個人

※1 「配当等」とは、一定の上場株式等の配当等のほかにも次のようなものが課税の対象になる。

投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの、特定公社債(※2)の利子、特定口座外の割引債の償還金

※2 「特定公社債」とは、国債、地方債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除く。)などの一定の公社債のことをいう。

c 税額

税額＝配当等の額×5% (ほかにかに所得税等(国税)15.315%が課税される。)

※ 「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」(通称NISA)が導入され、金融機関で開設した非課税口座において、取得した上場株式等(上り年間120万円(平成26年分及び平成27年分は年間100万円))の配当等が最長5年間非課税となる。
また、平成28年4月1日から、「未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」(通称ジュニアNISA、上り年間80万円)が導入されている。

d 非課税

| 種類 | 非課税限度額 | 対象者 |
|------------------|--------|--|
| 少額公債非課税制度(特別マル優) | 350万円 | 遺族基礎年金の受給者である被保険者の妻、寡婦年金の受給者、身体障害者手帳の交付を受けている人など |

※ 上記の非課税扱いを受けるためには手続が必要となる

e 申告と納税

配当等の支払いをする者が配当等から税額を差し引き、毎月分をまとめて翌月10日までに申告し、納税することになっている。

また、平成22年1月以降、源泉徴収選択口座に受け入れた配当等は、上場株式等の譲渡損失と損益通算して支払いの取扱者が徴収し、翌年の1月10日までに申告し、納税する。

f 市町村への交付

配当割額に相当する金額の59.4%は、配当割交付金として県内の市町村に交付される。

オ 県民税の株式等譲渡所得割

(7) 県民税の株式等譲渡所得割の概要

a 趣旨等

県民税の株式等譲渡所得割は、支払いを受ける一定の特定口座における上場株式等の譲渡による所得等の金額に対して課税されるもので、所得税等(国税)と一緒に金融商品取引業者などを通じて納められる。

b 納税義務者

県内に住所があり、一定の特定口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払いを受ける個人

c 税額

税額＝株式等譲渡所得の額×5% (ほかに所得税等(国税)15.315%が課税される。)

※ 「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(通称NISA)」が導入され、金融機関で開設した非課税口座において、取得した上場株式等(上限年間120万円(平成26年分及び平成27年分は年間100万円))の譲渡所得等が最長5年間非課税となる。

また、平成28年4月1日から、「未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」(通称ジュニアNISA、上限年間80万円)が導入された。

d 申告と納税

金融商品取引業者などが、1年分をまとめて翌年の1月10日までに申告し、納税する。

e 市町村への交付

株式等譲渡所得割額に相当する金額の59.4%は、株式等譲渡所得割交付金として県内の市町村に交付される。

カ 個人事業税

(7) 個人事業税の概要

a 趣旨等

個人事業税は、事業を行う場合にはさまざまな行政サービスを受けてその活動を行っていることから、その必要な経費の一部を負担するという趣旨の税金で、一般的な県の事業の費用に使われる。

b 納税義務者

県内に事務所又は事業所（事務所又は事業所を設けていない場合には住所等）を設けて、次の事業を行っている個人

【第一種事業】

| | | | | | |
|-------|-------------------------|------------|-----------|--------|----------|
| 物品販売業 | 保険業 | 金銭貸付業 | 物品貸付業 | 不動産貸付業 | 製造業 |
| 電気供給業 | 土石採取業 | 電気通信事業(※1) | 運送業 | 運送取扱業 | 船舶ていけい場業 |
| 倉庫業 | 駐車場業 | 請負業 | 印刷業 | 出版業 | 写真業 |
| 席貸業 | 旅館業 | 料理店業 | 飲食店業 | 周旋業 | 代理業 |
| 仲立業 | 問屋業 | 問替業 | 公衆浴場業(※2) | 演劇興行業 | 遊技場業 |
| 遊覧所業 | 商品取引業 | 不動産売買業 | 広告業 | 興信所業 | 案内業 |
| 冠婚葬祭業 | ※1：放送事業を含む。 ※2：温泉・むし風呂等 | | | | |

【第二種事業】

| | | |
|-----|-----|-------|
| 畜産業 | 水産業 | 薪炭製造業 |
|-----|-----|-------|

※ 家族などの自家労力を主としているとき（同居の家族又は親族の年間労働延日数が全体の1/2を超えるとき）には事業税はかからない。

【第三種事業】

| | | | |
|----------|-----------|--------|---------------------------------------|
| 医業 | 歯科医業 | 薬剤師業 | あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復士の他の医業に類する事業 |
| 獣医業 | 装蹄師業 | 弁護士業 | |
| 司法書士業 | 行政書士業 | 公証人業 | |
| 弁理士業 | 税理士業 | 公認会計士業 | 計理士業 |
| 社会保険労務士業 | コンサルタント業 | 設計監督者業 | 不動産鑑定業 |
| デザイン業 | 諸芸師匠業 | 理容業 | 美容業 |
| クリーニング業 | 公衆浴場業（銭湯） | 歯科衛生士業 | 歯科技工士業 |
| 測量士業 | 土地家屋調査士業 | 海事代理士業 | 印刷製版業 |

c 税額

税額＝（事業所得金額(※1)－各種損失の控除額(※2)－事業主控除額(※3)）×税率(※4)

※1 事業所得金額とは、前年中（1月1日から12月31日まで）の事業から生じた所得をいう。年の中で事業を廃止したときは、前年中の事業所得と、事業を廃止した年の1月1日から事業を廃止した日までの事業所得が課税の対象となる。

事業の総収入金額－必要経費＝事業所得金額

※2 各種損失の控除額には、損失の繰越控除（青色申告者）、被災事業用資産の損失の繰越控除、事業用資産の譲渡損失控除・譲渡損失の繰越控除がある。

※3 事業主控除額とは、1年を通じて事業を行った人は、事業所得金額から290万円が控除されるものである。ただし、1年に満たないときの控除額は月割となる。（1か月に満たない端数は1か月とされる。）

※4 税率

第一種事業 5%

第二種事業 4%

第三種事業 5%(※)

※ あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復士の他の医業に類する事業、装蹄師業の税率は3%

d 減免

震災、風水害、火災などの災害により被害を受けたときは、申請により、災害の発生した日以降に納期限が到来する事業税について減免が受けられる場合がある。

(a) 災害により事業用資産に損害を受けた金額（保険金などにより補てんされる金額を除く。）がその資産の価格の1/2以上の場合

| 事業主控除前の事業所得金額 | 減免額 |
|---------------|--------|
| 年500万円以下 | 税額の全部 |
| 年750万円以下 | 税額の1/2 |
| 年1,000万円以下 | 税額の1/4 |

(b) (a)のほか、住宅や家財について損害を受けた金額（保険金などにより補てんされる金額を除く。）が甚大で、所得金額が500万円以下の場合には、税額の1/2の範囲内で減免

e 事業を開始又は廃止したとき

事業を開始し、又は廃止したときは、その日から1か月以内に管轄の県税事務所へ開業（廃業）報告書を提出する必要がある。

なお、納税義務者の死亡により事業を廃止したときは、相続人は廃止した日から4か月以内に廃業報告書を提出する必要がある。

f 申告書の提出

(a) 通常毎年3月15日までに前年中の事業所得について申告する。

(b) 所得税の確定申告書を提出した人や県・市町村民税の申告書を提出した人は、あらかじめ個人事業税の申告書を提出する必要がある。

この場合、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄、あるいは、県・市町村民税申告書の「事業税に関する事項」欄に該当する事項を記載する必要がある。

また、所得税の確定申告書、あるいは、県・市町村民税申告書の「青色申告特別控除額」欄に青色申告特別控除額を記載する必要がある。

(c) 年途中で事業を廃止した人は、廃止した日から1か月以内に個人事業税の申告をする必要がある。

この場合には、事業を廃止した年の1月1日から事業廃止の日までの事業所得について申告をする必要がある。

(d) 納税義務者の死亡により事業を廃止したときは、相続人は廃止した日から4

か月以内に個人事業税の申告をする必要がある。

なお、この期間内に所得税の確定申告書を提出した人は、個人事業税の申告をする必要はない。

(e) 申告書の提出がないとき又は、(b)の所得税確定申告書や県・市町村民税申告書の「事業税に関する事項」欄に記載がないときは、各種控除が受けられない場合がある。

g 納税の時期

県税事務所から送られる納税通知書（納付書）により、原則として8月と11月の2回に分けて納める。

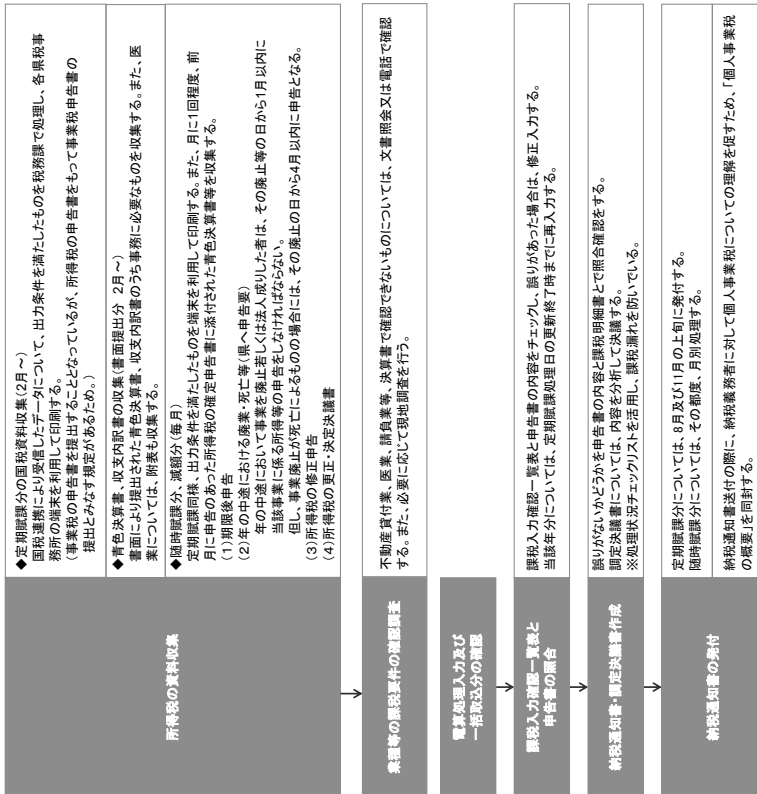
| 納期限 | 第1期 | 8月31日（ただし、土・日・休日の場合は翌平日） | 年税額が10,000円以下 |
|-----|-----|---------------------------|----------------|
| | 第2期 | 11月30日（ただし、土・日・休日の場合は翌平日） | 下のときは第1期のみとなる。 |

なお、これと異なる納期限で納税通知書を送付する場合は、その送付する納税通知書の定める納期限による。

また、年途中で事業を廃止したり、所得税の修正申告、更正・決定が行われ

たりした場合には、別に納期限を定める。

(4) 業務フロー



キ 法人事業税

(7) 法人事業税の概要

a 趣旨等

法人事業税は、法人の行う事業に対し、事務所又は事業所所在の都道府県により、その事業を行う法人に課される税金である。

b 納税義務者

(a) 県内に事業所や事務所を設けて、事業を行っている法人

(b) 法人でない社団や財団で、代表者や管理人の定めがあり、収益事業を行っているもの

c 税額

| | |
|------------|-------------------------------|
| 所得金額課税法人 | 税額＝所得金額×税率 |
| 収入金額課税法人 | 税額＝収入金額×税率 |
| 外形標準課税対象法人 | 税額＝所得金額×税率＋付加価値額×税率＋資本金等の額×税率 |

| 区分 | 法人の種類 | 適用区分 (※3、※4) | 上段：税率（単位：％） 下段：標準税率（単位：％） | | | | 下段の標準税率が適用される法人 |
|------------|---------------------------------|------------------------|------------------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| | | | 開始事業年度 | | | | |
| | | | ～ H26. 10.1 9.30 | H26. 10.1 ～ | H27. 4.1 ～ | H28. 4.1 ～ | |
| 外形標準課税対象法人 | 各事業年度の資本の額又は出資金の額が1億円を超える法人（※2） | 年400万円以下の所得金額 | 1.614 | 2.314 | 1.714 | 0.414 | |
| | | 年400万円を超え年800万円以下の所得金額 | 1.5 | 2.2 | 1.6 | 0.3 | |
| | | 年800万円を超える所得金額 | 2.365 | 3.365 | 2.465 | 0.665 | |
| | | 年800万円を超える所得金額 | 2.2 | 3.2 | 2.3 | 0.5 | |
| | | 3以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人 | 3.116 | 4.516 | 3.316 | 0.916 | |
| | | 付加価値割 | 0.48 | 0.48 | 0.72 | 1.2 | |
| | | 資本割 | 0.206 | 0.206 | 0.306 | 0.506 | |
| | | | 0.2 | 0.2 | 0.3 | 0.5 | |

- ※1 「特別法人」とは、地方税法第72条の24の7第5項に規定する法人（協同組合、医療法人など）をいう。
- ※2 「所得金額課税法人」（公益法人等、特別法人、一般社団法人、一般財団法人、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社は除きます。）のうち、各事業年度の資本の額又は出資金の額が1億円を超える法人が対象となる。
- ※3 所得金額とは、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額をいい、地方税法等で特別の定めをしている場合を除き、法人税の計算の例によって算定する。
- ※4 事業年度が1年に満たない法人については、「適用区分」欄中「400万円」又は「800万円」とあるのは、「400万円（又は800万円）×事業年度の月数/12」と読み替える。
- ※5 外形標準課税対象法人について、下段の標準税率は、愛知県では法人事業税への適用はないが、所得割の標準税率は地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用いる。

| 区分 | 法人の種類 | 適用区分 (※3、※4) | 上段：税率（単位：％） 下段：標準税率（単位：％） | | | | 下段の標準税率が適用される法人 |
|---------------------------------|---|---|------------------------------|-------------------|------------------|--|-----------------|
| | | | 開始事業年度 | | | | |
| | | | ～ H26. 10.1 9.30 | H26. 10.1 ～ | H27. 4.1 ～ | H28. 4.1 ～ | |
| 所得金額課税法人 | 普通法人 資本の額又は出資金の額が1億円以下の法人 公益法人等・人格のない社団等を含む | 年400万円以下の所得金額 | 2.85 | 3.55 | 3.4 | 資本の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、年所得5,000万円以下の法人 | |
| | | 年400万円を超え800万円以下の所得金額 | 4.219 | 5.319 | 5.1 | 年所得5,000万円以下の法人（公益法人等及び人格のない社団等）にあっては年所得5,000万円以下のもの | |
| | | 年800万円を超える所得金額 | | | | | |
| | | 資本の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人 | 5.588 | 6.988 | 6.7 | | |
| | | | 5.3 | 6.7 | | | |
| 特別法人（※1） 協同組合 ・医療法人 など | | 年400万円以下の所得金額 | 2.85 | 3.55 | 3.4 | 年所得5,000万円以下の法人 | |
| | | 年400万円を超え800万円以下の所得金額 | 3.798 | 4.798 | 4.6 | | |
| | | 資本の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人 | 3.6 | 4.6 | | | |
| 電気・ガス 供給業、 保険業を 行う法人 | | 収入金額 | 0.759 | 0.939 | 0.9 | 資本の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年4億円以下の法人 | |
| | | 収入割 | 0.7 | 0.9 | | | |

d 外形標準課税の概要

資本金の額又は出資金の額が1億円超の「所得金額課税法人」（公益法人等、特別法人、一般社団法人、一般財団法人、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社は除く。）を対象として、法人事業税に外形標準課税制度が創設され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度分から適用されている。

外形標準課税対象法人の法人事業税は、所得割、付加価値割、資本割で構成されている。

- ① 所得割額＝所得金額×税率（前表を参照）
- ② 付加価値割額＝付加価値額×税率（前表を参照）
 付加価値額＝収益配分額（報酬給与額（a）＋純支払利子（b）
 ＋純支払賃借料（c））±単年度損益（d）
 （a）給与、賞与、手当、退職金等の合計額
 （b）支払利子から受取利子を引いた額
 （c）土地・建物に係る支払賃借料から受取賃貸料を引いた額
 （d）繰越欠損金控除前の法人事業税の所得
- ③ 資本割額＝資本金等の額×税率（前表を参照）

資本金等の額＝地方税法第23条第1項第4号の5に定める額
 平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額を下回る場合、当該合算額を資本割の課税標準とする。

e 分割基準

2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、法人事業税の課税標準の総額を従業員数等の分割基準に基づいて関係都道府県に按分し、申告納付することとされている。

| 事業 | 分割基準 |
|--|--|
| 非製造業 銀行業、保険業、証券業、運輸・通信業、卸売・小売業、サービス業等 | 課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業員数 |
| 製造業 | 従業員数 ※資本金1億円以上の法人は工場は従業業者数を1.5倍とする。 |
| 鉄道事業、軌道事業 | 軌道の延長キロメートル数 |
| ガス供給業、倉庫業 | 事務所等の固定資産の価額 |
| 電気供給業 | 課税標準の3/4：事務所等の固定資産で発電所に用い供するものの価額 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額 |

f 地方法人特別税【国税】（平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用）

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人事業税の税率を引き下げるとともに、新たに地方法人特別税（国税）を創設し、各都道府県が賦課徴収した収入額を国が人口及び従業員数に応じて、各都道府県に譲与している。

（税額）

課税標準は法人事業税の（所得割・収入割）の税額となり、法人事業税と併せて都道府県に申告・納付する。

$$\text{税額} = \text{基準法人所得割額又は基準法人収入割額} \times \text{税率}$$

※ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額をいう。

8 申告と納税

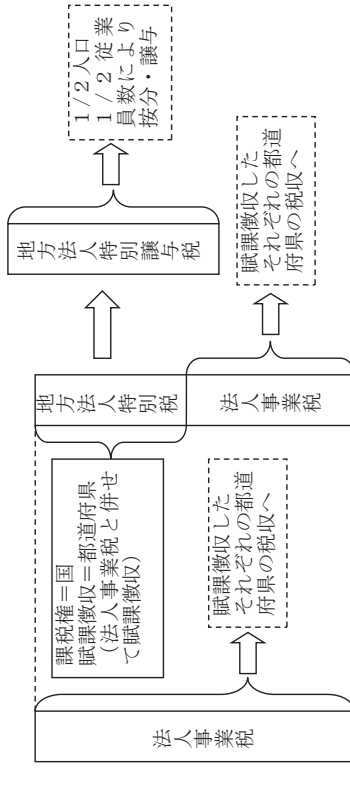
法人事業税の申告と納税などは法人県民税と一緒に行う。地方法人特別税（国税）も併せて行う。

| 申告の種類 | 納める税額 | 申告と納税の期限 |
|--|--------------------------|--------------------------|
| 中間申告 （事業年度が6月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える特別法人以外の法人）（※1） | 前事業年度の税額÷前事業年度の月数×6 | 事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内 |
| 確定申告 | 仮決算による課税標準額×税率 | |
| 確定申告 | 確定した決算に基づく課税標準額×税率-中間納付額 | 事業年度終了の日から2月以内（※3） |

- ※1 収入金額課税法人と外形標準課税対象法人は、（ ）内の要件に関する申告が必要である。
- ※2 仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができる。
- ※3 会計監査人の監査を受けなければならないため決算が確定しない場合などは、主たる事務所・事業所所在地の都道府県の承認を受け、期限を延長することができる。

| 区分 | 税率 | | |
|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| | ～H26.9.30 開始事業年度 | H26.10.1～ 開始事業年度 | H27.4.1～ 開始事業年度 |
| 外形標準課税 対象法人 | 148% | 67.4% | 414.2% |
| 外形標準課税 対象法人以外の法人 | 81% | 43.2% | |
| 収入金額課税 法人 | | | |

（地方法人特別税及び地方法人特別譲与税のイメージ）



（改正前）

（改正後）平成20年10月1日以後に開始

ク 不動産取得税

(7) 不動産取得税の概要

a 趣旨等

不動産取得税は、不動産（土地・家屋）を取得したときにかかる税金である。

b 納税義務者

不動産（土地・家屋）を取得（※）した人

※ 「不動産の取得」とは、家屋の新（増・改）築、土地や家屋の売買、贈与、交換などにより現実に不動産の所有権を取得することをいう。したがって、等価交換のように経済的利益が発生しない場合や未登記の場合にも課税される。

c 申告

不動産を取得した日から 60 日以内に「不動産取得税申告書」を不動産の所在地を管轄する県税事務所へ提出する必要がある。

d 納税

県から送られる納税通知書により、納期限までに金融機関（ゆうちょ銀行代理店の郵便局を含む。）、コンビニエンスストア（納税通知書の合計額が 30 万円以下のものに限る。）又は県税事務所で納める必要がある。

e 税額

税額＝不動産の価格（※）×税率

※ 不動産の価格とは

(a) 家屋の新（増・改）築など

固定資産評価基準により評価した新（増・改）築時の価格

(b) その他の不動産の取得

市町村の固定資産課税台帳の登録価格（取得前に増・改築や地目変更、その他特別の事情があった場合は固定資産評価基準により評価した価格）

なお、「不動産の価格」は建築費や購入価格ではない。

【不動産取得税の税率】

| | | |
|------|---|-----|
| 取得対象 | 取得時期 | 税率 |
| 土地 | 平成 20 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで | 3 % |
| 家屋 | | 3 % |
| 住宅以外 | | 4 % |

平成 30 年 3 月 31 日までに宅地評価土地（※）を取得した場合は、宅地評価土地（※）の価格×1/2となる。

※ 「宅地評価土地」とは、宅地と宅地比準土地（市街化区域農地などの宅地以外の土地で、その土地と状況が類似する宅地の価格に比準して価格が決定される土地）をいう。

f 非課税

相続により不動産を取得した場合や、学校法人、宗教法人などが本来の事業に用いる不動産を取得した場合は、課税されない。

g 免税点

取得した不動産の価格が次の金額未満の場合には、課税されない。

| | |
|---------|-------|
| 取得対象 | 価格（※） |
| 土地 | 10 万円 |
| 家屋 | 23 万円 |
| 新（増・改）築 | 23 万円 |
| その他 | 12 万円 |

※ 免税点は、特例適用住宅を新築した場合のように、価格から一定の金額が控除されるときは、その控除後の金額で判定する。

h 住宅及び住宅用土地の取得に対する不動産取得税の軽減

一定の条件を満たす住宅や住宅用土地を取得した場合には、次のように不動産取得税が軽減される。

(a) 住宅の取得に対する控除

税額 = (住宅の価格 - 控除額) × 3%

【住宅の取得に対する控除】

| 住宅の区分 | 控除の条件 | 控除額 |
|---|---|--|
| 特例適用住宅 ○住宅の新(増・改)築 ○新築未使用の建売住宅・分譲マンションなどの購入 | 次の条件に該当する住宅 床面積が50㎡以上240㎡以下(※1) (戸建以外の貸家は40㎡以上240㎡以下) | 1,200万円 (価格が1,200万円未満である場合はその額) (認定長期優良住宅を新築又は購入した場合は、1,300万円) (※2) |
| 耐震基準適合 既存住宅 | 次のすべての条件に該当する住宅 ①床面積が50㎡以上240㎡以下 ②取得者(個人)が自己の居住の用に供するもの ③昭和57年1月1日以後に新築されたもの(※3) | H9.4.1 ~ 1,200万円 H1.4.1 ~ 1,000万円 H9.3.31 S60.7.1 ~ 450万円 H1.3.31 S56.7.1 ~ 420万円 S60.6.30 (※3) S51.1.1 ~ 350万円 S56.6.30 (※3) S48.1.1 ~ 230万円 S50.12.31 (※3) S39.1.1 ~ 150万円 S47.12.31 (※3) S29.7.1 ~ 100万円 S38.12.31 (※3) |

※1 増・改築をした場合は、増・改築後の住宅全体の床面積をいい、附属家(物置、車庫など)を新築した場合は、母屋の床面積を合わせた床面積をいう。
また、母屋を新築した場合は、附属家の床面積を合わせた床面積をいう。

※2 平成30年3月31日までに取得した場合に限る。

※3

昭和56年12月31日以前に新築された住宅であっても、新耐震基準に適合していることが証明された次のいずれかの住宅については不動産取得税が軽減される。

- ・住宅の取得の前2年以内に調査が終了した耐震基準適合証明書があるもの
- ・住宅の取得の前2年以内に評価された建設住宅性能評価書の耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)が等級1、2又は3であるもの
- ・平成25年4月1日以降に取得された場合で、住宅の取得の前2年以内に既存住宅売買瑕疵保険契約が締結されたもの

(b) 住宅の取得に対する減額

税額 = (住宅の価格 × 3%) - 減額される額

【住宅の取得に対する減額】

| 住宅の区分 | 減額の条件 | 減額される額 |
|---------------------|---|--|
| 耐震基準 不適合 既存住宅 | 次のすべての条件に該当する住宅 ①床面積が50㎡以上240㎡以下 ②平成26年4月1日以後に取得されたもの ③取得後6か月以内に耐震改修を行い、当該住宅が新耐震基準に適合することにつき証明を受け(※4)、かつ、改修後で取得後6か月以内に、取得者(個人)が自己の居住の用に供するもの | S56.7.1 ~ 126,000円 S60.6.30 S51.1.1 ~ 105,000円 S56.6.30 S48.1.1 ~ 69,000円 S50.12.31 S39.1.1 ~ 45,000円 S47.12.31 S29.7.1 ~ 30,000円 S38.12.31 |

※4 新耐震基準に適合していることが証明された次のいずれかの住宅に限る。

- ・住宅の取得の日後6か月以内に調査が終了した耐震基準適合証明書があるもの
- ・住宅の取得の日後6か月以内に評価された建設住宅性能評価書の耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)が等級1、2又は3であるもの
- ・住宅の取得の日後6か月以内に既存住宅売買瑕疵保険契約が締結されたもの

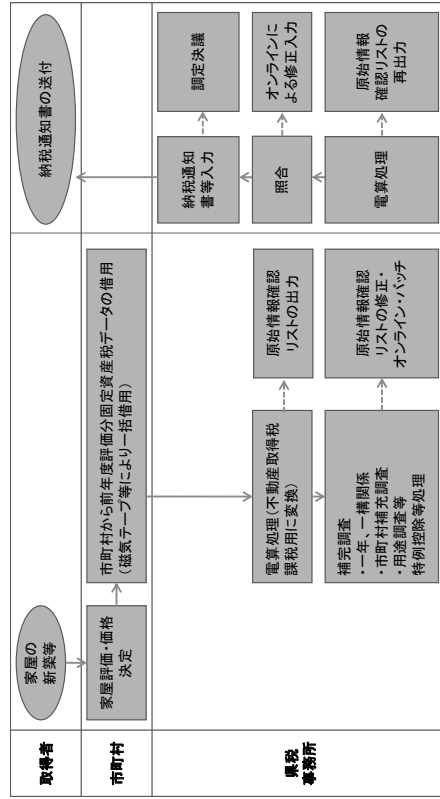
- ※5 平成30年3月31日までに宅地評価土地を取得した場合の価格は、市町村の固定資産課税台帳の登録価格の2分の1となる。
- ※6 平成30年3月31日までに土地を取得した場合に限る。なお、平成30年3月31日までに土地を取得した場合において、100戸以上の共同住宅等で土地を取得した日から3年以内に住宅が新築されることが困難な場合は、4年以内となる。

(d) 取用された不動産に代わる不動産を取得した場合の軽減公共事業を行う者に、当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡等した人が、その不動産に代わる不動産を譲渡等した日から2年以内に取得した場合は、取得した不動産の価格(※7)から譲渡等した不動産の価格(※7)が控除される。(公共事業用地の上にある家屋につき移転補償金を受けた場合も同じ。)

※7 宅地評価土地である場合は、市町村の固定資産課税台帳の登録価格の2分の1となる。

(e) 納税の猶予
取得した不動産が不動産取得税の軽減を受ける条件を満たす予定という申告を納期限までにした場合、一定期間に限って納税が猶予される。

(イ) 業務フロー



(c) 住宅用土地の取得に対する減額
税額 = (土地の価格(※5) × 3%) - 減額される額
【住宅用土地の取得に対する減額】

| 土地の区分 | 減額の条件 | 減額される額 |
|--|---|--|
| 特例適用住宅用の土地 | 次のいずれかの条件に該当すること ①土地を取得した日から3年以内(※6)にその土地の上に特例適用住宅が新築され、次のいずれかの要件を満たすこと ・土地を取得した人が、その土地を特例適用住宅の新築時まで引き続き所有していること ・特例適用住宅の新築が、土地を取得した人からその土地を取得した人により行われること | 次のうちどちらか多い方の金額 ①45,000円 ②(1㎡あたりの土地の価格(※5)) × (住宅の床面積 × 2) × 3% |
| ※【住宅の取得に対する控除】表中の特例適用住宅の「控除の条件」に該当する住宅用の土地 | ③新築未使用の土地付建売住宅又は分譲マンション(特例適用住宅で土地と家屋を取得した人が同じ場合に限る)を新築後1年以内に取得すること ④土地を取得した人が、取得の日から1年以上又は取得の日前1年以内に、その土地の上にある新築後1年を経過した自己の居住用の未使用の特例適用住宅を取得すること | なお、住宅の床面積 × 2は、200㎡を限度とする。 |
| 耐震基準適合既存住宅用の土地 | 次の条件に該当すること 土地を取得した人が、取得の日から1年以上又は取得の日前1年以内に、その土地の上にある耐震基準適合既存住宅を取得すること | |
| ※【住宅の取得に対する控除】表中の耐震基準適合既存住宅の「控除の条件」に該当する住宅用の土地 | | |

ケ 自動車取得税

(7) 自動車取得税の概要

a 趣旨等

自動車取得税は、自動車の取得という財産の移転に対して税がかかる流通税の一種である。

b 自動車取得税のかかる自動車

普通自動車（バス、トラックを含む）、小型自動車、軽自動車（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び二輪のものは除く。）

c 納税義務者

自動車（新車・中古車を問わない。）を取得した人（割賦販売等により、売主が自動車の所有権を留保しているときは、買主）

d 申告と納税

次に記載してある日までに、自動車取得税・自動車税申告書（報告書）を提出すると同時に、自動車取得税を納める必要がある。

- ・新規登録や移転登録などをとする自動車を取得したとき……登録などの日
 - ・上記以外の自動車を取得したとき……取得の日から15日以内
- なお、申告納税をしたときには、納税額を記載した自動車取得税・自動車税申告書（報告書）控を渡される。

e 納税額

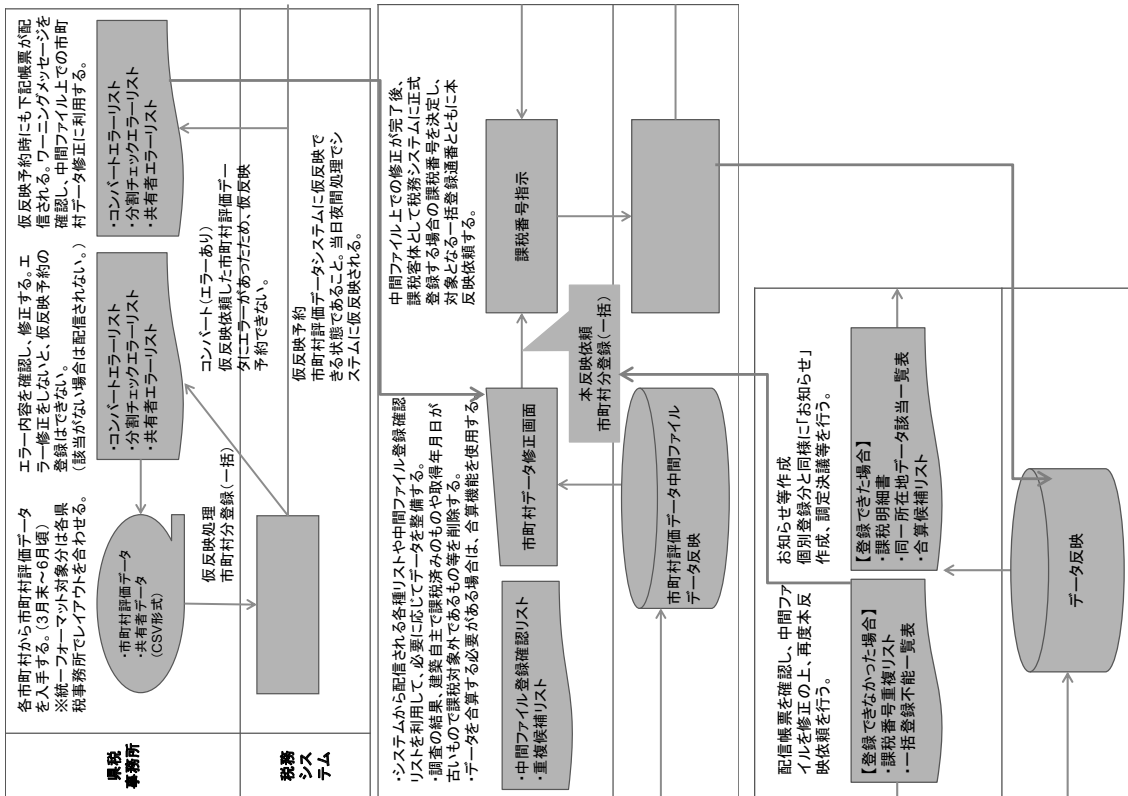
税額＝自動車の取得価額×税率（※）

- ・自動車を無償や交換で取得した場合などは、通常の取引価額が取得価額になる。
- ・自動車の取得の際にエアコン、ステレオ等の取付用品を併せて取得した場合には、その価額も取得価額に含まれる。

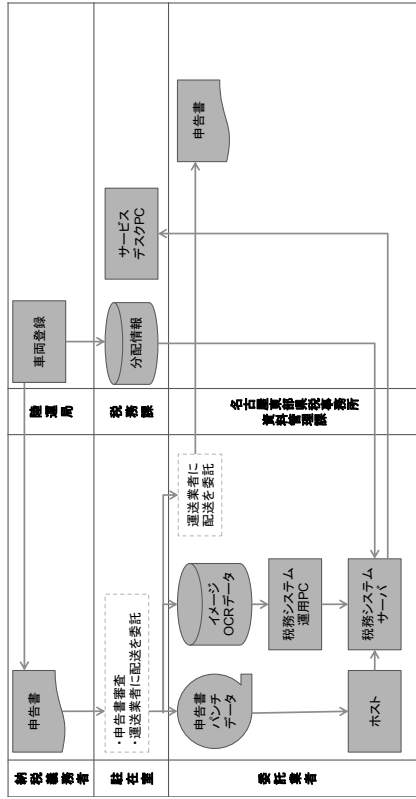
※ 税率

| | | |
|----|------------|------|
| 車種 | 軽自動車以外の自動車 | 軽自動車 |
| | 家用 | 営業用 |
| 税率 | 3% | 2% |

自動車の種類、排出ガス基準及び燃費基準の達成率等により税率の軽減措置等がある。



(イ) 業務フロー



※ 軽自動車の申告については、次のとおり読み替える。
陸運局→軽自動車検査協会
駐在室→外部委託先

- f 免除又は申請により減免
 - ・ 取得価額が50万円以下のときは課税されない。
 - ・ 自動車販売業者から取得した自動車で、車の性能が良好でないなどの理由で取得の日から1か月以内に返還したときは免除され、既に納められている税金は返金される。
 - ・ 災害などにより自動車が減失・損壊し、災害のやんだ日から3か月以内に代替車を取得したときは、その代替車について減免される。
 - ・ 申告納付期限から1か月以内に災害により減失・損壊したときは減免される。(既に納められている税金は返金される。)
 - ・ 身体に障害のある人などについては、自動車税と同じような条件で、減免される。
- g 市町村への交付
 - 県に納付された自動車取得税の66.5%は、市町村道の延長及び面積に応じて各市町村に交付される。
 - 名古屋市に対しては、納付額の28.5%を県内の国県道に占める名古屋市内の国県道の延長及び面積の割合で按分した額が加算して交付される。
- h 軽減措置（平成27年4月1日～平成29年3月31日）
 - 自動車取得税の軽減措置は、次のとおりである。
 - (a) エコカー減税・中古車特例
 - (b) バリアフリー・ASV特例（新車新規登録に限る）

コ 自動車税

(7) 自動車税の概要

a 趣旨等

自動車税は、自動車を所有していることに負担能力があるという財産課税としての性格と、道路の損傷に対して応分の負担を求めるといふ道路損傷負担金としての性格を併せもった税金で、一般的な県の事業の費用に使われる。

b 自動車税のかかる自動車

道路運送車両法の適用を受ける自動車

軽自動車税のかかる軽自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車と固定資産税のかかる大型特殊自動車（ブルドーザー・フォークリフトなど）は除く。（軽自動車税及び固定資産税は市町村の税金である。）

c 納税義務者

自動車を所有している人

自動車の売買があった場合において、売主が自動車の所有権を留保しているときは、現実には自動車を所有している買主（例えば所有権留保付割賦販売の場合。）

d 申告

自動車を買ったとき、売ったとき、廃車したときや住所を変更したときは、必ず運輸支局へ登録の申請をするとともに、自動車税の申告書（自動車取得税・自動車税申告書（報告書））を提出する必要がある。

e 税額

| 区分 | 納税方法等 |
|--------------------------|---|
| 4月1日現在の所有者 | 「自動車税年税額一覧表」の区分にしたがった税金がかかる。5月に県から送られる納税通知書により5月31日（土曜日又は日曜日の場合は次の月曜日）までに納める必要がある。 |
| 4月1日以降新車などの未登録の自動車を取得した人 | 運輸支局へ登録するときに、自動車税の申告書を提出する必要があるとともに、登録した月の翌月から3月までの期間に応じて年税額をもとに月割で計算した税額を納めなければならない。 |

f 譲渡・廃車などしたときの自動車税

(a) 4月1日以降に譲渡（下取りに出すなど）したことにより所有者の変更があったときは、翌年度から新所有者に税金がかかる。

(b) 廃車により抹消登録をしたときは、4月から抹消登録をした月までの期間に応じた年税額をもとに月割で計算した税額となるため、納めすぎとなった税金は還付される。

g 申請による減免

(a) 身体に障害があり、障害の種類・程度が一定の要件に該当する人が所有する自動車で、自分で運転するとき

(b) 身体に重度の障害がある人、知的障害又は精神障害の人（一定の要件に該当する場合に限る。）が所有する自動車で、その人と生計を同じくする人がもつばらその障害のある人のために運転するとき

(c) 身体に重度の障害のある人、知的障害又は精神障害の人（一定の要件に該当する場合に限る。）が所有する自動車で、その人を常時介護している人がもつばらその障害のある人のために運転するとき

(d) 身体に重度の障害があり、かつ、年齢が18歳未満の人、知的障害又は精神障害の人（一定の要件に該当する場合に限る。）と生計を同じくする人が所有する自動車で、生計を同じくする人がもつばらその障害のある人のために運転するとき

(e) 盗難にあい相当期間使用できないとき

(f) 災害により自動車に被害を受け、運行不能となったとき

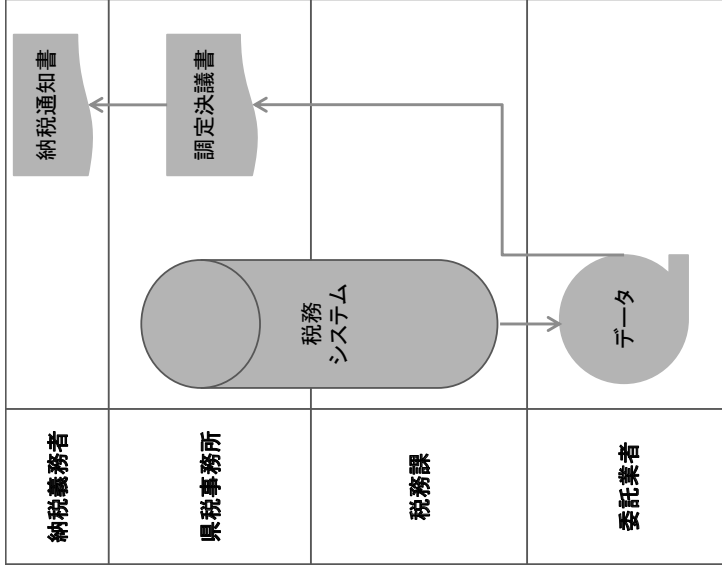
h 自動車の継続検査（車検）又は構造等変更検査
車検を受けるときに、納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）が必要となる場合があるため、自動車検査証と一緒に保管する必要がある。

i 自動車税のグリーン化税制

(a) 自動車税の軽減

平成27年度に新車新規登録を受けた次表の自動車は、税率（年税額）が免除・軽減される。

(4) 業務フロー



| 軽減対象自動車の区分 | | 免除・軽減率 |
|------------------------------|------------------------------------|-----------------------|
| 電気自動車 (燃料電池車を含む) | | 全額免除 (※) |
| プラグインハイブリッド自動車 | | 概ね75%軽減 (平成28年度のみ) |
| 天然ガス自動車 (ポスト新長期規制からNOx10%低減) | | |
| クリーンディーゼル乗用車 (ポスト新長期規制適合) | | |
| 排ガス性能 | 燃費性能 | |
| 平成17年排出ガス基準75%低減 | 平成27年度燃費基準+20%達成 かつ平成32年度燃費基準達成 | 概ね75%軽減 (平成28年度のみ) |
| | 平成27年度燃費基準+20%達成 | 概ね50%軽減 (平成28年度のみ) |
| | 平成27年度燃費基準+10%達成 | |

※ 電気自動車 (燃料電池車を含む)・プラグインハイブリッド自動車に対する愛知県独自の課税免除制度

平成24年度から平成28年度までに新車新規登録を受けたものは、新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年度分が全額免除となる (平成24年1月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものは、平成24年度からの5年度分が全額免除。)

(b) 自動車税の重課

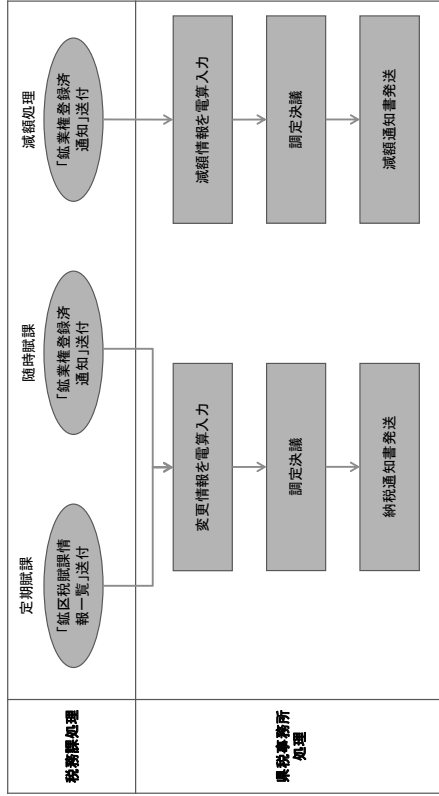
平成28年4月1日現在において、初度登録年月日から13年を経過したガソリン車・LPG車、11年を経過したディーゼル車は、概ね15% (バス・トラックは概ね10%) 重課される。

| 重課対象自動車の種類及び新車新規登録の時期 | 税率が高くなる年度 |
|--------------------------------|---|
| ガソリン車・LPG車 (新車新規登録から13年を超えるもの) | 平成14年3月以前の登録 すでに開始されている。 平成14年4月～ 平成15年3月の登録 平成28年度以降 |
| ディーゼル車 (新車新規登録から11年を超えるもの) | 平成16年3月以前の登録 すでに開始されている。 平成16年4月～ 平成17年3月の登録 平成28年度以降 |

※1 一般乗用バス、被けん引車、低公害車 (電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド自動車) は上記の対象自動車から除かれる。

※2 新車新規登録の時期は、車検証の「初度登録年月」欄に記載されている。

(イ) 業務フロー



カ 鉱区税

(7) 鉱区税の概要

a 趣旨等

鉱区税は、県内の鉱区で鉱物を探掘する権利（鉱業権）をもっている人にかか
る税金である。

b 納税義務者

県内に鉱区をもっている鉱業権者

c 税額

| | | | | | |
|-----------------|---|------|-------------------|------|-------------------|
| 砂鉱を目的とする鉱区 | 面積100アールごとに年額200円 | | | | |
| 砂鉱を目的 としない鉱区 | <table border="1"> <tr> <td>試掘鉱区</td> <td>面積100アールごとに年額200円</td> </tr> <tr> <td>探掘鉱区</td> <td>面積100アールごとに年額400円</td> </tr> </table> | 試掘鉱区 | 面積100アールごとに年額200円 | 探掘鉱区 | 面積100アールごとに年額400円 |
| 試掘鉱区 | 面積100アールごとに年額200円 | | | | |
| 探掘鉱区 | 面積100アールごとに年額400円 | | | | |

※ ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは、上記の税率の3分
の2（4月1日以後に鉱業権の設定・消滅があった場合は、月割課税にな
る。）。

d 申告と納税

(a) 申告

鉱業権の取得、消滅又は変更などをした日から7日以内に申告する。

(b) 納税

5月中旬に県から送られる納税通知書により5月末日までに納税する。

シ 県が課する固定資産税

(7) 県が課する固定資産税の概要

a 趣旨等

固定資産税は原則として市町村により課税されるが、ある一定価額超の大規模な償却資産については、地方税法により市町村が課税できる限度額が定められており、この限度額を超えるものについて県により課税される。

b 納税義務者

一定価額超の大規模な償却資産の所有者

c 税額

税額＝市町村の課税限度額（※）を超える価額×1.4/100

※ 次表に掲げる金額（人口30,000人以上の市町村にあつては、当該大規模の償却資産の価額の4/10の額が当該市町村に係る次表に掲げる金額を超えるときは、当該大規模の償却資産の価額の4/10の額）が課税限度額である。

【市町村の区分ごとの課税限度額】

| 市町村の区分 | 課税限度額 |
|---------------------------|---|
| 人口5,000人未満の町村 | 5億円 |
| 人口5,000人以上10,000人未満の市町村 | 人口6,000人未満の場合にあつては5億4,400万円 人口6,000人以上の場合にあつては5億4,400万円に人口5,000人から計算して人口1,000人を増すごとに4,400万円を加算した額 |
| 人口10,000人以上30,000人未満の市町村 | 人口12,000人未満の場合にあつては7億6,800万円 人口12,000人以上の場合にあつては7億6,800万円に人口10,000人から計算して人口2,000人を増すごとに4,800万円を加算した額 |
| 人口30,000人以上200,000人未満の市町村 | 人口35,000人未満の場合にあつては12億8,000万円 人口35,000人以上の場合にあつては12億8,000万円に人口30,000人から計算して人口5,000人を増すごとに8,000万円を加算した額 |
| 人口200,000人以上の市 | 40億円 |

d 申告と納税

(a) 申告

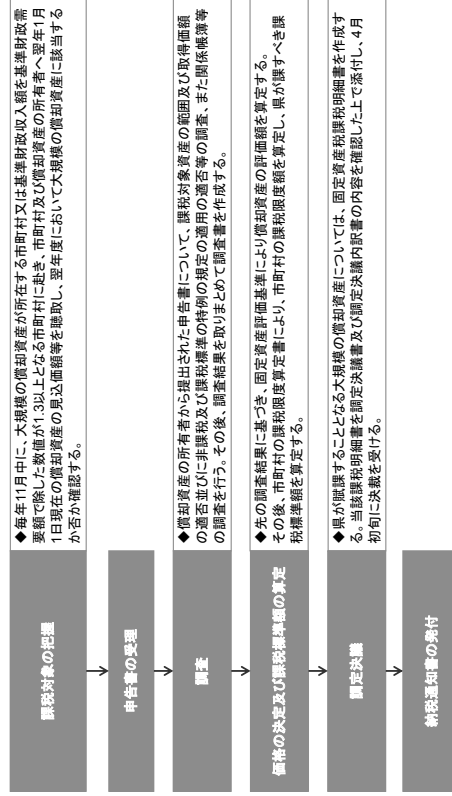
翌年の1月31日まで

(b) 納税

県税事務所から送られる納税通知書（納付書）により、原則として以下の4回に分けて納める。

| 納期 | 期 |
|-----|---------------|
| 第1期 | 4月1日から4月30日 |
| 第2期 | 7月1日から7月31日 |
| 第3期 | 12月1日から12月25日 |
| 第4期 | 翌年2月1日から2月末日 |

(イ) 業務フロー



ス 地方消費税

(7) 地方消費税の概要

a 趣旨等

地方消費税は、国の税金である消費税と同様に広く消費に負担を求めるとともに、国内取引に課される譲渡割と輸入取引に課される貨物割があり、その2分の1は市町村に交付され、それぞれ貴重な財源として身近な行政にいかされている。

なお、平成26年4月1日の税制改正により、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを旨とする観点から、消費税及び地方消費税の税率の引上げ及び使途の明確化が行われた。

b 納税義務者

(a) 譲渡割（国内取引）

消費者が負担し、国内において、商品やサービスの提供を行った事業者が納める。（※1）

※1 事業者とは、個人事業者（事業を行う個人）及び法人をいう。

(b) 貨物割（輸入取引）

外国貨物を保税地域（※2）から引き取る者

（事業者に限らず消費者である個人が輸入をする場合は、消費者も納税義務者となる。）

※2 保税地域とは、関税法の規定により、財務大臣が指定し又は税関長が許可した場所、空港・港など輸入手続未了の外国貨物等を蔵置、加工、製造等を行うことができる場所のことである。

地方消費税は、消費税と同様、事業者が販売する商品やサービスの価格に上乗せ（転嫁）されて、最終的には商品を消費し、又はサービスの提供を受ける消費者が負担する。

c 税額

税額＝消費税額×17/63

消費税率が6.3%のため、価格等に対する実質的な地方消費税率は1.7%になり、地方消費税と消費税を合わせた税率は8%となる。

d 非課税・免税取引

地方消費税は、消費税額を課税標準として用いているため、消費税を課税しないこととされている取引には課税されない。

消費税を課税しないこととされている取引には、非課税取引と免税取引（輸出取引）がある。非課税取引には、土地の譲渡等、税の性格から課税対象とすることにならないものと、社会保険医療等、社会政策的な配慮に基づいたものがある。

e 申告と納税

(a) 譲渡割

本来、商品やサービスの提供を行った事業者が住所又は本店所在の県に申告・納税するのが原則であるが、事業者の事務負担等に配慮して、当分の間、国の消費税と同一の申告書・納付書により、消費税と併せて国（税務署）に申告・納税する必要がある。

① 確定申告

個人事業者は、翌年の3月末日までに申告・納税することとなる。

法人は、課税期間の末日の翌日から2か月以内に申告・納税することとなる。

② 中間申告

直前の課税期間の年税額が48万円を超える事業者は、次のとおり申告・納税することとなる。

なお、48万円以下の場合であっても、届出による任意の中間申告制度が創設された（個人事業者は平成27年分から、法人は平成26年4月1日以後に開始する課税期間からの適用となる。）。

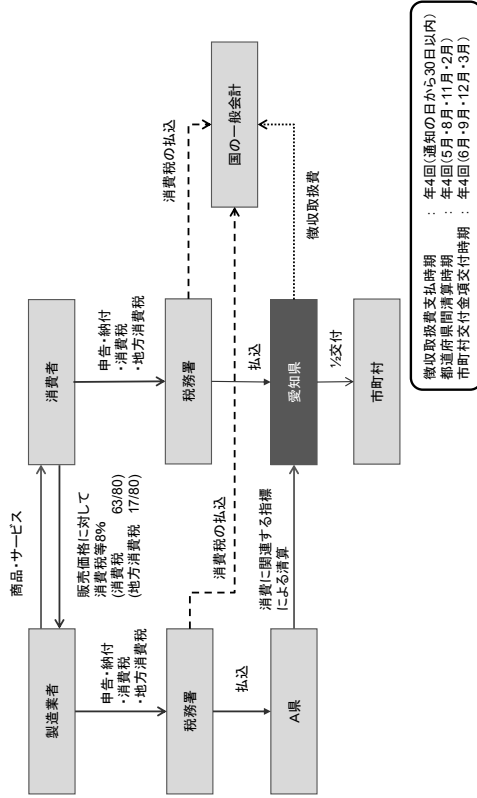
| 直前の課税期間の年税額 | 中間申告・納税回数 |
|------------------|-----------------------------|
| 48万円超 400万円以下 | 年1回 (前課税期間の年税額の2分の1) |
| 400万円超 4,800万円以下 | 年3回 (前課税期間の年税額の4分の1ずつ) |
| 4,800万円超 | 年11回 (前課税期間の年税額の12分の1ずつ) |

帰属させるため、消費に関連する指標に基づき、都道府県間で清算を行う。

i 市町村への交付金

都道府県間の清算を行った後の金額の2分の1に相当する額を、県内の市町村に対して、人口及び従業員数により按分（平成26年4月1日からの税率引き上げ分については人口により按分）して交付される。

(イ) 業務フロー



(b) 貨物割

外国貨物を保税地域から引き取る者が、その引取りを行う時まで、保税地域所在の県に申告・納税することとなるのが本来であるが、消費税と併せて国(税関)に申告・納税することとされている。

国に納付された地方消費税は、消費税の納税地及び保税地域等所在の都道府県へ払い込まれる。

f 納税事務の負担軽減措置等
事業者の納税事務の負担等を軽減するために、次のような措置が講じられている。

【措置の内容】

(a) 事業者免税点制度

基準期間(※1)の課税売上高(※2)が1,000万円以下の事業者は、免税事業者となる。なお、特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度が創設された(平成26年4月1日以後に設立された新規設立法人で、特定新規設立法人の要件に該当する場合に適用される)。

(b) 簡易課税制度

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する簡易課税制度が選択できる。

※1 「基準期間」とは、個人事業者についてはその年の前々年をいい、事業年度が1年である法人についてはその事業年度の前々事業年度をいう。

※2 「課税売上高」とは、消費税が課税される取引の売上金額と輸出取引等の免税売上金額の合計額(売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額の合計額を控除した残額)をいう。

g 課税事業者の届出書の提出

新たに課税事業者となる場合には、課税事業者届出書の提出等必要な手続を行う。

h 都道府県間の清算

地方消費税は、商品やサービスの提供が行われた各流通段階で事業者に課税する一方、前流通段階での税額を控除する仕組みをとることにより、税負担を最終消費者に求める税金である。

そこで、商品やサービスの最終的な消費地に、その消費の規模に応じた税収を

セ 県たばこ税

(7) 県たばこ税の概要

a 趣旨等

県たばこ税は、日本たばこ産業(株)や卸売業者などが小売店にたばこを売り渡すときにかかるもので、消費者の方がたばこを購入するときにその小売価格の中に含まれている。

b 納税義務者

製造たばこの製造者(日本たばこ産業㈱)

特定販売業者(輸入業者)

卸売販売業者



製造たばこの売渡しが ⇒ の部分を通過するときに税金がかかる。

c 税額

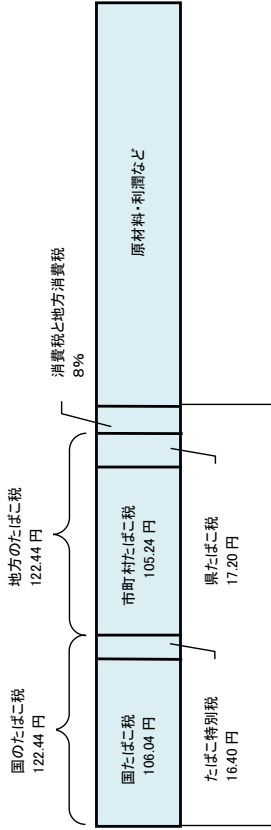
| たばこの種類 | 1本あたりの税額 |
|--------------|----------|
| 一般の紙巻きたばこ | 0.86円 |
| 旧3級品の紙巻きたばこ※ | 0.481円 |

※ エコレー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマ

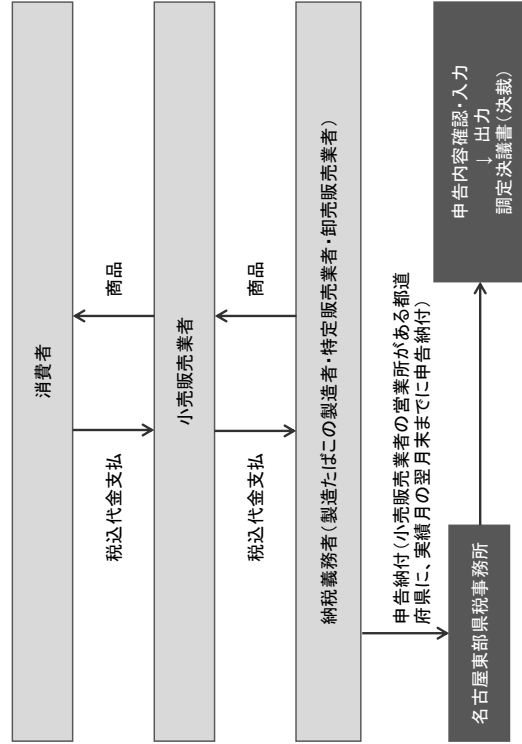
d 申告と納税

日本たばこ産業(株)、特定販売業者(輸入業者)や卸売販売業者が、毎月分をまとめて翌月末までに申告し納める。

たばこ1箱(20本入り)に含まれる税金(旧3級品以外)



(イ) 業務フロー



ソ ゴルフ場利用税

(7) ゴルフ場利用税の概要

a 趣旨等

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用するときにかかるもので、ゴルフ場の経営者を通じて納められる。

b 納税義務者

ゴルフ場を利用した人（ゴルフ場の経営者が利用した人から利用料金と合わせ受け取り県に納める。）

c 税額

ゴルフ場のホール数と利用料金によって、次のように決められている。

| ホール数 | 利用料金（※） | 税額 （1人1日につき） |
|-------------------|---------------------|-----------------|
| 18ホール以上 | 12,000円超 | 1,150円 |
| | 10,000円を超え12,000円以下 | 1,100円 |
| | 8,000円を超え10,000円以下 | 950円 |
| | 6,000円を超え8,000円以下 | 800円 |
| | 4,000円を超え6,000円以下 | 650円 |
| 9ホール以上 18ホール未満 | 4,000円以下 | 500円 |
| | 4,500円超 | 650円 |
| | 4,000円を超え4,500円以下 | 500円 |
| | 4,000円以下 | 400円 |

※ 税額決定の基準となる「利用料金」とは、非会員が平日にゴルフ場を利用して実際にグリーン・フィーその他名称を問わず、ゴルフ場の利用について利用者の意志にかかわらず支払うべき料金（消費税及び地方消費税を除く。）をいう。

したがって、ゴルフ場の発行した割引券等を使用した場合などに支払った実際の利用料金とは異なる。

d 申告と納税

ゴルフ場の経営者が毎月分をまとめて翌月末までに申告し、納税する。

e 非課税等

次のようなゴルフ場の利用については、ゴルフ場利用税が軽減される。

(a) 非課税

- ・ 18歳未満の人、70歳以上の人又は障害者の利用（※1）
 - ・ 国民体育大会、学校の授業又はクラブ活動での利用（※2）
- (b) 軽減税率（2分の1）適用（利用料金が軽減されている場合に限る。）
- ・ 65歳以上70歳未満の人の利用（※1）
 - ・ 一定の競技会における利用
 - ・ 利用時間等について制約があるゴルフ場の利用

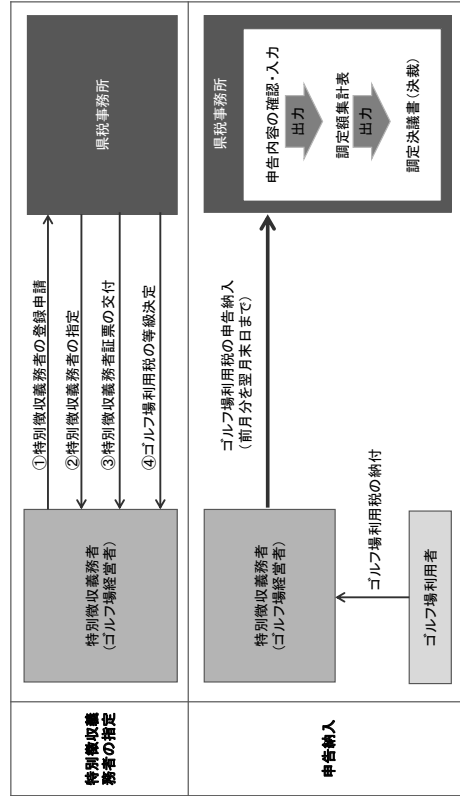
※1 身分証明書（運転免許証、身体障害者手帳など）のゴルフ場への提示が必要。

※2 教育委員会又は校長等が発行した非課税利用証明書のゴルフ場への提出が必要。

f 市町村への交付

県に納入されたゴルフ場利用税の70%は、ゴルフ場所在の市町村に交付される。

(4) 業務フロー



タ 軽油引取税

(7) 軽油引取税の概要

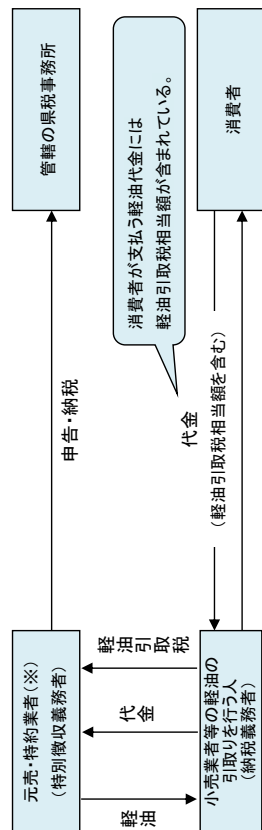
a 趣旨等

軽油引取税は、バス・トラックなどの燃料である軽油の引取りなどにかかるものである。

b 納税義務者

(a) 申告納入の場合

特約業者又は元売業者から軽油の引取りを行う人



※ 元売業者とは、軽油の製造業者・輸入業者・販売業者で総務大臣の指定を受けているものである。
特約業者とは、元売業者から継続的に軽油の供給を受けている販売業者で知事の指定を受けているものである。

(b) 申告納付の場合

軽油に軽油以外の油（灯油・重油など）を混和するなどして製造された軽油（製造軽油）を販売した販売業者
軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として販売した販売業者又は消費した自動車の保有者など

※ 事前に管轄の県税事務所の承認を受けず、軽油に軽油以外の油を混和する、軽油又はガソリン以外の油を自動車の燃料として販売又は消費するなどの行為を行うことは禁止されており、罰則規定がある。

c 税額

1 キロリットルにつき 32,100 円（1 リットルにつき 32.1 円）

d 申告と納税

(a) 申告納入の場合

特約業者又は元売業者が毎月分をまとめて翌月末日までに申告し、納税する。

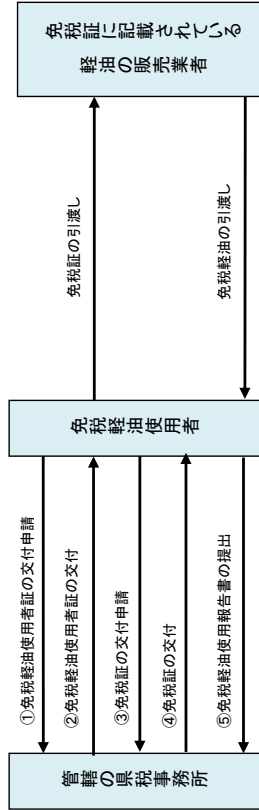
(b) 申告納付の場合

販売業者又は自動車保有者などが原則として毎月分をまとめて翌月末日までに申告し、納税する。

e 免税

エチレンなどの石油化学製品を製造する事業を営むものがその原料として軽油を使用する場合や、船舶・農林業機械の動力源などの法律で決められた特定の用途のために軽油を使用する場合には、免税の手続を受けることにより課税が免除される。

【免税の手続】



道路運送車両法第4条の規定により登録を受けナンバプレートをつけている機械は、免税の対象にならない。

免税対象者や用途及び機械には細かい条件がある。

【免税制度の時限措置について】

軽油引取税の免税制度は、平成30年3月31日までとなっている。
（ただし、石油化学製品の原料等となる場合は除く。）

チ 狩猟税

(7) 狩猟税の概要

a 趣旨等

狩猟税は、狩猟免許を持っている人が、狩猟期ごとに狩猟者の登録を受けることに対してかかる税金で、鳥獣の保護及び管理や狩猟に関する県の事業費に充てられる目的税である。

b 納税義務者

県内で狩猟するため、狩猟者の登録を受ける人

c 税額

狩猟免許の種類などにより、次表のとおりである。

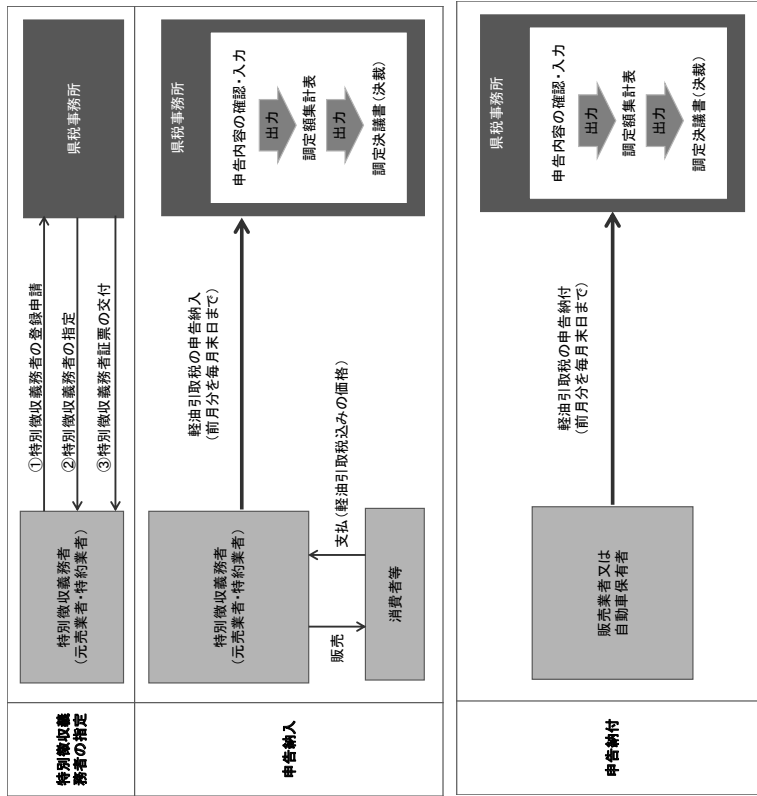
【狩猟税の税額】

| 狩猟免許の種類 | 区分 | 税額 | 許可捕獲者に係る特例の税額 |
|--|---------------------------------------|---------|---------------|
| 第一種銃猟免許 (散弾銃 ライフル銃 空気銃 (圧縮ガス銃 を含む)) | ① 県民税の所得割額を納める人 | 16,500円 | 8,200円 |
| | ② ①の人の控除対象配偶者、扶養親族 | | |
| | ③ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、控除対象配偶者、扶養親族でない人 | 11,000円 | 5,500円 |
| | ④ ②の人で農林水産業に従事する人 | | |
| | ⑤ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の控除対象配偶者、扶養親族 | | |
| 網猟免許 又は わな猟免許 | ① 県民税の所得割額を納める人 | 8,200円 | 4,100円 |
| | ② ①の人の控除対象配偶者、扶養親族 | | |
| | ③ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、控除対象配偶者、扶養親族でない人 | 5,500円 | 2,700円 |
| | ④ ②の人で農林水産業に従事する人 | | |
| | ⑤ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の控除対象配偶者、扶養親族 | | |
| 第二種銃猟免許 (空気銃(圧縮ガス銃を含む)) | — | 5,500円 | 2,700円 |

f 政令指定市への交付

県に納入又は納付された軽油引取税の90%を県内の国・県道の面積に占める名古屋市内の国・県道の面積の割合で按分した額が、名古屋市に交付される。

(イ) 業務フロー



- ※1 第一種銃猟免許の登録の際に、併せて空気銃を登録する場合には、第二種銃猟免許に係る狩猟税は課されない。
- ※2 放鳥獣猟区のみ登録を受け人の狩猟税は、上の表に掲げた金額の1/4の金額となる。
- ※3 放鳥獣猟区のみ登録を受けた人が、後日放鳥獣猟区以外の登録を受ける場合の狩猟税は、上の表に掲げた金額の3/4の金額となる。

【有害鳥獣捕獲対策に係る特例について】
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）の一部改正等に伴い、有害鳥獣捕獲等に従事する者に係る狩猟税については次の特例措置が適用される。

- (a) 適用期間
平成27年4月1日から平成31年3月31日まで
なお、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者については平成27年5月29日から

| 区分 | 説明 | 特例措置（税額） |
|------------------|--|--|
| 対象鳥獣捕獲員 | 市町村の非常勤職員として、愛知県内の区域において有害鳥獣捕獲に従事する対象鳥獣捕獲員 | 非課税 |
| 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者 | 狩猟者登録を申請した日前1年以内に、愛知県内の区域において有害鳥獣捕獲等の事業を実施した認定鳥獣捕獲等事業者の従事者 | 非課税 |
| 許可捕獲者 | 狩猟者登録を申請した日前1年以内に、愛知県内の区域において鳥獣による生活環境、農林水産又は生態系に係る被害の防止等の目的で、鳥獣保護法に基づく許可捕獲等に従事した者 | 【狩猟税の税額】表中の「税額」欄の2分の1 【狩猟税の税額】表中の「許可捕獲者に係る特例の税額」欄 |

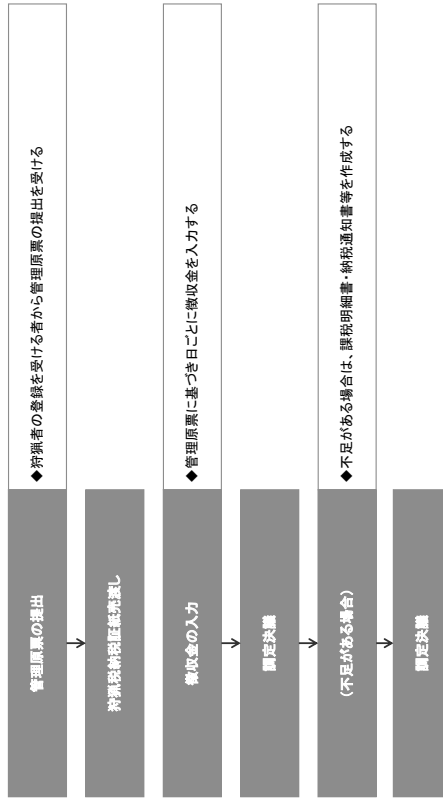
d 納税方法

- (a) 住所を管轄する県税事務所へ証紙交付申請書を提出し、狩猟税証紙（以下、「証紙」という。）を購入する。
なお、c表の③又は⑤に該当する人は、証紙を購入するときに県民税の所得割額等に関する証明書に証紙を提示が必要である。
- (b) 狩猟者登録申請書に証紙をはり、狩猟税とは別に狩猟免許の種類にかかわらず狩猟登録を受けるときには、狩猟税として狩猟免許の種類につき1,800円が必要である。

e 選付手続

納める税額より額面の高い証紙を購入したとき、又は証紙を購入したが狩猟者の登録を受けなかったり、登録の申請が却下されたりしたときは、購入した証紙を証紙による戻納金選付申請書によって、証紙を購入した県税事務所へ提出する。

(イ) 業務フロー



ツ 産業廃棄物税

(7) 産業廃棄物税の概要

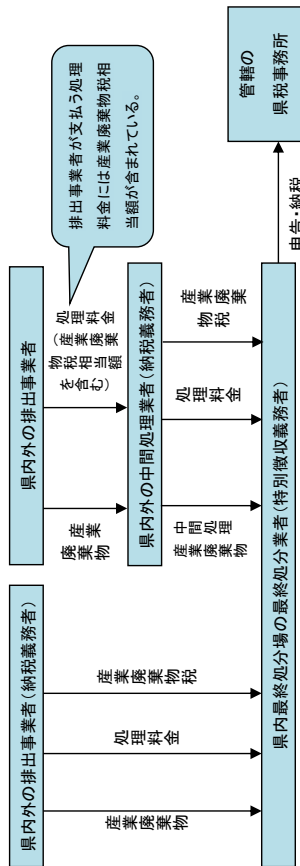
a 趣旨等

産業廃棄物税は、排出事業者などが最終処分場に産業廃棄物を搬入するときにかかるもので、産業廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用の促進に関する施策等に要する費用として使われる。

b 納税義務者

(a) 申告納付の場合

最終処分場（愛知県内）に産業廃棄物を搬入する排出事業者（埋立処分を委託された最終処分事業者が処理料金を合わせて受け取り県に納める。なお、産業廃棄物を自ら埋立処分する場合は、自ら県に納める。）



(b) 申告納付の場合

排出した産業廃棄物（※）を自ら設置する最終処分場に搬入する排出事業者

※ 産業廃棄物とは、事務所、店舗、工場、建設工事など事業活動に伴って生じた廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、がれき類など 20 種類の廃棄物をいう。なお、一般家庭等から生じる「一般廃棄物」には、産業廃棄物税はかからない。

c 税額

(a) 申告納付の場合

最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量 1 トンにつき 1,000 円

(b) 申告納付の場合

最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量 1 トンにつき 500 円

ただし、他人から処分の委託を受けて排出した中間処理産業廃棄物を自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、1 トンにつき 1,000 円

d 申告と納税

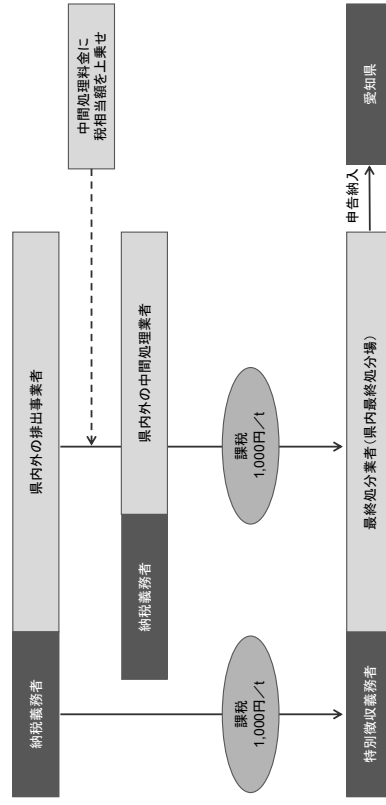
(a) 申告納付の場合

最終処分業者が毎月分をまとめて翌月末日までに申告し、納税する。

(b) 申告納付の場合

排出事業者が毎月分をまとめて翌月末日までに申告し、納税する。

(イ) 業務フロー



(3) 徴収事務の制度概要
 県は地方税法第2条に基づき地方税を賦課徴収する。賦課された徴収金を領収することを徴収という。徴収には、賦課額を納付又は納入させる手続のみをいう狭義の場合と、納税者等が確定した租税を納付しない場合における強制処分である滞納処分をも含めていう広義の場合がある。
 徴収の方法は、普通徴収、申告納付(入)、特別徴収及び証紙徴収の4種類が地方税法第1条で定められており、各々の税目により徴収方法が異なる。

【徴収方法の説明】

| 徴収方法 | 説明 |
|------|------------------------------------|
| 普通徴収 | 県から納税通知書が送付され、その納税通知書により納税する。 |
| 申告納付 | 納税する人が納める税額を申告し、納税する。 |
| 申告納入 | 経営者などが特別徴収した税額を申告し、納税する。 |
| 特別徴収 | 県にかわって経営者などが税金を受け取り、納税する。 |
| 証紙徴収 | 県が発行する証紙を購入し、申告書などにはりつけることにより納税する。 |

【税目別の申告及び納税方法】

| 区分 | 申告 | 納税 |
|---|--|----------------|
| 個人県民税 | 給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日 | 給与支払者が特別徴収して納入 |
| | 公的年金受給者については、公的年金支払者が公的年金支払給ごとに徴収して翌月10日 | 年金支払者が特別徴収して納入 |
| 法人県民税 | 給与・公的年金以外の所得がある者は3月15日 | 普通徴収 |
| 法人県民税 | 事業年度が終了した日から原則として2か月以内 | 申告納付 |
| 県民税の 利子割 | 毎月分を翌月10日 | 申告納入 |
| 県民税の 配当割 | 同上 | 同上 |
| 県民税の 源泉徴収選択口座へ配当を受け入れている者については、1月10日 | 同上 | 同上 |

| 区分 | 申告 | 納税 |
|----------------------|--|------------------------------|
| 県民税の 株式等 譲渡所得割 | 1月10日 | 申告と同じ日 申告納入 |
| | 3月15日 | 8月及び11月末日 普通徴収 |
| 個人事業税 | 事業年度が終了した日から原則として2か月以内 | 申告と同じ日 申告納付 |
| 法人事業税 | 個人事業者については、3月末日 法人については、事業年度が終了した日から2か月以内 | 同上 |
| 地方消費税 | 譲渡 | 同上 |
| | 分割 | |
| 地方消費税 | 貨物 | 同上 |
| | 分割 | |
| 不動産 取得税 | 取得した日から60日以内 | 納税通知書で定める日 普通徴収 |
| 県たばこ税 | 毎月分を翌月末日 | 申告と同じ日 申告納付 |
| ゴルフ場 利用税 | 同上 | 同上 申告納入 |
| 自動車 取得税 | 登録又は届出をした日 | 申告納付 (証紙代金収納計器) |
| 軽油引取税 | 毎月分を翌月末日など | 同上 申告納入(納付) |
| | 取得又は変更した日 | 5月末日 普通徴収 |
| 自動車税 | 同上 | 証紙徴収 (証紙代金収納計器) |
| | 新規登録の日 | |
| 鉱区税 | 取得・消滅又は変更の日から7日以内 | 5月末日 普通徴収 |
| 固定資産税 | 1月末日 | 4月末日・7月末日・12月25日及び2月末日 同上 |
| 狩猟税 | 申告の必要なし | 登録を受ける日 証紙徴収 |
| 産業 廃棄物税 | 毎月分を翌月末日 | 申告と同じ日 申告納入(納付) |

以下では、徴収事務のうち、滞納処分について説明する。

ア 滞納

滞納とは、期限までに納税がされないことをいうが、税金については、一般に「納税者の申告」又は「納税通知書の送達」により納税義務が確定することから、納税義務が確定した税金について、納税者が納期限までに納税しない場合には督促状を交付しなければならぬ。督促状は、地方税法（第66条ほか）により納期限後20日以内に発することとされているため、督促状を送達したにもかかわらず、納税がされない場合には滞納となる。

県税事務所の事務分担においても、督促状が発付されているにもかかわらず納税のないものについては徴収部門が徴収業務を引受けている。

イ 滞納整理

滞納整理とは、「滞納となった税について、様々な手段を用いて徴収すること又は滞納処分の執行停止により完結整理していく作業」のことである。

税金は、「納期限内」「全額を」「一括で」納めることが原則であり、これを遵守することが納税者である国民（住民）に課せられた義務である。大多数の納税者は、この原則に従い納期限内に納税しており、仮に納期限を過ぎてしまった場合であっても、督促状が届いた時点で多くの人が納税するため、滞納整理の対象となるのは、納期限後も納税しないごく一部の納税義務者である滞納者となる。

公平な県税の賦課・徴収のためには、できる限り滞納者を減らし、また、滞納者であった人が繰り返し滞納することがないように導くことが重要であり、「滞納者」のようにして早く納税に導くかを企画、実施すること」が求められる。このためには、地方税法や国税徴収法、その他の法令等に基づいた処理に限ることなく、電話や文書の送付等により滞納者自らの自主的な納税を勧奨するいわゆる「納税折衝」、「催告」といった行為も重要なプロセスとなっている。

納税折衝や催告を実施しても自主的な納税がない場合には、地方税法（第68条ほか）で定められている滞納処分という「強制的な」手段で納税という目的を果たさなければならぬため、その準備として「財産調査」が実施される。県の徴税吏員には財産調査権が認められており（地方税法第68条第6項、第68条第7項ほか）、質問及び検査（国税徴収法第141条）、搜索（同法142条）によって行われる。財産調査により、換価価値（お金に換えることのできる価値）のある財産が見つければ、差押えをはじめとするとする滞納処分により強制的に税を徴収することになる。

財産調査の結果、最終的にストックとしての財産がない、あるいはフローとして

の所得がない等の理由で、納税そのものが客観的に見て困難である場合には、地方税法第15条の7に基づき、滞納処分の執行停止という処理をする場合もある。

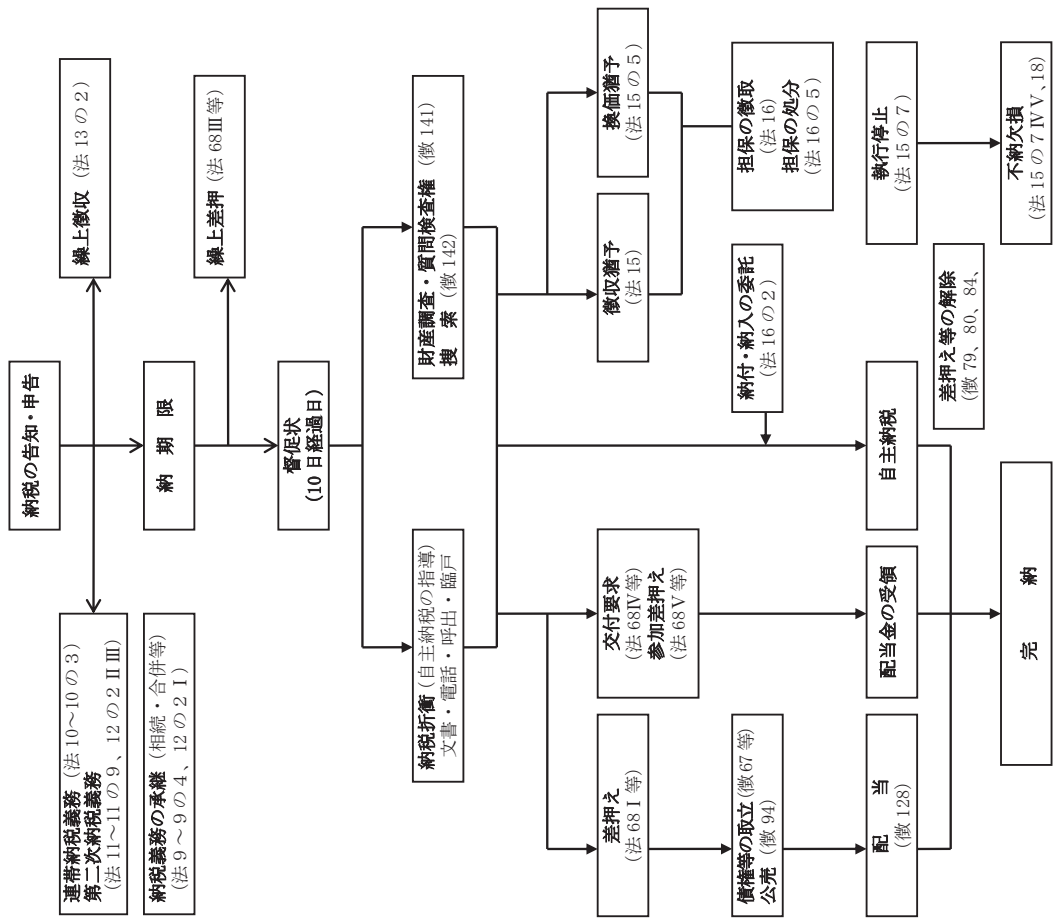
【財産の種類ごとの差押手続の概要】

| 財産の種類 | 差押手続 | | 差押えの効力発生時 |
|----------|----------|--|--|
| | 差押書の作成 | 差押調書原本の滞納者への交付 | |
| 動産及び有価証券 | 要する(徴54) | 徴税吏員がその財産を占有して行う(徴56 I) | 可能 徴税吏員が占有したとき a (徴56 II) b 保管を命じたとき は封印、公示書等により差押えた旨を表したとき (徴60 II) |
| 債権 | 要する(徴54) | a 第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う(徴62 I) b 移転につき登録を要するものは差押えの登録を囑託する(徴62 IV) | できない |
| 電子記録債権 | 要する(徴54) | 第三債務者及び電子債権記録機関に対する債権差押通知書の送達により行う(徴62の3 I) | できない |
| 不動産 | 要する(徴54) | a 滞納者に対する差押書の送達により行う(徴68 I) b 差押えの登記を囑託する(徴68 III) | 可能 a 参加差押通知書が滞納者に送達されたとき b 参加差押えの登記が参加差押通知書の送達前にされた場合は参加差押えの登記がされたとき (徴68 IV) |
| 自動車 | 要する(徴54) | 不動産に準ずる(徴71 I) | 可能 不参加差押通知書に送達されたとき (徴87 I ②) |
| 電話加入権 | 要する(徴54) | 第三債務者に対する差押通知書の送達により行う(徴73 I) | 可能 参加差押通知書が第三債務者に送達されたとき (徴73 II) |
| 振替社債等 | 要する(徴54) | 振替社債等の発行者及び振替機関等に対する差押通知書の送達により行う(徴73の2 I) | できない |

(出典：県より入手の資料)

[凡例]
 地方税法：法
 国税徴収法：徴

【滞納整理プロセスチャート】



2 県の財政状況と税収

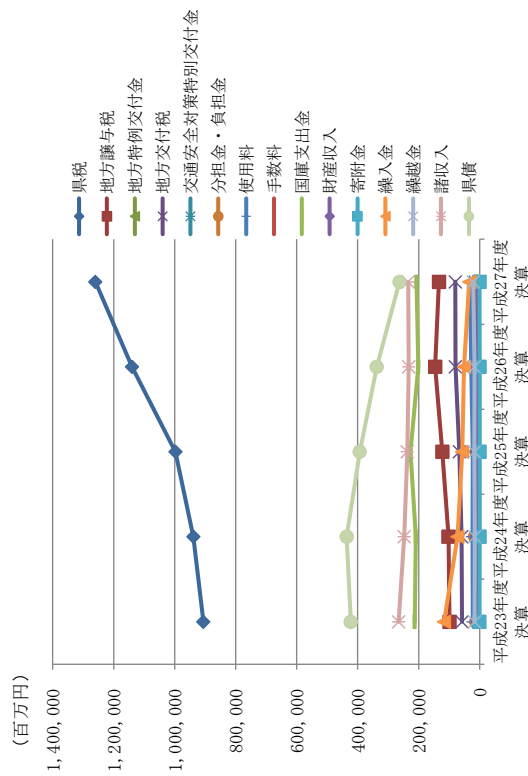
県の県税収入や徴税費の状況について、県の財政状況も踏まえながら見ていくこととする。

(1) 県の財政の全体像

歳入の過去5か年度の推移を見ると、県税収入が平成26年度には1兆円を超えるなど、大きく増加傾向にある。これは県税の主要税目である法人二税が、企業収益の好調さを背景に増収となったことや、法人事業税や地方消費税の税率引上げがあったことなどによるものである。

また、このような県税収入の好調さも背景にしてか、県債収入は減少傾向にあり、県債発行の抑制に努めていることが見て取れる。

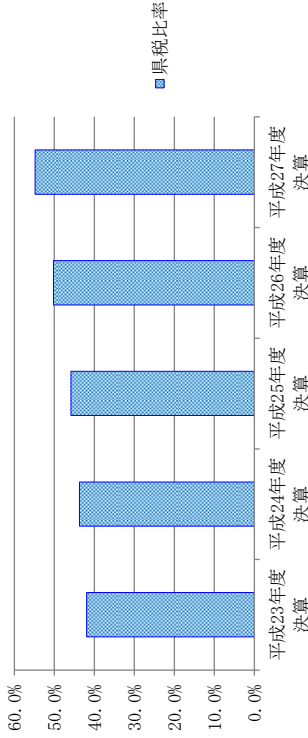
【過去5か年度の歳入の推移】



(出典：「財政状況資料集」(総務省)、県より入手の資料を元に監査人作成)

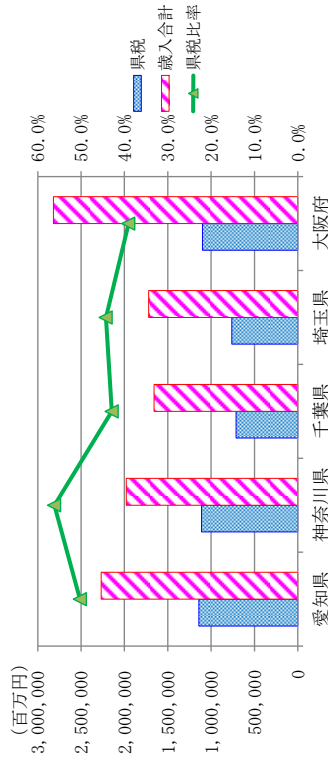
県税は歳入全体に占める割合も最も大きく、概ね40～50%台の範囲で推移している。特に近年は前述の県税収入の増加により、その割合も高まってきている。また、類似団体と比べても、愛知県は比較的県税比率の高い団体となっている。

【県税の歳入全体に占める割合】



(出典：「財政状況資料集」(総務省)、県より入手の資料を元に監査人作成)

【類似団体との県税比率の比較 (平成26年度)】



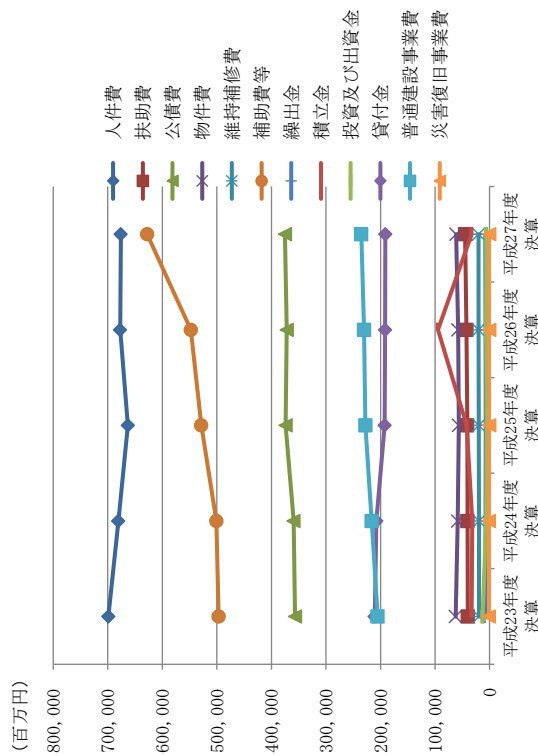
(出典：「財政状況資料集」(総務省)を元に監査人作成)

このように、県税は県の歳入の中心であり、県の財政運営上、県税収入を確保していくことは非常に重要と考えられる。その一方で、近年は増加傾向にあったものの、景況等によっては大きく減少することも起こりうる。そのため、そのような状況となっても健全な財政状態を維持できるよう、歳入歳出面にわたって、慎重な財政運営が必要といえる。

次に、歳出の過去5か年度の推移を見ると、医療・介護等関係（後期高齢者医療事業費や介護給付費負担金等）や税率引上げの影響のある地方消費税交付金が含まれる補助費等が大きく増加してきている。

さらに今後高齢化に伴い、引き続き医療・介護等関係の支出は増加する可能性があることや、公共施設等の老朽化への対応工事が必要なことから、難しい財政運営を強いられることも予想される。

【過去5か年度の歳出の推移】



(出典：「財政状況資料集」(総務省)、県より入手の資料を元に監査人作成)

平成26年度の主要な財政指標を見ると、財政力指数は0.92と都道府県平均の0.47を大きく上回っている。また、将来負担比率は212.7%となっており、県債残高がやや大きいことを反映してか、都道府県平均の187.0%よりやや高めとなっている。

【主要財政指標】

| | 平成23年度 決算 | 平成24年度 決算 | 平成25年度 決算 | 平成26年度 決算 | 都道府県平均 (平成26年度) |
|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------------|
| 財政力指数 | 0.93 | 0.93 | 0.93 | 0.92 | 0.47 |
| 経常収支比率(%) | 102.5 | 100.6 | 98.7 | 93.4 | 93.0 |
| 実質公債費比率(%) | 14.9 | 15.5 | 15.5 | 15.1 | 13.1 |
| 将来負担比率(%) | 256.7 | 244.5 | 232.7 | 212.7 | 187.0 |

(出典：「地方公共団体の主要財政指標一覧」(総務省)を元に監査人作成)

ここまで見てきたとおり、医療・介護等関係の支出や公共施設等の老朽化への対応経費などの増加が見込まれることや、多額の県債残高など、今後の財政運営には課題も見られる。さらなる歳出改革を進めることと同時に、歳入の確保に努めることが重要となる。その歳入のうち約半分を占めるのが県税である。

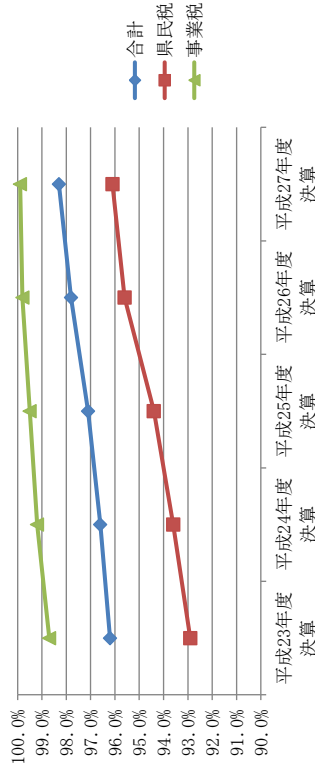
(2) 税目別収入

県税を税目別に見てみると、特に大きいのは県民税、事業税、地方消費税といった税目となっている。このうち、上位2税目である県民税と事業税は個人及び法人の所得等の水準に応じて増減しやすい税目であることから、近年の好況を受けて概ね増加傾向にあることが見て取れる。

(3) 税の徴収率

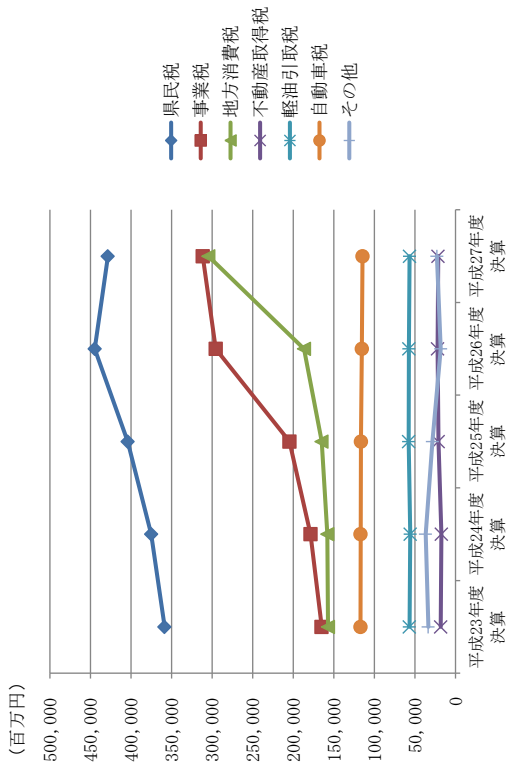
県税の徴収率は、県民税がやや低いものの、全体的に改善傾向にある。また、類似団体と比べても、徴収率は良好であると考えられる。

【県税の徴収率の推移】



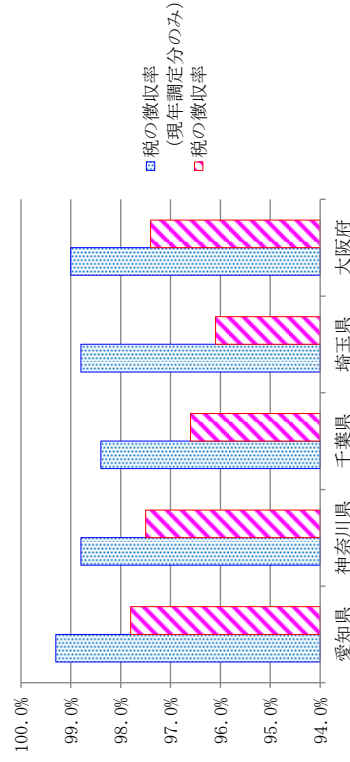
(出典：「財政状況資料集」(総務省)、県より入手の資料を元に監査人作成)

【税目別収入の推移】



(出典：「財政状況資料集」(総務省)、県より入手の資料を元に監査人作成)

【県税の徴収率の類似団体比較(平成26年度)】

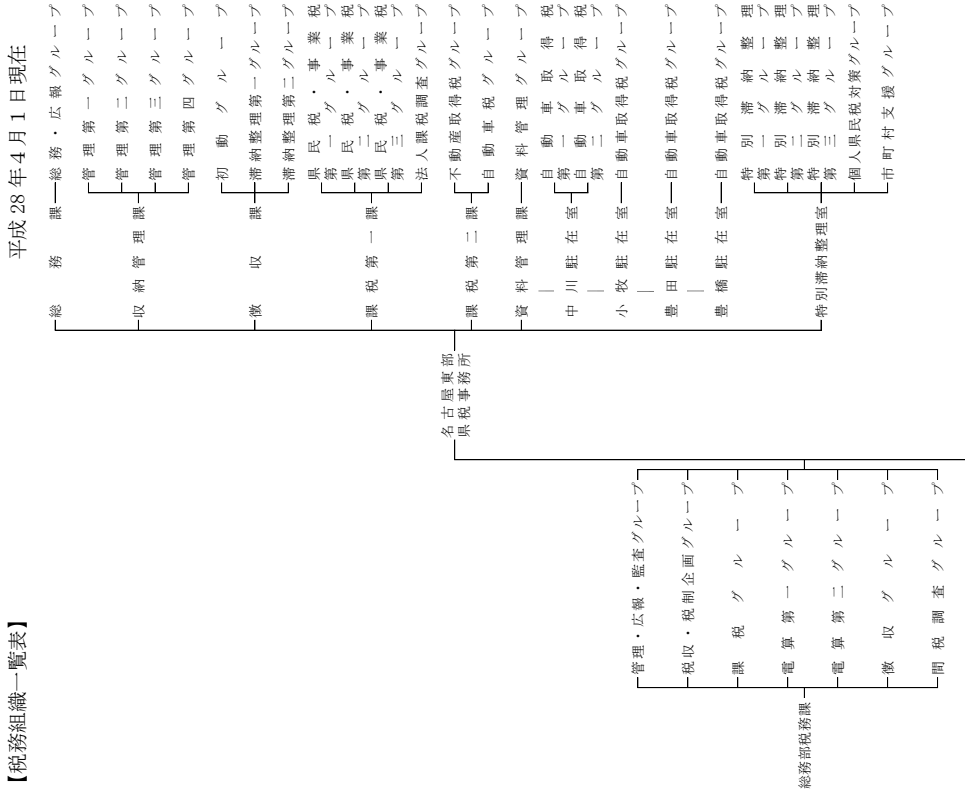


(出典：「財政状況資料集」(総務省) を元に監査人作成)

3 県税賦課徴収に関する組織体制等

(1) 税に関する組織体制と事務分掌
税に関する組織体制は、次のとおりである。

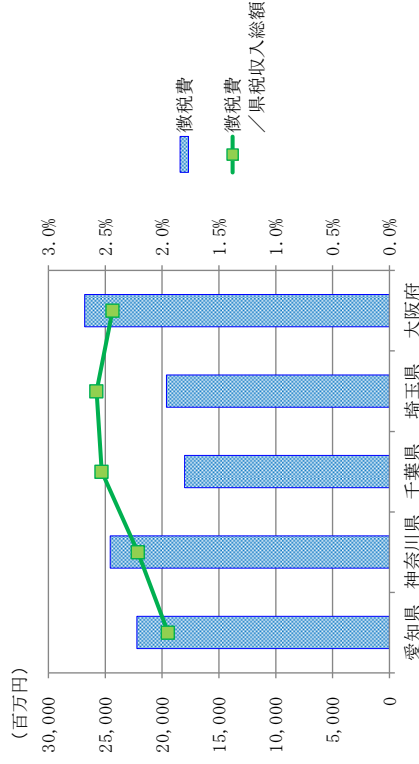
【税務組織一覧表】



(4) 徴税費

徴税費（徴税職員の人件費や徴収取扱費など）の水準を見ると、愛知県は類似団体5団体中3番目に多いが、県税収入総額に対する比率では5団体中最も低くなっている。また、前述のとおり5団体中で最も高い徴収率を挙げていることから、徴税に関するコスト面での良否についても、良好な状態であると考えられる。

【徴税費の類似団体比較（平成26年度）】

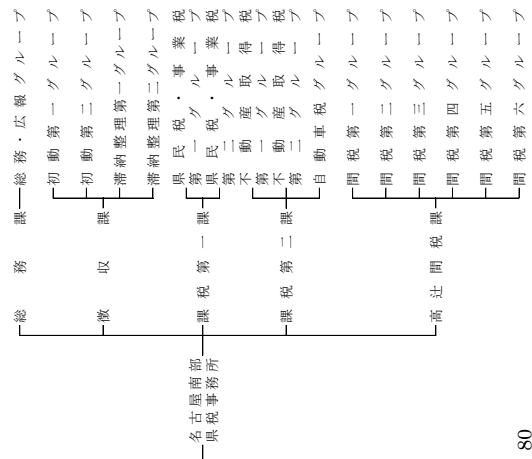
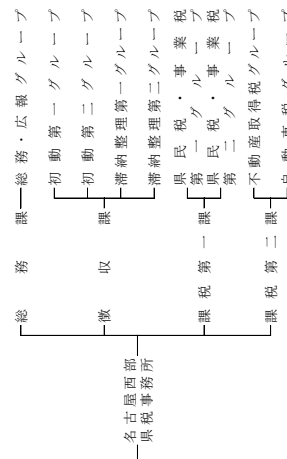
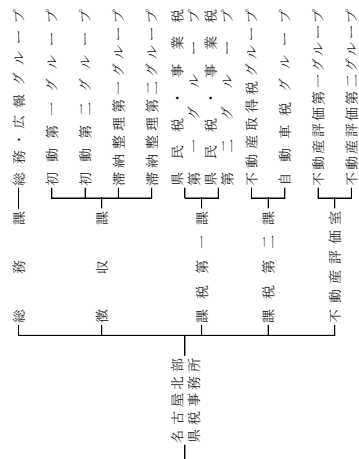
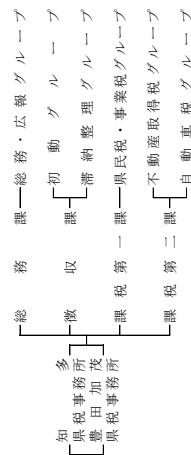
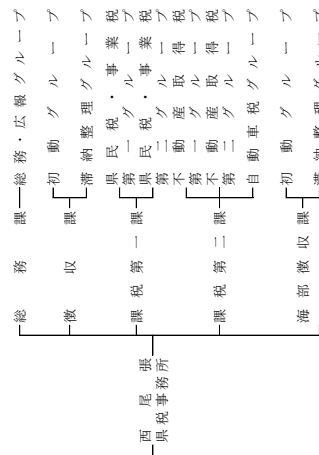


(出典：「都道府県財政指教表」(総務省) を元に監査人作成)

(5) 平成28年度税制改正及び消費税率引き上げの動向

平成28年度税制改正でも、様々な影響が生じると想定されるが、主なものとしては次の事項が挙げられる。

- ・地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額法人事業税に還元
 - ・法人事業税額の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金を創設
 - ・法人税割の税率を引き下げ、その分、地方法人税（国税）を引上げ、地方交付税の原資化
 - ・自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割を創設
- ただし、消費税率10%引き上げ時期が平成29年4月から平成31年10月に延期され、それに伴い前述の改正事項の適用開始年度も平成29年度から平成31年10月1日以降に開始する事業年度に延期されている。そのため、これらの改正の影響が特に生じてくるのは平成32年度以降となると考えられる。



総務部税務課及び県税事務所の事務分掌は、「愛知県行政組織規則」第4条第10項で規定されている。具体的には次のとおりである。

愛知県行政組織規則<抜粋>

第四条 総務部に次の課を置く。

税務課

10 税務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 県税等（県税及び地方税法特別税をいう。以下同じ。）の企画及び調査統計に関すること。
- 二 県税等の賦課徴収事務の指導及び監査に関すること。
- 三 軽油引取税の賦課に係る調査に関すること。
- 四 県税等の犯則取締りに関すること。
- 五 県税等に係る争訟に関すること。
- 六 県税等の広報に関すること。
- 七 地方譲与税に関すること。
- 八 納税貯蓄組合に関すること。
- 九 県税事務所に関すること。
- 十 その他県税等に関すること。

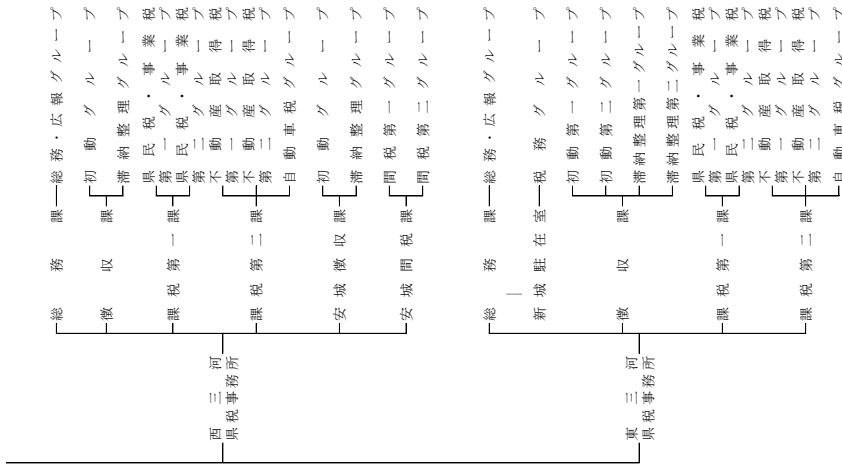
(県税事務所)

第十五条 愛知県名古屋東部県税事務所に次の課及び室を置く。

8 第一項から第六項までの各課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 文書及び公印の保守に関すること。
- 二 職員の仕事及び福利厚生に関すること。
- 三 予算、会計その他庶務に関すること。
- 四 建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。
- 五 県税等並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（以下「徴収金」という。）の調定及び収入に関すること。
- 六 広報に関すること。
- 七 納税貯蓄組合に関すること。
- 八 その他の他の課及び室の主管に属しないこと。
- 九 前各号に規定するもののほか、愛知県名古屋東部県税事務所にあつては自動車税の証紙収入及び地方税法特別税の国への払込み、愛知県豊田加茂県税事務所にあつては証紙の売りさばきに関すること。



に係る徴収金の賦課に係る調査及び争訟に関すること。

課税第二課

- 一 不動産取得税、自動車税及び固定資産税（次号から第四号までにおいて「不動産取得税等」という。）の賦課、免除、減免並びに納期限の決定及び変更に関すること。
- 二 不動産取得税等の不納欠損に関すること（徴収課の事務分掌事項を除く。）。
- 三 不動産取得税等の賦課に係る調査及び犯則取締りに関すること。
- 四 不動産取得税等の賦課に係る争訟に関すること。
- 五 前各号に規定するもののほか、愛知県名古屋東部県税事務所にあつては、果たばこ税並びに果たばこ税に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金（以下この号において「果たばこ税に係る徴収金」という。）の賦課、免除並びに納期限の決定及び変更、果たばこ税に係る徴収金の不納欠損（徴収課の事務分掌事項を除く。）、果たばこ税に係る徴収金の犯則取締り並びに果たばこ税に係る徴収金の賦課に係る調査及び争訟に関すること。

資料管理課

- 一 自動車取得税並びに自動車取得税に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金（第三号及び第四号並びに次項において「自動車取得税に係る徴収金」という。）の賦課、免除、減免並びに納期限の決定及び変更に関すること。
- 二 自動車取得税の徴収に関すること（総務課の事務分掌事項を除く。）。
- 三 自動車取得税に係る徴収金の不納欠損に関すること（徴収課の事務分掌事項を除く。）。
- 四 自動車取得税に係る徴収金の犯則取締りに関すること。
- 五 自動車税の資料の収集及び配布に関すること。

高辻問税課

- 一 公印の管守に関すること。
- 二 ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税並びにゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金（次号、第四号及び第七号において「ゴルフ場利用税等に係る徴収金」という。）の賦課、免除、減免並びに納期限の決定及び変更に関すること。
- 三 ゴルフ場利用税等に係る徴収金の不納欠損に関すること（徴収課の事務分掌事項を除く。）。
- 四 ゴルフ場利用税等に係る徴収金の賦課に係る調査及び犯則取締りに関すること。

収納管理課

徴収金の還付並びに充当及び地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十一年法律第二十五号）第十六条に規定する委託納付に関すること。

徴収課

- 一 徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。
- 二 徴収金を納付し、又は納入する義務の消滅に関すること。
- 三 延滞金の減免に関すること。
- 四 徴収金の徴収の嘱託及び受託に関すること。
- 五 徴収金に係る滞納処分の引継ぎ及び引受けに関すること。
- 六 徴収金の不納欠損（督促後のものに限る。）に関すること。
- 七 徴収金の徴収及び滞納処分に係る争訟に関すること。

海部徴収課

安城徴収課

- 一 公印の管守に関すること。
- 二 徴収金の徴収及び滞納処分にに関すること。
- 三 延滞金の減免に関すること。

課税第一課

- 一 県民税（利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税（第五号において「利子等に係る県民税等」という。）を除く。）、事業税、鉦区税、狩猟税及び地方人特別税並びに法人の事業税及び地方人特別税に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金（次号から第四号までにおいて「県民税等に係る徴収金」という。）の賦課、免除、減免並びに納期限の決定及び変更に関すること。
- 二 県民税等に係る徴収金の不納欠損に関すること（徴収課の事務分掌事項を除く。）。
- 三 県民税等に係る徴収金の賦課に係る調査及び犯則取締りに関すること。
- 四 県民税等に係る徴収金の賦課に係る争訟に関すること。
- 五 前各号に規定するもののほか、愛知県名古屋東部県税事務所にあつては、利子等に係る県民税等並びに利子等に係る県民税等に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金（以下この号において「利子等に係る県民税等に係る徴収金」という。）の賦課並びに納期限の決定及び変更、地方消費税の賦課、利子等に係る県民税等に係る徴収金の犯則取締り並びに利子等に係る県民税等

【県税事務所ごとの所管エリアと税目】

| 名称 | 郵便番号 | 所在地 | 管轄区域等 | |
|----------------|-----------|-----------------------------------|---|-----------------------------------|
| | | | ゴルフ場利用税、 軽油引取税及び 産業廃棄物税以外の県税 | ゴルフ場利用 税、軽油引取 税及び産業廃 棄物税 |
| 名古屋東部 県税事務所 | 〒460-8483 | 名古屋市中区新栄町2-9 (スカイオアシス栄内) | 名古屋千種区・東区・中区・ 名東区 | |
| 名古屋北部 県税事務所 | 〒451-8555 | 名古屋市西區城西1-9-2 | 名古屋北区・西区・守山区、 清須市、北名古屋、 西春日井郡 | |
| 名古屋西部 県税事務所 | 〒454-8503 | 名古屋市中川区中郷1-3 | 名古屋市中川区・中川区・港区 | |
| 名古屋南部 県税事務所 | 〒456-8558 | 名古屋市熱田区森後町8-22 | 名古屋昭和区・瑞穂区・熱田 区・南区・緑区・天白区、 豊明市、日進市、長久手市、愛 知郡 | 名古屋南部県 税事務所高辻 間税課で取扱 い |
| 高辻 間税課 | 〒466-8501 | 名古屋市昭和区円上町26-15 (愛知県高辻センター内) | — | |
| 東尾張 県税事務所 | 〒486-8515 | 春日井市鳥居松町3-65 | 瀬戸市、春日井市、大山市、 江南市、小牧市、尾張旭市、 岩倉市、丹羽郡 | |
| 西尾張 県税事務所 | 〒491-8506 | 一宮市新生2-21-12 | 一宮市、津島市、稲沢市、 愛西市、弥富市、あま市、 海部郡 | |
| 海部 徴収課 | 〒496-0047 | 津島市西柳原町1-14 (海部総合庁舎内) | 津島市、愛西市、弥富市、 あま市、海部郡の徴収事務 | |
| 知多 県税事務所 | 〒475-8505 | 半田市出口町1-36 (知多総合庁舎内) | 半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、知多郡 | |
| 西三河 県税事務所 | 〒444-8503 | 岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎内) | 岡崎市、碧南市、刈谷市、 安城市、西尾市、知立市、 高浜市、額田郡 | |
| 安城 徴収課 | 〒446-8508 | 安城市横山町下毛賀知93 (安城県税センター) | 碧南市、刈谷市、安城市、 知立市、高浜市の徴収事務 | |
| 豊田加茂 県税事務所 | 〒471-8537 | 豊田市元城町4-45 (豊田加茂総合庁舎内) | — | 西三河県税事 務所安城間税 課で取扱い |
| 東三河 県税事務所 | 〒440-8528 | 豊橋市八町通5-4 (東三河県庁(東三河総合庁 舎)) | 豊田市、みよし市 | |
| 新城 駐在室 | 〒441-1365 | 新城市宇石名号20-1 (新城設楽総合庁舎内) | 豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、田原市、北設楽郡 新城市、北設楽郡の徴収事務 | |

- 五 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証に関すること。
 - 六 ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税に係る特別徴収義務者の登録
に關すること。
 - 七 ゴルフ場利用税等に係る徴収金の賦課に係る争訟に關すること。
 - 八 軽油引取税に係る軽油その他の石油製品の分析試験に關すること。
- 安城間税課
- 一 ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税並びにゴルフ場利用税、軽油
引取税及び産業廃棄物税に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金
(次号、第三号及び第六号において「ゴルフ場利用税等に係る徴収金」という。)の
賦課、免除、減免並びに納期限の決定及び変更に關すること。(徴収課の事務分掌
事項を除く。)
 - 二 ゴルフ場利用税等に係る徴収金の不納欠損に關すること(徴収課の事務分掌
事項を除く。)
 - 三 ゴルフ場利用税等に係る徴収金の賦課に係る調査及び犯則取締りに關する
こと。
 - 四 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証に關すること。
 - 五 ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税に係る特別徴収義務者の登録
に關すること。
 - 六 ゴルフ場利用税等に係る徴収金の賦課に係る争訟に關すること。
- 特別滞納整理室
- 一 徴収金の徴収及び滞納処分に關すること。
 - 二 延滞金の減免に關すること。
 - 三 徴収金に係る滞納処分の引継ぎ及び引受けに關すること。
 - 四 徴収金の徴収及び滞納処分に係る争訟に關すること。
- 不動産評価室
- 不動産取得税に係る不動産評価事務(非木造家屋に係るものに限る。)に關す
ること。

(2) 県税事務所ごとの所管エリアと税目
 県税事務所ごとの所管エリアと税目は、次表のとおりである。
 なお、県民税の利子割、県民税の配当割、県民税の株式等譲渡所得割、地方消費税、
 県たばこ税及び自動車取得税は名古屋東部県税事務所取扱っている。

(3) 過去の組織の再編

愛知県第三次行革大綱(平成10年12月策定)に基づき、平成14年4月に地方機関の再編が実施された。税務組織も再編対象となり、県事務所の税務課と県税事務所との二極体制であったところ、県税事務所に一元化された。

ア 再編の内容

再編前は9事務所税務課、6税務出張所、9県税事務所及び1不動産評価事務所(計25拠点(本庁税務課を除く))であったところ、10県税事務所に集約された。また、拠点の集約にあわせて税務職員の定数も1,057人から1,008人へと減少した。平成28年度時点においては、拠点数に変わりはないものの、税務職員の定数は、833人とさらに減少している。

【再編前後及び現在の組織体制】

| 区分 | 平成13年度 | | 平成14年度 | | 平成28年度 | | |
|-------|--------------|------------|-----------|-------|--------|----|--|
| | 定数 | 区分 | 定数 | 区分 | 定数 | 区分 | |
| 本庁 | 53 | 税務課 | 56 | 税務課 | 53 | | |
| 県税事務所 | 56 | 名古屋東部 | 140 | 名古屋東部 | 159 | | |
| | 45 | 名古屋北部 | 91 | 名古屋北部 | 70 | | |
| | 20 | 名古屋西部 | 70 | 名古屋西部 | 51 | | |
| | 48 | 名古屋南部 | 147 | 名古屋南部 | 117 | | |
| | 41 | 東尾張 | 98 | 東尾張 | 75 | | |
| | 73 | 西尾張 | 92 | 西尾張 | 70 | | |
| | 60 | 知多 | 56 | 知多 | 44 | | |
| | 52 | 西三河 | 125 | 西三河 | 91 | | |
| | 56 | 豊田加茂 | 56 | 豊田加茂 | 42 | | |
| | | 東三河 | 77 | 東三河 | 61 | | |
| | | 計 | 551 | 計 | 780 | | |
| | 県事務所(税務課を除く) | 14 | 不動産評価事務所 | 952 | | | |
| | | 102 | 尾張税務課・出張所 | | | | |
| 36 | | 海部税務課 | | | | | |
| 60 | | 知多税務課・出張所 | | | | | |
| 102 | | 西三河税務課・出張所 | | | | | |
| 40 | | 豊田税務課 | | | | | |
| 9 | | 足助税務課 | | | | | |
| 9 | | 設楽税務課 | | | | | |
| 12 | | 新城税務課 | | | | | |
| 69 | | 東三河税務第1~4課 | | | | | |
| 合計 | 439 | 合計 | 1,008 | 合計 | 833 | | |

(出典：県より入手の資料を元に監査人作成)

イ 県税事務所の施設の概要

単独庁舎となつている県税事務所施設の概要は次表のとおりである。昭和に建設された県税事務所建物の多くは再編の際に廃止され、近隣の比較的新しい建物に集約されているが、一部はそのまま使用している県税事務所もある。なお、名古屋東部県税事務所は県が所有する土地を信託し、完成した施設の一部にテナント入居しているものであり、栄地区という立地の良さを活かし、民間資金を利用して資産の有効活用が図られている。

【県税事務所建物の状況】

| 県税事務所の再編前(13年度)の状況 | | | | | |
|--------------------|------|--------|-----------|-----------|----------|
| 事務所名 | 職員定数 | 建設年度 | 床面積 | 躯体概要 | 職員1人当り面積 |
| 新栄県税事務所 | 56人 | 昭和37年度 | 1,658.60㎡ | 鉄筋コンクリート造 | 29.62㎡ |
| 城北県税事務所 | 45人 | 昭和40年度 | 810.37㎡ | 鉄筋コンクリート造 | 18.02㎡ |
| 東新県税事務所(現名古屋東部) | 120人 | 平成9年度 | 2,519.09㎡ | 鉄筋コンクリート造 | 20.99㎡ |
| 城西県税事務所(現名古屋西部) | 48人 | 平成7年度 | 1,511.70㎡ | 鉄筋コンクリート造 | 31.49㎡ |
| 中村県税事務所 | 41人 | 昭和36年度 | 1,320.62㎡ | 鉄筋コンクリート造 | 32.21㎡ |
| 高辻県税事務所 | 73人 | 昭和36年度 | 1,281.67㎡ | 鉄筋コンクリート造 | 17.56㎡ |
| 熱田県税事務所(現名古屋南部) | 60人 | 平成9年度 | 1,770.13㎡ | 鉄筋コンクリート造 | 29.50㎡ |
| 荒子県税事務所(現名古屋西部) | 52人 | 昭和48年度 | 1,588.33㎡ | 鉄筋コンクリート造 | 30.54㎡ |
| 名古屋県税事務所(現西尾張) | 56人 | 平成6年度 | 1,570.42㎡ | 鉄筋コンクリート造 | 28.04㎡ |

| 県税事務所の再編後(14年度)の状況 | | | | | |
|--------------------|------|--------|-----------|-----------|----------|
| 事務所名 | 職員定数 | 建設年度 | 床面積 | 躯体概要 | 職員1人当り面積 |
| 名古屋東部県税事務所 | 140人 | 平成9年度 | 2,519.09㎡ | 鉄筋コンクリート造 | 17.99㎡ |
| 名古屋北部県税事務所 | 91人 | 平成7年度 | 1,511.70㎡ | 鉄筋コンクリート造 | 16.61㎡ |
| 名古屋西部県税事務所 | 70人 | 昭和48年度 | 1,588.33㎡ | 鉄筋コンクリート造 | 22.69㎡ |
| 名古屋南部県税事務所 | 147人 | 平成9年度 | 1,770.13㎡ | 鉄筋コンクリート造 | 12.04㎡ |
| 東尾張県税事務所 | 98人 | 昭和44年度 | 1,102.59㎡ | 鉄筋コンクリート造 | 11.25㎡ |
| 西尾張県税事務所 | 92人 | 平成6年度 | 1,570.42㎡ | 鉄筋コンクリート造 | 17.07㎡ |

※東尾張：内増築分549.95㎡

| 県税事務所の現在(28年度)の状況 | | | | | |
|-------------------|------|--------|-----------|-----------|----------|
| 事務所名 | 職員定数 | 建設年度 | 床面積 | 躯体概要 | 職員1人当り面積 |
| 名古屋東部県税事務所 | 159人 | 平成9年度 | 2,519.09㎡ | 鉄筋コンクリート造 | 15.84㎡ |
| 名古屋北部県税事務所 | 70人 | 平成7年度 | 1,511.70㎡ | 鉄筋コンクリート造 | 21.60㎡ |
| 名古屋西部県税事務所 | 51人 | 昭和48年度 | 1,588.33㎡ | 鉄筋コンクリート造 | 31.14㎡ |
| 名古屋南部県税事務所 | 117人 | 平成9年度 | 1,770.13㎡ | 鉄筋コンクリート造 | 15.13㎡ |
| 東尾張県税事務所 | 75人 | 昭和44年度 | 1,102.59㎡ | 鉄筋コンクリート造 | 14.70㎡ |
| 西尾張県税事務所 | 70人 | 平成6年度 | 1,570.42㎡ | 鉄筋コンクリート造 | 22.43㎡ |

(出典：県より入手の資料)

前表のとおり、東尾張県税事務所は、県税事務所の中で最も古く、昭和44年度建設となつている(築47年(平成28年度時点))。次いで、名古屋西部県税事務所が、2番目に古く、昭和48年度建設となつている(築43年(平成28年度時点))。

東尾張県税事務所は、平成5年度に増築されているものの、職員1人当り面積は最も狭くなつている。実際に現場視察の際にも、階段下倉庫に書類が保管されていたり、一部の書類を名古屋南部県税事務所下の高辻間税センターまで運搬して保管

されており、保管場所の確保が困難な状況が確認されている。
 名古屋西部県税事務所は、職員1人当たり面積は最も広いが、建物の構造やデスクの配置等の都合により、大量の書類を毎日業務終了後に書庫へ収納することが容易にできない状況にないということが現場視察において把握されている。

前述以外の県税事務所では、知多県税事務所は知多総合庁舎、西三河県税事務所は西三河総合庁舎、豊田加茂県税事務所は豊田加茂総合庁舎、東三河県税事務所は東三河総合庁舎に設置されている。特に知多総合庁舎敷地内のプレハブ建物を使用している知多県税事務所では、書庫スペースの不足が顕著であることが現場視察において確認されている。

現在、各県税事務所では、職員1名につき、1台ずつノートパソコンを配置しているが、マイナンバー（社会保障・番号制度）導入の際には、外部のネットワークに接続されていないパソコンを職員1名につきもう1台ずつ必要となるため、計2台のパソコンを配置することになる。

県では、累次の行革大綱の取組の一環として当面の施設総量の適正化や安全・安心の確保への対応をしてきており、平成27年3月には「愛知県公共施設等総合管理計画」を策定し、施設の老朽化対策を軸とした中長期的な県有施設の活用最適化に係る基本的方向性を取りまとめたところである。

4 税務システム及び情報セキュリティの概要
 本項では、県で使用している税務システム及び情報セキュリティの概要を記載する。

(1) システムの全体像

県の税務システムは、平成26年1月から稼働している県独自のシステムである。システム形態はWebシステムであり、運用委託会社のデータセンターに設置したサーバを、庁内LAN（愛知県行政情報通信ネットワーク）を介して、県庁及び、各県税事務所から使用している。

ア システム構成の概要

県の税務システムは、平成26年1月から稼働している県独自のシステムである。システム形態はWebシステムであり、運用委託会社のデータセンターに設置したサーバを、庁内LAN（愛知県行政情報通信ネットワーク）を介して、県庁及び、各県税事務所から利用している。

また、税務システムは、外部システムであるeLTAX（法人二税の電子申告）、MPN（電子収納）、OSS（自動車登録のワンストップサービス）とLGWAN（※）又は専用線で連携を行っている。

※ LGWANとは、Local Government Wide Area Networkの略称であり、地方公共団体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワークで、正式名称は「総行政政ネットワーク」（「WLAN」は、Wide Area Networkの略称で広域通信網のこと。）

ウ 機能の概要

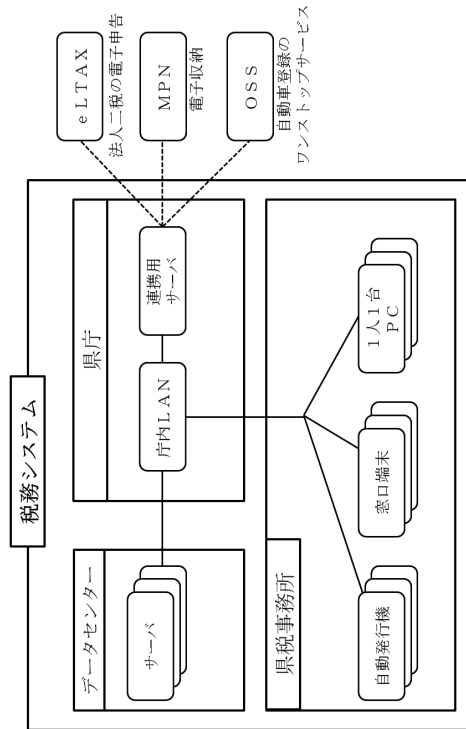
税務システムは5つの業務に係るサブシステムと、共通機能を集約したサブシステムの計6つのサブシステムから構成される。また、課税サブシステムは15の独立した課税サブシステムから構成されている。

【サブシステム一覧】

| 項番 | サブシステム名称 | 概要 |
|----|-------------|--|
| 1 | 納税者管理サブシステム | 口座情報、納税者情報及び、宛名情報の管理とともに、同一納税者への名寄せを行う |
| 2 | 課税サブシステム | 各税目の課税基本情報及び調定情報の登録、更新等の管理を行う |
| 3 | 収納管理サブシステム | 収入消込、選付・充当処理等の処理及び督促状や納税証明書の発行処理 |
| 4 | 滞納整理サブシステム | 処分票情報の管理、各滞納者について催告や照会文書の作成 |
| 5 | 統計サブシステム | 集計処理、統計帳票の作成処理 |
| 6 | 共通サブシステム | システムの利用、運用管理に必要な共通機能の管理 |

(出典：県より入手の資料)

【システム構成の概要図】



—— 県内LAN (愛知県行政情報通信ネットワーク) - - - - - LGWAN又は専用線

(出典：県より入手の資料を元に監査人一部加筆)

イ 組織の役割分担

税務システムに関係する県の組織と役割は次のとおりである。

【税務システムに関する組織と役割】

| 項番 | 組織 | 役割 |
|----|----------|---|
| 1 | 振興部情報企画課 | 税務システムが稼動する全庁ネットワークの運用管理を行う |
| 2 | 総務部税務課 | 税務システムの所管部署であり、外部委託先との連絡窓口。システムの運用や、改修計画を行う |
| 3 | 県税事務所 | 業務で税務システムを利用する |

【課税サブシステム一覧】

| 項番 | 課税サブシステム名称 |
|----|---------------|
| 1 | 自動車税サブシステム |
| 2 | 法人二税サブシステム |
| 3 | 個人事業税サブシステム |
| 4 | 軽油引取税サブシステム |
| 5 | 自動車取得税サブシステム |
| 6 | 個人県民税サブシステム |
| 7 | 県民税三割サブシステム |
| 8 | 不動産取得税サブシステム |
| 9 | 固定資産税サブシステム |
| 10 | 地方消費税サブシステム |
| 11 | 県たばこ税サブシステム |
| 12 | 鉱区税サブシステム |
| 13 | 狩猟税サブシステム |
| 14 | ゴルフ場利用税サブシステム |
| 15 | 産業廃棄物税サブシステム |

(出典：県より入手の資料)

エ システムで取り扱う情報

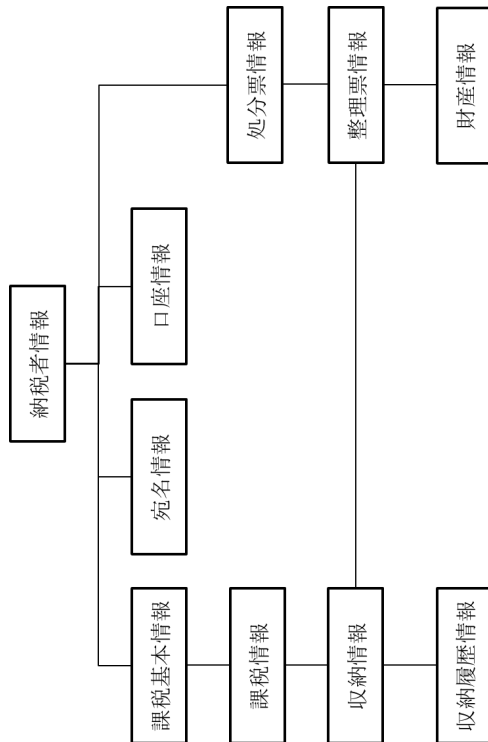
税務システムでは、10 の情報を取り扱っている。各情報の内容と、システム内の情報の紐付を表した情報体系は次のとおりである。

【システムで取り扱う情報一覧】

| 項番 | 情報 | 内容 |
|----|--------|---|
| 1 | 納税者情報 | 納税義務者等の代表的な住所(所在地)、氏名(名称)、個人番号、法人番号等 |
| 2 | 宛名情報 | 納税義務者等の住所(所在地)、氏名(名称)、文書受取場所等 |
| 3 | 口座情報 | 納税義務者等の税目別、納税、還付(振替払)別の金融機関、口座番号、口座名義人等 |
| 4 | 課税基本情報 | 税目固有の課税に必要な情報(自動車登録情報、税率、課税地等)等 |
| 5 | 課税情報 | 課税標準額、調定額等 |
| 6 | 収納情報 | 調定毎の調定額、収納額、還付額、未納額等 |
| 7 | 収納履歴情報 | 収納、充当、還付、減額等の履歴 |
| 8 | 処分票情報 | 滞納者の住所(所在地)、氏名(名称)、滞納整理の経過記事等 |
| 9 | 整理票情報 | 調定毎の調定額、取消額、収納額等 |
| 10 | 財産情報 | 滞納者の財産(不動産、預貯金等)調査等の記録内容 |

(出典：県より入手の資料)

【情報体系】



(出典：県より入手の資料を元に監査人作成)

(2) セキュリティ対策状況

県では個人の権利利益を保護することを目的として「愛知県個人情報保護条例」において個人情報の適正な取扱いを定めている。また、総務部税務課が所管する税務システムに関するセキュリティ対策については「愛知県税務関係システム運営管理要領」(平成27年4月1日税第12号)により税務システム、eL T A Xシステム、OSSシステムに関する運用規則が定められている。

各県税事務所については総務部長通達「県税事務における個人情報の管理について」に従い、県税事務所が必要となるセキュリティ対策に関する管理運用を実施している。

各県税事務所が実施すべきセキュリティ対策を整理すると次のとおりである。

(県税事務における個人情報の管理について) <抜粋>

(パソコン等の取扱い)

- 7 職員は、パソコン等個人情報を取り扱う機器については、同時に大量の個人情報(個人情報)が漏えい又は滅失する恐れがあることから、これを使用して個人情報を取り扱う場合は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) パソコンの使用中に離席する場合は、ディスプレイの閉鎖やスクリーンセーバーの活用などにより、個人情報が表示された状態で放置しないこと。
 - (2) 共用するフォルダには、個人情報を保存しないこと。ただし、共用(共有)できる者を限定するなど漏えい防止措置を講ずる場合はこの限りでない。
 - (3) 個人情報印刷する場合は、当該印刷したもの又は原本をプリンタ、複写機に放置しないこと。
 - (4) 個人情報をMO、USBメモリなどの外部記録媒体に保存する場合は、保存内容、情報日時等を記載したラベルを貼付の上、施錠可能なロッカー等定置場所に保管するなど盗難、紛失の防止措置を講ずること。また、外部記録媒体又は保存する個人情報には、できる限り暗号化やパスワードなどを設定することにより、盗難、紛失時の漏えい防止措置を講ずること。
 - (5) 個人情報が保存されるパソコン等をリース期間の満了等により返却又は修理のため所属外へ持ち出しをする場合は、データ消去専用ソフトを使用して消去するなど、保存された個人情報が復元されないようにすること。
 - (6) 個人情報が保存されるパソコンについては、ワイヤロックで机に固定するなど盗難防止措置を講ずること。
 - (7) 税務システム、eL T A Xシステム、OSSシステム及び愛知県行政情報通信ネットワーク等に関する部分については、愛知県税務関係システム運営管理要領(平成15年9月30日付け企画振興部長通知)等に定めるところにより、適切に管理すること。

(3) 外部委託先の管理
 県では、税務システムに対して外部委託先と次のサービスレベルアグリーメント (S.L.A) を締結している。

【締結しているS.L.A】

| 項番 | 構成要素 | 規定内容 |
|----|--------------------|--|
| 1 | 文書の最新化維持 | 設計書、作業手順書などの各種ドキュメントを常に最新に保つこと |
| 2 | オンライン業務稼働率 | 税務システムのオンライン業務の稼働率が99.9%以上であること |
| 3 | 運用状況報告 | システムオペレーション業務で実施した内容について、業務日ごとに記録し、定期的に報告すること |
| 4 | オンラインレスポンス | 通常時における対象処理の90%が以下を達成すること 更新処理時間：3秒 照会結果処理時間：(個別)3秒、(一覽)5秒 |
| 5 | バッチレスポンス | 翌日のオンライン稼働時間遅延回数が年1回未満であること |
| 6 | セキュリティインシデントの発生回数 | セキュリティインシデントの発生回数が年1回以内であること |
| 7 | 発生時の報告時期限の遵守 | インシデント発生時の報告が以下を達成すること 初動報告：2時間以内 影響報告：4時間以内 対策提示：6時間以内 |
| 8 | 再発防止案の期限内提示 | 類似事故の再発防止策案の提示が対応完了から5日以内であること |
| 9 | 問合せ対応の回答期限遵守率 | 問合せに対して、以下のとおり回答できた割合を計測すること 端末操作：1時間以内 機器障害：1時間以内 プログラム仕様：指定時間内 その他：指定時間内 |
| 10 | 問合せ対応の一次回答率 | 前項の基準時間内に回答できなかった問合せに対して、一次対応の割合が100%を達成していること |
| 11 | 業務持続対策 サービス代替時間 | サービス代替時間が60分以内であること |

(持ち出し及び返却)

10 職員は、税務書類等持出申請・許可整理簿など関係法令等による正規の手続を受けた場合のほか、所属長の承認を受けなければ個人情報を所属から持ち出ししてはならない。

なお、出張の用務先(総務部税務課を除く。以下同じ。)で個人情報取得することが想定される場合も、事前に同様の手続を受け、所属長の承認を受けなければならない。

また、出張の用務先でやむを得ず個人情報取得する必要がある生じ、個人情報を取得した場合は、所属へ帰着後、速やかに税務書類等持出申請・許可整理簿により所属長の事後承認を受けなければならない。

持ち出しにあたっては、必要最小限の範囲とし、業務に支障のない範囲で個人情報部分を黒塗りするなど、放置、複写、複製(所属外パソコンへのコピー含む。)などをすることなく常に厳重に管理し、所属外における盗難、紛失などによる漏えい防止措置を講じなければならない。

特に持ち出した個人情報自宅へ持ち帰る場合については、真にやむを得ない場合に限りとする。

また、所属外においては、インターネット等に接続されたパソコン又は適切なウイルス対策がされていないパソコンで当該持ち出した個人情報を使用してはならない。

なお、持ち出した個人情報を返却する場合は、紛失がないことを確認した上で、税務書類等持出申請・許可整理簿により、所属長まで承認を得ること。

※ 行政文書(紙媒体)を持ち出す場合は税務書類等持出申請・許可整理簿を、電子データをもち出す場合は税務書類等持出申請・許可整理簿及び情報資産持ち出し管理票を記載し、所属長の承認を得ること。

ただし、所属発着の宿泊を伴わない出張及び所属長が特に認める出張に定例的に持ち出しを行うものについては、事前に一括して承認を得た場合で、持ち出す個人情報の内容を確認した場限り、その旅行命令をもって、承認に代えることができる。

また、持ち出した個人情報に紛失がないことや持ち出した個人情報に関する収集、交付等を行った場合に、復命でその内容を確認できたときに限り、その旅行の復命をもって、返却の確認及び事後承認に代えることができる。

(再利用)

12 職員は、個人情報が記載された用紙等については、裏面印刷など再利用(二次利用)してはならない。

ただし、個人情報が記載された部分を切り離すなど適切な漏えい防止措置を講じた場合は、この限りでない。

第3 監査の結果と意見

I 監査手続

1 監査手続

実施した監査手続は、次表のとおりである。

| 項番 | 監査手続 |
|----|--|
| 1 | 地方税法、県税条例、税目別事務マニュアル、徴収事務取扱要領等の閲覧を実施した。 |
| 2 | 税務課税グループ・徴収グループ、各県税事務所の税目・徴収担当者に①法令順守②経済性・効率性③網羅性・公平性の観点から、業務フローのヒアリングを実施した。 |
| 3 | 事務処理及び承認が適切に行われていることを確認するために、各県税事務所において、各税目の申告書、減免申請書、調定決議書等の閲覧及びサンプルチェック（※）を実施した。 |
| 4 | 未申告調査が①法令順守②経済性・効率性③網羅性・公平性の観点から適切に実施されていることを確認するために、各県税事務所の税目担当者へのヒアリング及び調査結果の閲覧を実施した。 |
| 5 | 滞納管理が①法令順守②経済性・効率性③網羅性・公平性の観点から適切に実施されていることを確認するために、各県税事務所の徴収担当者へのヒアリング及び滞納整理に関する書類の閲覧を実施した。 |
| 6 | 税務課電算グループ担当者に税務システムの概要についてヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。 |
| 7 | 個人情報保護が適切に行われていることを確認するために、各県税事務所総務課のシステム担当者へのヒアリング、関連書類の閲覧及び執務エリアの視察を実施した。 |
| 8 | 県税事務所間の様式・手続が統一的行われていることを確認するために、各県税事務所の税目担当者へのヒアリング及び関連書類の閲覧を実施した。 |
| 9 | 他部署及び国・市町村との連携状況を確認するために、各県税事務所の税目・徴収担当者へのヒアリング及び関連書類の閲覧を実施した。 |
| 10 | 県税事務所の委託状況を確認した。 |
| 11 | 各県税事務所の執務エリアの状況及び書類の保管状況を確認した。 |

※ サンプルチェックに関しては、税目及び手続ごとに、該当する資料全体を確認したうえで、その中より無作為にサンプリング抽出を実施した。

| 項番 | 構成要素 | 規定内容 |
|----|------------------|---|
| 12 | 業務持続対策 目標復旧時間 | 目標復旧時間が12時間以内であること |
| 13 | 災害対策 業務継続対策 | 災害時対応計画の整備、同計画に基づいた災害対応訓練を年1回以上実施していること |
| 14 | サービスレベル 管理 | サービスレベル全体を総括した達成状況、評価を半期ごとに報告していること |

(出典：県より入手の資料)

(4) 開発・変更の管理

県では、税務システムに対して開発・変更を行う際、外部委託先と定めた「税務システム設計開発業務運用設計書 第1.0版」(平成25年12月25日)の「4.13.6 業務アプリケーションの変更プロセス」で定められたプロセスに従って実施される。

(5) 特定個人情報の管理

県では、特定個人情報を用いた運用を平成28年度中に開始する予定である。運用開始に向けて、総務省自治体情報セキュリティ対策検討チームから報告された「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けて」に定められているとおり個人番号利用事務系端末を、庁内LANから物理的にネットワーク分離することとなる。また、特定個人情報の取扱方法について、各県税事務所では、総務部長通達「県税事務における特定個人情報等の取扱要綱について」に則り、管理運用することとなる。

県の特定個人情報に対する対応状況は、平成28年度中に完了予定であり、総務省からの通達に従い、個人番号利用事務系端末を庁内LANから物理的にネットワーク分離する作業が進められている。また、税務システムへの個別の影響については、一部帳票へ個人番号欄を追加するものであり、権限設定等のセキュリティ面に影響を及ぼすものではないこと、追加する帳票や、表示する画面が法令と照らし合わせて必要最低限になるよう要件定義が行われていることを確かめている。

II 総括

2 県税事務所の監査日

次表のとおり、全ての県税事務所を外部監査の対象とした。

【県税事務所一覧及び監査日】

| 項番 | 県税事務所 | 管轄区域等 | 監査日 |
|----|----------------|--|--------------|
| 1 | 名古屋東部 県税事務所 | 名古屋市千種区・東区・中区・名東区 | 7/13 7/14 |
| 2 | 名古屋北部 県税事務所 | 名古屋北区・西区・守山区、清須市、北名古屋市、西春日井郡 | 7/19 |
| 3 | 名古屋西部 県税事務所 | 名古屋市中村区・中川区・港区 | 7/20 |
| 4 | 名古屋南部 県税事務所 | 名古屋市昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・緑区・天白区、豊明市、日進市、長久手市、愛知郡 | 7/6 |
| 5 | 高辻間税課 | 名古屋東部県税事務所・名古屋北部県税事務所・名古屋西部県税事務所・名古屋南部県税事務所・東尾張県税事務所・西尾張県税事務所・知多県税事務所が管轄する区域 | 7/6 |
| 6 | 東尾張 県税事務所 | 瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、尾張旭市、岩倉市、丹羽郡 | 7/26 |
| 7 | 西尾張 県税事務所 | 一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡 | 8/30 |
| 8 | 海部徴収課 | 津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡の徴収事務 | 8/30 |
| 9 | 知多 県税事務所 | 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡 | 8/4 |
| 10 | 西三河 県税事務所 | 岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、額田郡 | 8/25 |
| 11 | 安城徴収課 | 碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市の徴収事務 | 8/25 |
| 12 | 安城間税課 | 西三河県税事務所・豊田加茂県税事務所・東三河県税事務所が管轄する区域 | 8/25 |
| 13 | 豊田加茂 県税事務所 | 豊田市、みよし市 | 8/23 |
| 14 | 東三河 県税事務所 | 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡 | 9/6 |
| 15 | 新城駐在室 | 新城市、北設楽郡の徴収事務 | 9/6 |

包括外部監査の結果、【指摘】12件・【意見】60件を識別した。発見された指摘及び意見の一覧は、次表のとおりである。

なお、個人県民税、県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、鉦区税、固定資産税、地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、狩猟税及び産業廃棄物税については監査手続を実施した結果、指摘及び意見は発見されなかった。

1 全体的事項

| 発見事項 | | ページ |
|------|---------------------------------|---------|
| 1 | 徴収率の向上 | |
| | 地方税法第48条を活用した市町村とのコミュニケーションについて | 【意見】114 |
| | 地方税法第48条の対象の拡大について | 【意見】115 |
| | 特別徴収推進に向けた市町村への対応について | 【意見】117 |
| 2 | 県税関連事務の民間委託 | |
| | 自動車取得税及び自動車税の申告受付事務の民間委託の検討について | 【意見】125 |
| | 収納窓口業務の民間委託の検討について | 【意見】126 |
| 3 | 県税事務所における書類管理 | |
| | 賦課に関する書類のキャビネットにおける管理方法について | 【意見】127 |
| | 滞納整理に関する書類の保管方法について | 【意見】129 |
| | 廃棄資料の倉庫における管理方法について | 【意見】130 |

| | | |
|---|---|------|
| 3 | 不動産取得税 | 141 |
| | 法務局資料収集方法の見直しについて | 【意見】 |
| | 申告書の提出義務があることの周知徹底について | 【意見】 |
| | 税務システムへの二重登録防止について | 【意見】 |
| | 名古屋北部県税事務所不動産評価室の建築家屋評価結果に対する各県税事務所でのチェックについて | 【意見】 |
| | 名古屋北部県税事務所不動産評価室の建築家屋評価結果のチェック体制について | 【意見】 |
| | 免税点未滿の判断根拠の記載について | 【意見】 |
| | 不動産取得税課税明細書（建築家屋資料調査表）の様式及びシステム対応の必要性について | 【意見】 |
| | 納税通知書と課税明細書の照合記録について | 【意見】 |
| | 検索結果一覧表の書類上の不備について | 【指摘】 |
| | 調定決議書等の書類上の不備について | 【意見】 |
| 4 | 自動車税 | 148 |
| | 課税明細書の確認について | 【意見】 |
| | 特例税率の適用及び課税免除となる自動車の実態調査方法のマニュアル化について | 【意見】 |
| | 課税免除の取消しについて | 【意見】 |
| | 調定決議書の添付資料の修正方法について | 【意見】 |
| 5 | 自動車取得税 | 153 |
| | 軽自動車の申告書処理の網羅性について | 【意見】 |
| | 委託先の個人情報保護状況のモニタリングについて | 【意見】 |
| 6 | 軽油引取税 | 154 |
| | 免税証用紙の管理方法について | 【指摘】 |
| | 免税軽油使用者証交付申請書の年間見込所要数量の記入について | 【意見】 |
| | 免税軽油使用者証の交付を受けた者に対する事後の調査について | 【意見】 |
| | 免税証・免税軽油使用状況明細表の取扱いについて | 【意見】 |
| | 免税軽油の引取り等に係る報告書等の取扱いについて | 【意見】 |
| | 免税軽油所要数量を計算する様式について | 【意見】 |
| | 軽油引取税特別徴収義務者証返納書について | 【指摘】 |

| | | |
|---|---|------|
| 2 | 個別的事項 | ページ |
| | 発見事項 | |
| 1 | 法人県民税・事業税 | 131 |
| | 法人税名簿異動リストを用いた調査の類末の網羅的な記載について | 【意見】 |
| | 問い合わせ結果の記録について | 【意見】 |
| | 納税義務者の捕捉調査のあり方について | 【意見】 |
| | 電子申告情報エラーリストへの対応結果の記載について | 【意見】 |
| | 不申告法人一覧表の活用について | 【意見】 |
| | 不申告法人状況調査書における対応担当者名の記載について | 【意見】 |
| | 税務署より提供される情報範囲の拡大に向けた働きかけについて | 【意見】 |
| | 未登録法人等確認一覧表を用いた調査の類末の網羅的な記載について | 【意見】 |
| 2 | 個人事業税 | 136 |
| | 業種等の照会結果に基づく課税適否に関する責任者、判断結果及び根拠の明確化について | 【意見】 |
| | 個人事業税の賦課調査資料（更正決定等決議書等）における対応担当者との明確化について | 【意見】 |
| | 賦課調査資料における調査の経緯及び課税判断結果の記載について | 【意見】 |
| | 送達不能文書整理簿を点検した際の点検記録について | 【意見】 |
| | 国税連携により提供される情報範囲の拡大に向けた働きかけについて | 【意見】 |
| | 送達不能文書整理簿の様式の見直しについて | 【意見】 |

3 総括

発見された指摘及び意見を総括すると、次のとおりである。

(1) 徴収率の向上

愛知県の県税全体の徴収率は全国平均を上回っているが、税目別に見ると、個人県民税の徴収率は他の税目と比較して下回っている。個人県民税の徴収率を向上させ、収入未済額を縮減することは、税負担の公平性と収入確保の観点からも重要である。個人県民税は、地方税法上、個人市町村民税とともに（一般には両税を合わせて個人住民税という。）市町村が徴収することとされており、市町村における個人住民税の徴収実績が個人県民税の収入に直結することとなる。

したがって、県としては市町村の自立した徴収体制の確立に配慮しつつ、個人住民税の徴収率向上に向けた市町村支援の取組を進めることが望まれる。

- ・ 地方税法第48条に基づき県の職員が徴収した事案には、様々な徴収手法を駆使した事例が多く含まれていると推察される。その手法を市町村に提供することで、市町村の徴収スキル向上につなげることが期待される。例えば、県職員が担当する市町村との間で、事例についての検討会を定期的に開催することにより、スキルを伝達すること等が望まれる。
- ・ 平成28年度税制改正により、平成28年4月1日より、個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例（地方税法第48条）の対象拡大に伴い、現年度分のみの個人住民税を滞納している者の滞納に係る徴収金も対象に追加された。滞納整理においては早期着手が肝要であり、県税事務所においても現年課税分の徴収強化に取り組んでいる。そのため、現在は地方税法第48条の対象を過年度滞納分に限って引継ぎの対象としているが、現年度滞納分に対象を拡大することが望まれる。
- ・ 「愛知県個人住民税特別徴収推進協議会行動指針」（平成26年10月）の中で、特別徴収義務者への「一斉切替」を目指す旨が記されているものの、一部の市町村から反対の意見もあり、その具体的な時期を定めることなく各市町村の自覚、自主性を尊重してきた。県全体としての特別徴収率のさらなる向上に向けて、これまで特別徴収推進に消極的であった市町村に対する働きかけが望まれる。

(2) 県税関連事務の民間委託について

県では、委託可能な事務の例の全件について実施可能を検討しており、積極的に民間委託を推進している。

平成27年度時点では、税務システム運用保守業務及び自動車二税申告書処理業務等、19の業務について民間委託を行っている。

県税事務所への監査の結果、次の業務につき、県税事務の効率化及び民間の能力の活用によるサービス向上の観点から、民間委託の実施可能性について検討することが

7 徴収

| | | |
|--------------------------------|---------|-----|
| 税務書類の持ち出しの返却確認について | 【意見】 | 161 |
| 滞納整理に関する書類整理の方針の明確化について | 【意見】 | 162 |
| 徴収事務取扱要領等で定められた様式の使用について | 【意見】 | 162 |
| 長期滞納案件への対応について | 【意見】 | 162 |
| 領収印の取扱いについて | 【意見】 | 163 |
| 県税領収書の返納に際しての事務について | 【指摘】 | 164 |
| 返納された使用済み県税領収書の保管について | 【指摘】 | 165 |
| 県税領収書の受け払いについて | 【指摘】 | 165 |
| 約束手形等の証券により県税の納付を受託した場合の事務について | 【指摘】 | 166 |
| 送達簿の作成について | 【指摘・意見】 | 166 |
| 差押調書の日付の逆転について | 【指摘】 | 167 |
| 配当計算書の日付の誤りについて | 【指摘】 | 167 |
| 長期間活動していない滞納案件について | 【意見】 | 168 |
| 送達不能文書整理簿の作成について | 【指摘・意見】 | 168 |
| 減免（申請却下）通知書の作成について | 【指摘・意見】 | 169 |
| 8 税務事務に係る情報セキュリティ | | |
| 独自調達・管理しているNAS（※）の取扱いについて | 【意見】 | 170 |
| プリンタ・複合機からの印刷物の取扱いについて | 【意見】 | 170 |
| ウイルス対策ソフトのパターンファイルの更新について | 【意見】 | 171 |
| スクリーンセーバーの設定について | 【意見】 | 171 |
| 独自調達・管理しているデスクトップパソコンの取扱いについて | 【意見】 | 172 |
| サーバOSの特権アカウント管理について | 【意見】 | 172 |
| 自己点検「個人情報管理点検シート」の実施について | 【意見】 | 173 |
| 自己点検「情報セキュリティに係る自己点検票」の実施について | 【意見】 | 174 |
| 独自調達・管理しているNAS等のバックアップについて | 【意見】 | 175 |

※ NAS (Network Attached Storage) とは、パソコンにはなく、ネットワークに接続して利用するハードディスクのこと。サーバ機能が、他のパソコンからデータの読み書きを行うことができる。

望まれる。

- ・ 自動車取得税及び自動車税の申告受付事務
- ・ 収納窓口業務
- ・ 不動産取得情報の入力業務

(3) 税務事務の標準化による業務効率の向上について

県税事務所への監査の結果、県税事務所ごとに実施している事務について、税務課において事務を見直すことにより、業務効率の改善が期待できる事例が見受けられた。

また、県税事務所の事務の内容を横断的に検討した結果、税務システムの導入で調定決議書等が統一的に作成されている一方で、それに添付している書類については、各県税事務所間でばらつきがみられた。

各県税事務所間で事務の内容を統一し、また重複している事務を見直すことにより業務の標準化が可能と考えられる具体的な事例は次のとおりである。

- ・ 全県税事務所において不申告法人一覧表を作成し、管理等に活用することが望まれる。また、現状は、税務システムから配信される不申告法人一覧表データはそのままで使いつらく、一定の加工作業が必要であるとの意見も聴取しているため、現場の要望を取り入れることが、業務効率化の観点からも望まれる。
- ・ 発送した文書が送達不能により返付されたときは、各県税事務所において、「送達不能文書整理簿」を作成することとされているが、一部の県税事務所では、作成されていないかった。
- ・ 「送達不能文書整理簿」の機能は、税務システムで処理する他の事務の中でその大半を補うことができる状況である。そのため、現在は事務が重複している部分があることから、今後、事務の重複を解消し効率化するという観点から「送達不能文書整理簿」のあり方を検討することが望まれる。
- ・ 軽油引取税に関して各間税課では「所要数量計算書」という様式に定められていない書類を作成し、申告者に配布していたが、高辻間税課と安城間税課で独自に作成している書類を統一化し様式化することにより事務を標準化することが考えられる。
- ・ 賦課事務については税目ごとの事務マニュアル、徴収事務については徴収事務取扱要領等にて書類の様式が定められている。様式のマニュアル形式はワープロソフト形式であるが、書類によっては表計算ソフト形式の方が利便性が高い場合等、様式の変更により事務効率の向上が期待できる場合には、各県税事務所の判断で様式を加工して使用している。加工の際のミスの防止及び事務の効率化の観点からは、各県税事務所の要望に応じて様式について随時見直ししていくことが望まれる。

このように、各県税事務所で実施している税務事務を税務課において見直すことや、

事務所間の事務を統一することで業務効率の改善が見込まれる。また、税務事務の見直し・統一化により、民間委託やシェアードサービスの利用についても検討することが可能になると考えられる。

(4) 県税事務所における書類管理

県税事務所監査の結果、申告書及び滞納整理に関する書類等を保管するキャビネットの施錠が徹底されていない状況であった。また、一部の県税事務所では、廃棄資料を保管している倉庫と職員用のロッカーが併用されており、日中は施錠されていない状況であった。

県では、個人情報について、「総務部個人情報管理マニュアル」及び「県税事務における特定個人情報等の取扱要領」にて、個人情報を含む書類の管理方法について定めている。

今後、マイナンバー（社会保障・税番号制度）導入の際には、マイナンバーが記載された書類は、特定個人情報に該当し、より厳重な管理が求められる。

個人情報保護の観点から、申告書等を保管するキャビネット及び倉庫については、「総務部個人情報管理マニュアル」及び「県税事務における特定個人情報等の取扱要領」に基づき、施錠を徹底することが望まれる。

なお、キャビネットの施錠については、平成29年度以降に可能な範囲で順次対応予定である。

(5) その他

その他の発見事項として、不動産取得税、軽油引取税及び徴収において、関連書類の不備等、マニュアルに沿った手続きが行われていないものなどがあった。また、調定決議書をはじめとする書類の作成の仕方や手続きについて、見直しが望まれるものなどがあった。

Ⅲ 全体的事項

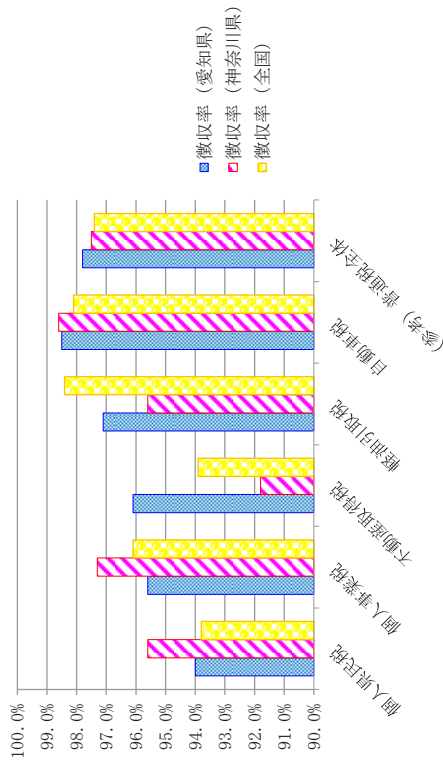
1 徴収率の向上

(1) 個人県民税の徴収の現状と課題

愛知県県の県税全体の徴収率は類似団体である神奈川県に比べ上回っているが、税目別に見ると、個人県民税の徴収率は他の税目と比較して下回っている。これは全国の都道府県全体も同様の傾向となっている。

【平成26年度 税目別徴収率】

※ 普通税のうち、徴収率99%未満の税目を抜粋



(出典：「平成26年度 道府県税徴収実績調」(総務省)を元に監査人作成)

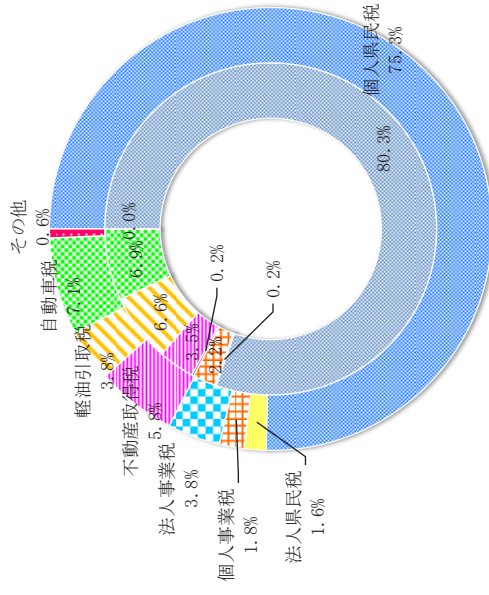
個人県民税は、地方税法上、個人市町村民税とともに(一般には両税を合わせて個人住民税という)市町村が徴収することとされており、市町村における個人住民税の徴収実績が個人県民税の収入に直結することとなる。

平成19年度に実施された所得税から住民税への税源移譲により、個人県民税の収入額は増加したが、それに伴い収入未済額も増加した。

平成26年度における個人県民税の県税に占める割合は、収入額が約3割であるのに比して収入未済額では約8割と非常に高く、この傾向は、全国の都道府県も同様である。

【平成26年度 調定額から収入額を差引いた額の税目別割合】

※ 内側：愛知県、外側：全国



(出典：「平成26年度 道府県税徴収実績調」(総務省)を元に監査人作成)

個人県民税の徴収率を向上させ、収入未済額を縮減することは、税負担の公平性と収入確保の観点からも重要であることから県が市町村を支援していく必要があると考えられるが、一方で、個人住民税は地方税法上市町村が徴収すべきものであり、地方分権の観点からも市町村が自らその役割を果たすべきとの原則を軽視することではできないとの考えもある。また、県は、市町村が行う個人県民税の賦課徴収に関する事務に要する費用を補填するため、納税義務者1人あたり3,000円の徴収取扱費を法令の定めにより交付しており、県の支援に当たりこれと別に費用負担が生じる可能性もある。

県は、市町村に対する手厚い支援が県への過度な依存につながることをのぞかないよう留意し、市町村が自立した徴収体制を確立することを旨指して、支援を実施していることである。

個人県民税徴収率向上に向けた取組は、こうしたことを総合的に勘案して行う必要がある。

(2) 個人住民税徴収率向上に向けた取組
県で行われている個人住民税徴収率向上のための主な取組としては、次の3つがある。これらについて、順に見ていくこととする。

ア 愛知県地方税滞納整理機構を通じた市町村との連携

イ 地方税法第48条に基づく徴収・滞納処分の引継ぎ

ウ 個人住民税の特別徴収の推進

ア 愛知県地方税滞納整理機構を通じた市町村との連携について

収入未済額の縮減を図るため、県と市町村が連携して積極的な滞納整理を行う「愛知県地方税滞納整理機構（以下、「地方税滞納整理機構」という。）」を設立している。

県からは各県税事務所及び名古屋東部県税事務所特別滞納整理室に所属する職員を県下6ブロックの地方税滞納整理機構に配置しており、これと市町村から派遣された職員で滞納整理に取り組まれている。

単に県のノウハウを活かした滞納整理により個人県民税の徴収率を向上させるといふ方策としては、後述する地方税法第48条の制度を活用することで足りるか、むしろその方が効率的である可能性もあるが、地方税滞納整理機構では県職員と市町村職員が一緒に取り組むことで、県のノウハウが市町村職員を通じて市町村徴収部門に浸透し、ひいては市町村の徴収スキルの向上が、長期的には個人住民税の徴収率向上につながることを目的としている。

また、地方税滞納整理機構内で勉強会なども実施されており、市町村から派遣された職員のスキル向上を図っている。

このようないは、県の市町村支援の目指すところとも合致していること、また、参加市町村からの要望が強かったことから設置期間は当初は平成26年3月までの予定であったところ、平成29年3月まで延長され、さらに平成32年3月まで再延長される見込みである。

平成27年度の参加団体は次表のとおり47市町村に上っており、愛知県の市町村54市町村のうち多くの市町村が参加している。

【平成27年度の地方税滞納整理機構参加団体】

| ブロック名 | 参加市町村（47市町村） |
|------------|--|
| 東尾張 | 瀬戸市・大山市・江南市・小牧市・尾張旭市・岩倉市・清須市・北名古屋 市・豊山町・扶桑町 |
| 西尾張 | 一宮市・津島市・稲沢市・愛西市・弥富市・あま市・大治町・蟹江町・飛 島村 |
| 知多 | 半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町・南知多町・ 美浜町・武豊町 |
| 豊田尾張 東部 | 日進市・みよし市・長久手市・東郷町 |
| 西三河 | 碧南市・刈谷市・安城市・西尾市・知立市・高浜市 |
| 東三河 | 豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村 |

(出典：愛知県ホームページ)

平成27年度の徴収実績としては、約43億6,600万円の滞納金額の引継ぎを受け、約25億300万円を徴収し、徴収率は57.3%となっている。

イ 地方税法第48条に基づく徴収・滞納処分の引継ぎについて
地方税法第48条第1項では次のとおり定められている。

地方税法<抜粋>

(個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例)

第48条 市町村長から道府県知事に対し、道府県民税の滞納に関する報告があった場合には、道府県知事が市町村長の同意を得て、当該報告に係る滞納者の全部又は一部について一年を超えない範囲内で定めた一定の期間に限り、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る道府県民税に係る地方団体の徴収金及びこれとあわせて納付し、又は納入すべき市町村民税に係る地方団体の徴収金について、個人の市町村民税の徴収の例により徴収し、又はこれについて国税徴収法に規定する滞納処分の例により滞納処分をすることができる。

愛知県では、本制度を活用して、市町村にとって徴収困難となっている個人住民税の滞納案件を一定期間引継ぎ、名古屋東部県税事務所特別滞納整理室個人県民税対策グループ職員による滞納整理を実施している。

本制度を活用することで、特に徴収体制が十分に整っていないとは言えない市町村の個人住民税については、都道府県の努力により徴収率を高めることも期待される。ただし、条文中での「市町村長の同意を得て」とあるとおり、市町村側も引き継ぎようとしてくれなければ、県としても本制度を活用することはできない。

愛知県における、本制度の活用状況であるが、平成16年度の導入から対象市町村を拡大し平成22年度には37の市町村を対象とした。その後は縮小傾向となり平成

(4) 地方税法第48条の対象の拡大について【意見】

(対象)
税務課

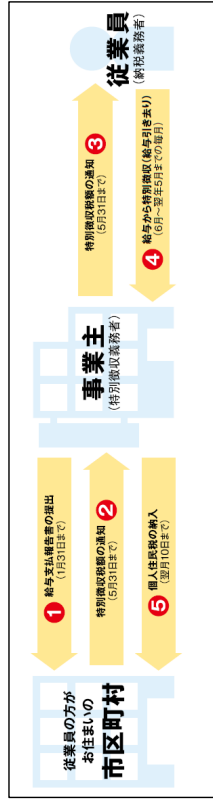
平成28年度税制改正により、平成28年4月1日より、個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例の対象拡大がなされている。改正前は、過年度滞納分に係る徴収金及び過年度分の滞納者に係る現年度滞納分に係る徴収金が対象であったが、これに現年度分のみの個人住民税を滞納している者の滞納に係る徴収金も対象に追加された。
滞納整理においては早期着手が肝要であり、県税事務所においても現年課税分の徴収強化に取り組んでいる。
そのため、現在は地方税法第48条の対象を過年度滞納分に限って引継ぎの対象としているが、現年度滞納分を対象に追加することが望まれる。

ウ 個人住民税の特別徴収の推進について

地方税法第321条の3で、給与所得者の個人住民税は、特別徴収の方法によって徴収することとされている。ここで、特別徴収とは、地方税法第1条第9項で「地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき税金を納入させることをいう」と定義されている。
具体的には、給与支払者（事業主）が、所得税の源泉徴収と同様に、従業員に対して支払う給与から個人住民税を徴収し、従業員に代わって市町村に納入することになる。

この給与支払者（事業主）による支払給与からの個人住民税の徴収は、地方税法第321条の4で規定された義務となっている。

【特別徴収の仕組み】



(出典：「事業主のみなさん 個人住民税は特別徴収で納めましょう」
(総務省・全国地方税務協議会))

特別徴収は、所得税の源泉徴収と同様に給与から天引きされるため、確実な徴収

28年度は19市町村となっている。

県は、前年度に名古屋を除く県内全市町村に希望の有無を調査し、希望のあった市町村には全て実施していることから、希望する市町村が減少している状況である。

これは、地方税法第48条による県の直接徴収が個人住民税のみを対象としているのに対して、前述した地方税滞納整理機構は全ての市町村税を対象としていること、また、地方税滞納整理機構による積極的な滞納整理を実施した結果、高額・困難な滞納事案件数が減少したことなどから、市町村によっては本制度を活用する必要性が低くなったことによるものと考えられる。

しかしながら、地方税滞納整理機構による市町村との連携は、任意組織として期限を設けた取組であるため、組織が廃止となった場合、法に定められた本制度の活用は、重要性を増していくこととなり、それを見据えて現行の取組の中で、より高い効果を上げる対応を検討することが必要と考えられる。

(7) 地方税法第48条を活用した市町村とのコミュニケーションについて【意見】

(対象)
税務課

現行の地方税法第48条による県職員の滞納整理は、対象の市町村を前半（7月～12月）と後半（9月～2月）に振り分けて、市町村ごとに担当を設定し実施している。引き継がれた滞納事案については、納税や差押えなどにより滞納税が徴収された事案もあれば、そこまで至らなかった事案もある。それらの事案を一括して、引継期間の終了時に市町村に返還しているが、その際に、徴収できなかった事案については、今後の滞納整理に関する助言や方向性を市町村に示しているようであるが、徴収できた事案については、滞納整理の経過を市町村に報告している。

県の職員が徴収した事案には、様々な徴収手法を駆使した事例が多く含まれていると推察される。その手法を市町村に提供することで、市町村の徴収スキル向上につながることを期待される。例えば、県職員が担当する市町村との間で、事例についての検討会を定期的に開催することにより、スキルを伝達すること等が望まれる。

27年度には81.0%に向上した。

(4) 特別徴収推進に向けた市町村への対応について【意見】

(対象) 税務課

特別徴収は本来、法定の義務であるところ、合理的な理由なく特別徴収されな
いことは許されるはならないとして、静岡県を始めとして多くの都道府県が、都
道府県下の事業主に対する特別徴収義務者の一斉指定の取組を、あるいは予
定している。

愛知県については、前述の「愛知県個人住民税特別徴収推進協議会行動指針」
(平成26年10月)の中で、特別徴収義務者への「一斉切替」を目指す旨が記さ
れているものの、一部の市町村から反対の意見もあり、その具体的な時期を定め
ることなく各市町村の自覚、自主性を尊重してきた。

そうしただ中、県内市町村の多くは、段階的な実施や予定も含めて既に一斉切替
を終えている状況であり、県全体としての特別徴収率のさらなる向上に向けて、
これまで特別徴収推進に消極的であった市町村に対する働きかけが望まれる。

を行うという観点からは、非常に有効な手法となっている。また、従業員にとつて
も、納付の手間が省けるといふ点でメリットのある制度である。

しかしながら、事業主にとっては納付事務の手間があり、特に従業員ごとに居住
する市町村が異なる可能性があることから様々な市町村に対して納付をしなければ
ならず、所得税と比べても煩雑さが増している。また、納付事務のほかにも、従業
員の住所変更に伴う事務などもある。このような背景から、事業主からは個人住
民税の特別徴収は敬遠されてきた経緯がある。その結果、本来は地方税法に基づく
義務であるはずの特別徴収がなされず、従業員（納税義務者）が直接納付する普通
徴収によるケースが相当数存在する状態となつてしまっている。

前述のとおり、特別徴収は個人住民税の確実な徴収という観点からも有効な制度
であり、本来は義務である特別徴収は徹底される必要がある。

近年、この特別徴収を徹底する動きが強まっており、平成26年8月には、全国の
都道府県と政令指定都市からなる全国地方税務協議会が「個人住民税特別徴収推進
宣言」を出し、特別徴収の推進を進めていくことを明らかにしているほか、各自治
体でもそれぞれ特別徴収の推進が図られている。

(7) 愛知県における特別徴収推進の取組

県でも個人県税現年分の徴収率向上の観点から、特別徴収の推進に取り組ん
できている。個人住民税を特別徴収する場合は、納付義務のある者を市町村が特
別徴収義務者として指定することとされており、県が直接に特別徴収義務を課せ
るものではない。そのため、県は平成24年7月に県内全市町村とともに「愛知
県個人住民税特別徴収推進協議会」を設立し、平成24年9月には「個人住民税
の特別徴収推進強化「あいち2012宣言」が採択され、県と市町村との連携によ
り、平成25年度までを推進強化期間として次の取組を進めてきている。

- | | |
|---|--|
| 1 | 特別徴収を実施していない事業主の方への勧奨 |
| 2 | 法人会・税理士会などの関係団体への依頼活動 |
| 3 | 特別徴収を実施していない事業主の方への地方税法に定められた特別徴 収税額の通知 |
| 4 | ホームページ・広報誌などによる広報活動 |
| 5 | その他、特別徴収の推進施策の検討 |

また、「愛知県個人住民税特別徴収推進協議会」は、平成26年10月には「愛
知県個人住民税特別徴収推進協議会行動指針」を採択し、平成26年度までの推
進強化期間後も引き続きこれらの取組を推進し、特別徴収未実施事業主の特別徴
収義務者への「一斉切替」を目指すことを明らかにしている。

特に、特別徴収を実施していない事業主の方への勧奨については、県は県税事
務所に特別徴収推進員を配置するなど、積極的に取り組んできた。

このような取組を推進してきた結果として、県全体の給与所得者数に占める特
別徴収による納税義務者の割合は、平成23年度には75.7%であったのが、平成

2 県税関連事務の民間委託

(1) 地方税関連業務の民間委託

平成18年9月に総務省より「地方税徴収関連業務について」が公表されている。

地方税徴収関連業務について<抜粋>

総務省自治税務局

1 地方税の徴収に関する民間開放について

○ 地方税の徴収等に関連する業務については、これまでも地方団体の判断に基づき、納税通知書等の印刷、封入、発送業務や税に関するシステムの作成・維持管理などの業務について、これまでも広く民間委託が行われていたところである。

○ 平成15年度税制改正においては、総合規制改革会議及び構造改革特区における議論等を踏まえ、納税者の利便性の向上を図る等の観点から、それまで認められていなかった地方税の収納事務の民間委託を認めるため、地方自治法施行令の改正を行った。この改正により、自動車税などの税目を中心に、コンビニエンスストアへの地方税の収納委託を行う地方団体が近年、増加しているところである。

○ これに続き、規制改革・民間開放推進3カ年計画（平成17年3月25日閣議決定）において、「地方税の徴収業務については、徴収率の向上や国民の公平感を払拭する観点から、徴収業務にノウハウを有する民間事業者を活用することが重要である」と考え、したがって、地方税の徴収について、各地方公共団体の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、このような事業者のノウハウを活用できる業務の民間開放を一層推進する。」こととされた。

○ この決定を踏まえ、平成17年4月1日付けで、総務省自治税務局長通知「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」（総税企第79号）【資料1】及び同企画課長通知「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」（総税企第80号）【資料2】において、納税者に関する秘密情報の保護について問題を生じることがないよう特段の配慮を行った上で、地方税の徴収について、民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等を一層推進するよう、地方団体に申し依頼をおこなったところである。

○ また、この通知においては、「公権力の行使を包括的に民間事業者に委託することはできない」ものの、「当該公権力の行使に関連する補助的な業務を民間委託することまでを禁じている訳でない」ことを明記した上で、民間委託が

可能な業務の例として、「滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務」や「インターネットオークションによる入札関係業務」「差押財産の専門業者による移送・保管業務」などをあげている。今後とも、こうした地方税の徴収に係る合理化・効率化のための取組を一層推進してまいりたい。

○ さらに本年3月には、地方税法上の第三者納付の規定に基づき、クレジットカードを利用した地方税の納付は可能であることなどについて、地方団体へ周知したところである。

○ なお、滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実をお知らせすることや、滞納者の地方税を収納するといった業務について民間委託することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報を、それらの情報が管理されている庁舎の外に持ち歩かざるを得ないこと等から、特に慎重に保護することを要する納税者に関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁止されていない。

ただし、地方税法上の「督促」（注：差押の前提条件として、書面で行うことが求められている行政処分であり、単なる催告とは異なる）、滞納処分に係る財産調査のための「質問及び検査」や「捜索」（注：地方税についても、国税徴収法の例によるとされている。）、「差押」等については、公務員の中でも特に強い守秘義務が課された徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、地方税の徴収を包括的に民間委託することはできないと考えられる。

経済状況の変化を踏まえ、「あいちビジョン2020(※)」を推進する行財政体制の確立を目指して、「しなやか県庁創造プラン(愛知県第六次行革大綱)」を策定しその中で次を課題として掲げている。

※ あいちビジョン2020は、リニア中央新幹線(東京・名古屋)の開業後の2030年頃を展望し、2020年までに取り組むべき重点的な戦略を明らかにするとともに、県内各地域の取組方向を示すことを目的に平成26年3月に策定された。

【課題】

- ・多様な県民ニーズへのしなやかな対応
→より一層効果的・効率的な行政運営
- ・引き続き厳しい財政状況及び量的な削減余地の狭まり
→健全で持続可能な財政基盤の確立

以上の課題を達成するための10本の柱のうちのの一つとして、健全で持続可能な財政基盤の確立(財源の確保)が挙げられている。それに対する個別取組事項である県税の適切な徴収の中で、平成27年度は民間委託による自動車税の集中催告の実施に取り組んでいる。この取組も含め、平成27年度の県税関連事務の委託状況は次表のとおりである。

「地方税徴収関連業務について」は、徴収業務にノウハウを有する民間事業者を活用することにより、効果的で効率的な税務事務の遂行を企図したものである。一方で税務事務は、納税者の個人情報保護が強く求められるものであり、民間事業者による公権力の行使については厳しく制限されることから、委託できる事務は制限されるものである。総務省では委託可能な事務の例として「地方税徴収関連業務について」について次のとおり公表している。

ア 公権力の行使に当たらない業務についての民間委託の例

- ・滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務
 - ・コンビニエンスストアによる収納業務
- イ 徴税吏員が行う公権力の行使(公売・差押・督促・立入調査など)に関連する補助的な業務についての民間委託の例
- ・インターネットオークションによる入札関係業務
 - ・不動産公売情報の配布・広報宣伝業務
 - ・公売対象となる美術品等の見積価額算出のための鑑定業務
 - ・差押動産(自動車、美術品、ワイン等)の専門業者による移送・保管業務
 - ・納税通知書・督促状等の印刷・作成・封入等の業務
 - ・調査で収集した燃料油の性状分析業務

(2) 県税関連事務の民間委託の状況

県では「地方税徴収関連業務について」が公表された際に、委託可能な事務の例の全件について実施可能性を検討しており、実施可能な事務については、既に民間委託をしている。委託可能な事務の例のうち、県が民間委託している事務は次のとおりである。

- ・滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務
- ・コンビニエンスストアによる収納業務
- ・インターネットオークションによる入札関係業務
- ・納税通知書・督促状等の印刷・作成・封入等の業務
- ・調査で収集した燃料油の性状分析業務

これ以外の事務については、県では事例が少なく不要であると判断して委託をしていないか、職員が自ら行った方がコストの面や効率性の面で優位であると判断したため、委託をしていないとのことである。

その後も、県では県税関連事務に限らず、積極的に民間委託を推進してきている。平成26年12月には、人口減少社会への移行、経済のグローバル化の進展などの社会

【平成27年度県税関連事務の委託一覧】

| NO | 受託事業名 | 委託事業の内容 |
|----|---------------------------|---|
| 1 | 自動車二税申告書処理業務 | 自動車取得税・自動車税の申告書をOCR読取装置により磁気データ化し、申告情報の管理等を委託した。 |
| 2 | 収納管理業務 | 各県税事務所で行っていた還付・充当通知書等の印刷、封入封かんを委託した。 |
| 3 | 自動車税納税通知書等印刷・圧着・封入・封かん業務 | 税務システムに登録されている税額、あて名等の情報を基に、自動車税納税通知書及び納付書の印刷・圧着・封入、封かん業務を委託することにより、事務の迅速化と合理化を図った。 |
| 4 | 自動車税・個人事業税の納付書等印刷・封入封かん業務 | 税務システムに登録されている税額、あて名等の情報を基に、個人事業税等納付書の印刷・圧着・封入封かん業務を委託することにより、事務の迅速化と合理化を図った。 |
| 5 | 自動車税納税証明書印刷・圧着業務 | 自動車税をクレジット収納により納税した納税者に対し送付する納税証明書の印刷・圧着業務を委託することにより、事務の迅速化と効率化を図った。 |
| 6 | 愛知県自動車税電話催告センター運営業務 | 自動車税の督促状等が発付された滞納者に対して、民間業者を利用して納付催告を行い、県税徴収率の向上を図った。 |
| 7 | 領収済ファイル作成業務 | 自動車税、法人二税、個人事業税、軽油引取税及びその他の諸税目の領収済通知書から、収納管理に必要な情報を情報処理システムによりファイルを作成することにより、税務システムの円滑な運営を図った。 |
| 8 | たばこ流通情報管理システム運営業務 | たばこの販売業者別、品目別の販売数量及び相手方売買数量を把握するため、全都道府県が同一の情報システムで処理することにより、迅速で確実な税の捕捉効果を図った。 |
| 9 | 自動車税分配情報作成業務 | 道路運送車両法第6条第1項に係る自動車登録情報から、自動車税の賦課徴収に必要な情報を情報処理システムにより抽出処理し、分配情報として作成されたものの提供を受けることにより、税務システムの円滑な運営を図った。 |
| 10 | 軽油流通情報管理システム運営業務 | 軽油引取税に係る特約業者等の指定、取消に関する情報、営業の開廃等に関する情報、軽油の流通に関する情報を把握するため、全都道府県が同一の情報処理システムで処理することにより、迅速で確実な税の捕捉効果を図った。 |
| 11 | 軽油引取税入力資料作成業務 | 軽油引取税の賦課徴収に必要な資料を情報システムにより処理することにより、税務システムの円滑な運営を図った。 |

| NO | 受託事業名 | 委託事業の内容 |
|----|----------------------------|--|
| 12 | 地方消費税全都道府県間精算システム運営業務 | 地方消費税における全都道府県間の精算事務及び市町村交付金算定事務を行うにあたって、全都道府県が同一の情報処理システムで処理することにより、迅速で効率的な事務を図った。 法人県税における利子割額の控除、還付は、法人の本店所在地の都道府県で一括して行うため、他の都道府県が課した利子割額に相当する金額について、当該都道府県間で精算する必要があるが、この精算業務を全都道府県が同一の情報処理システムで処理することにより、迅速で効率的な事務を図った。 |
| 13 | 利子割還付調整システム運営業務 | 個人番号制度については、平成29年7月から地方公共団体の個人情報との連携が開始される。これに伴い、住基ネットから個人番号等の情報を取得し、税務システムへ情報を登録するなどの改修を実施することで、税務システムのさらなる利便性の向上を図った。 |
| 14 | 社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴うシステム修正 | 自動車保有関係手続のワンストップサービスのサーバ等の情報通信機器等の保守運用管理を行うとともに、県税の基幹システムである税務システム、eLTAシステム等との間でデータの交換及び連携を行って、税務システムにデータを反映し、より迅速で確実な税の捕捉効果を図った。 |
| 15 | 地方税サーバ等運用・基幹連携業務 | 地方税ポータルシステムを利用するため、システム等の保守運用管理をASP方式により業務委託した。 |
| 16 | 愛知県eLTAシステムASP委託業務 | 課税、収納管理、徴収支援、納税証明、納付書の印刷、納税証明書自動発行機の運用、電子申告、電子納税等に係る事務を税務システムにより的確かつ迅速に行うことにより、納税者へのサービス向上と事務の合理化を図った。 |
| 17 | 税務システム運用保守業務 | 軽自動車に係る自動車取得税の申告受付業務を委託し、事務の合理化を図った。 |
| 18 | 自動車取得税申告受付業務（軽自動車） | 軽自動車の自動車取得税賦課徴収資料（申告書）をもとに、情報処理するための入力資料を作成する業務を委託し、事務の迅速化と効率化を図った。 |
| 19 | 自動車取得税申告書入力資料作成業務（軽自動車） | |

(出典：県より入手の資料を元に監査人作成)

県では既に19の業務について民間委託を行っており、これまでの民間委託の取組は一定の評価に値するものである。

しかし、平成18年9月に、総務省より「地方税徴収関連業務について」が公表されてから10年が経過し、この10年の間で他の地方公共団体においては更なる民間委託に取り組んでいる団体もある。

また、過去に一度民間委託について検討し、断念した事務についても、再度検討に値する事務もあると考えられる。

(3) 自動車取得税及び自動車税の申告受付事務の民間委託の検討について【意見】

(対象)
税務課

軽自動車を除く、自動車取得税及び自動車税の申告の受付は、県内の4箇所の車検場（愛知運輸支局、西三河自動車検査登録事務所、小牧自動車検査登録事務所及び豊橋自動車検査登録事務所）内にある名古屋東部県税事務所の各駐在室にて県の職員が行っている。

【車検場一覧】

| 運輸支局・自動車検査登録事務所 | 表示文字 | 管轄区域 |
|-----------------|----------|--|
| 愛知運輸支局 | 名古屋 | 名古屋、半田市、津島市、常滑市、東海市、大府市、知多市、豊明市、日清市、愛西市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡、海部郡、知多郡 |
| 西三河自動車検査登録事務所 | 三河 | 碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市 |
| | 豊田 | 豊田市 |
| | 岡崎 | 岡崎市、額田郡 |
| 小牧自動車検査登録事務所 | 尾張 小牧 | 瀬戸市、犬山市、江南市、清洲市、小牧市、稲沢市、岩倉市、尾張旭市、北名古屋、西春日井郡、丹羽郡 |
| | 一宮 | 一宮市 |
| | 春日井 | 春日井市 |
| 豊橋自動車検査登録事務所 | 豊橋 | 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡 |

(出典：「自動車の検査登録制度パンフレット」(国土交通省・中部運輸局))

一方、軽自動車の自動車取得税(※)の申告の受付は、県内の4箇所の軽自動車検査協会（愛知主管事務所、三河支所、小牧支所及び豊橋支所）にて、従来より、一般

【しなやかプラン県庁創造プラン】

(財源の確保)

| 個別取組事項 | 156 | 取組状況 |
|----------|---|---|
| 県税の適切な徴収 | 県税の適切な徴収 | |
| 取組の内容 | 租税負担の公平と財源の確保を目指して、引き続き、県税の適切な徴収に努める。 | |
| 部局 | 総務部 | |
| 区分 | 計画 | |
| 平成27年度 | <ul style="list-style-type: none"> 民間委託による自動車税の集中催告の実施 インターネット公売などによる差押財産の換価を推進 地方税法第48条による個人住民税の直接徴収の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 民間委託による自動車税の集中催告の実施 インターネット公売などによる差押財産の換価を推進 地方税法第48条による個人住民税の直接徴収の実施 |
| 平成28年度 | 平成28年度以降の具体的対策については、毎年度、社会経済情勢の変化に対応したものを実施 | 平成28年度以降の具体的対策については、毎年度、社会経済情勢の変化に対応したものを実施 |
| 平成29年度 | 同上 | 平成29年度以降の具体的対策については、毎年度、社会経済情勢の変化に対応したものを実施 |
| 平成30年度 | 同上 | 同上 |
| 平成31年度 | 同上 | 同上 |

(出典：「行財政改革の取組状況について4個別取組事項の状況3(平成28年7月31日現在)」(愛知県)を元に監査人作成)

3 県税事務所における書類管理

(1) 賦課に関する書類のキャビネットにおける管理方法について【意見】

(対象)

県税事務所共通

県税事務所監査の結果、全ての県税事務所において申告書等を保管するキャビネットの施錠が徹底されていなかった。具体的には、申告書等を保管するキャビネットが施錠できないタイプのものや、キャビネットが施錠できるタイプではあるものの、施錠はされていない場合や鍵自体を紛失している場合があった。また、申告の時期においては、書類等が増えると収納スペースに余裕のない県税事務所においては、机の上等に置いている状況があった。

総合庁舎の場合は、就業時間外であっても、他の事務所等の職員のアクセスが可能であり、単独の庁舎であったとしても、別の部署の職員が容易にアクセスできることは、個人情報保護上も望ましい状況ではない。

個人情報の範囲については、「総務部個人情報管理マニュアル」第2個人情報の範囲にて、次表のとおり定義されている。

保有個人情報については、「総務部個人情報管理マニュアル」11（媒体の保管）にて、「個人情報取扱者は、個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報記録されている媒体（紙媒体を含む。）を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときには、個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、当該媒体の保管場所における施錠等の措置を講じるものとする。」とされている。

また、特定個人情報については、「県税事務における特定個人情報の取扱要領」4 特定個人情報等の収集・保管、利用及び廃棄エにて、「特定個人情報等が記載された文書は、事務取扱担当者が背表紙の最上部に書の横線を付した簿冊に編綴の上、定められた場所に保管し、施錠等を行う。」とされている。

今後、マイナンバー（社会保障・番号制度）導入の際には、マイナンバーが記載された書類は、特定個人情報に該当するため、より厳重な管理が求められる。

個人情報保護の観点から、申告書等を保管するキャビネットについては、「総務部個人情報管理マニュアル」及び「県税事務における特定個人情報の取扱要領」に基づき、施錠を徹底することが望まれる。

なお、当該事項については、平成29年度以降に可能な範囲で順次対応予定である。

社団法人愛知県自動車会議所に委託している。

自動車取得税及び自動車税の申告受付事務についても、軽自動車の自動車取得税の申告受付事務同様、民間委託を検討することが望まれる。

なお、この検討にあたっては、平成31年度に予定されている自動車取得税及び自動車税の抜本的な見直しに留意する必要があると考えられる。

※ 軽自動車税は、市町村税であり、軽自動車にかかる県税は、自動車取得税のみである。

(4) 収納窓口業務の民間委託の検討について【意見】

(対象)

税務課

各県税事務所においては、来庁者への窓口案内業務、納税証明書の受付・引渡業務、収納業務等に対応するための収納窓口を設置しており、主に専任の嘱託員が対応している。嘱託員による窓口業務の問題点としては、嘱託員の人件費が固定費として発生すること、また、直接雇用となるため、景気の動向によっては、必要な能力を有する人材の確保が困難となる可能性があること、などが挙げられる。

収納窓口業務を民間委託できる理由としては、①過去に銀行の出張所が県税事務所内に設置されていたとき、収納窓口業務の一部を銀行の出張所に委託していたという経緯があること、②埼玉県においては同様の窓口業務等の民間委託を既に行っており、先進事例が存在すること、などである。

民間委託した場合には、嘱託員を直接雇用するよりも低コストで人材の確保が可能となることなどが予測され、また、民間の能力の活用により、来庁者へのサービスの向上につながることを期待されることから、民間委託を検討することが望まれる。

【個人情報範囲】

| | 定義 |
|--------|---|
| 個人情報 | 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)「個人に関する情報」とは、氏名、住所、生年月日はもとより、思想、信条、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得・財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。 |
| 保有個人情報 | 職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、組織的に利用するものとして、行政文書に記録されているものをいう。 |
| 特定個人情報 | 行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条8項に規定する特定個人情報をいう。なお、同項では、個人番号をその内容に含む個人情報と定義されている。 |

(出典：「総務部個人情報管理マニュアル」を元に監査人作成)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<抜粋>
(定義)
第2条
8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号)に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。

総務部個人情報管理マニュアル<抜粋>
第7 保有個人情報の取扱い
(媒体の保管)
11 個人情報取扱者は、個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体(紙媒体を含む。)を定められた場所に保管するとともに、必要があるときには、個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、当該媒体の保管場所における施錠等の措置を講じるものとする。

県税事務における特定個人情報等の取扱要領<抜粋>

- 4 特定個人情報等の収集・保管、利用及び廃棄
規程第7条第1項第3号に規定する特定個人情報等の収集・保管、利用及び廃棄に係る運用体制及び手順については、次のとおりとする。
(1) 収集・保管
エ 特定個人情報等が記載された文書は、事務取扱担当者が肯表紙の最上部に青の横線を付した簿冊に編綴の上、定められた場所に保管し、施錠等を行う。

(2) 滞納整理に関する書類の保管方法について【意見】

(対象) 県税事務所共通

滞納整理案件の関連書類(滞納処分票)は、担当者ごとの棚に保管され、差押え等の実施にあつて作成される「一件別滞納処分細書」は事務所中のものをまとめて一箇所の棚に保管されていたが、これらの棚は施錠されていなかった。

これらの棚は、徴収課の配置されている事務所内にあり、部屋自体は施錠されるようになっているため、外部者による盗難の可能性は低いものの、滞納整理案件の滞納処分票や、「一件別滞納処分細書」は、個人情報も含む滞納案件の詳細について記載されている重要書類であることから、万一の盗難や、不測の持ち出しといった事態に対応するためにも、施錠管理することが望まれる。

また、滞納処分票については各担当者のキャビネットに保管されており、各担当者が管理しているのが実態である。

また、完納等により完了した滞納案件に関する書類(滞納処分票や「一件別滞納処分細書」)については、年度ごとにまとめて、徴収課の事務室内の保管棚、及び室外の書庫にて保存年限まで保管し、保存年限(7年)が到来したら溶解処分することとされている(地方税法第17条の5)。

このうち、室外の書庫は施錠されていたが、徴収課の事務室内の保管庫については、施錠されていない事務所が大半であった。

完了した滞納案件であっても、滞納整理関係の文書は、個人情報も含む滞納案件の詳細について記載されている重要書類であり、厳重な管理が必要である。万一の盗難や、不測の持ち出しといった事態に対応するためにも、施錠管理することが望まれる。

また、一部の事務所では、施錠された倉庫に保管されているが、当該倉庫が他部署と共用になっており、万一の盗難や、不測の持ち出しといった事態に対応するためにも、部署ごとに倉庫のスペースを区切る改修を行うか、施錠のできる金庫や保管庫の設置、他の施錠できる空き部屋等を利用するといった対応を行うことが望まれる。

(3) 廃棄資料の倉庫における管理方法について【意見】

(対象)

名古屋西部県税事務所

名古屋西部県税事務所では、廃棄資料を保管している倉庫と職員用のロッカーが併用されており、日中は施錠しておらず、倉庫は1階入り口の近くという職員の目につきやすい場所にあるため、外部から進入されても気づかない可能性が高い状況であった。

(1) 賦課に関する書類のキヤビネットにおける管理方法について【意見】に記載したとおり、今後、マイナンバー(社会保障・税番号制度)導入の際には、マイナンバーが記載された書類は、特定個人情報に該当するため、より厳重な管理が求められる。個人情報保護の観点から、「総務部個人情報管理マニュアル」及び「県税事務における特定個人情報等の取扱要領」に基づき、日中についても、倉庫の施錠を徹底することが望まれる。

IV 個別的事項

1 法人県民税・事業税

(1) 法人税名簿異動リストを用いた調査の類末の網羅的な記載について【意見】

(対象)

名古屋東部県税事務所
知多県税事務所
西三河県税事務所

法人税の名簿データと法人県民税・事業税の課税基本情報を突合することにより不一致が生じた法人について「法人税名簿異動リスト(法人県民税事業税事務マニュアル(以下、「事務マニュアル」という。)様式1-10)」が税務システムで配信される。各県税事務所では、当該リストを用いて、納税義務者となる者がいないか調査を行っている。

法人税名簿異動リストに配信された法人ごとに調査を実施して納税義務者となるか否かの判断をしているが、一部の法人について類末が記載されていなかった。

事務マニュアル上、判断結果及び根拠を記録しておくことが求められていないが、異動リストに抽出された法人を漏れなく調査したかを確かめるために、網羅的に類末を記載することが望まれる。

(2) 問い合わせ結果の記録について【意見】

(対象)

名古屋西部県税事務所

申告書に添付されていた法人設立届出書(複写)について、開業時に本社以外の事業所の記載があったため法人事業税の対象の可否について顧問税理士に問い合わせを実施していたが、その結果が付箋に記載されていた。

付箋は時間の経過と共に剥がれて紛失する可能性があることから、法人事業税の対象か否かの重要な判断に関する内容が記載されていたことから、日付(時刻)、担当者、問い合わせ内容及びその結果については、届出書に直接記入する、あるいは別途問い合わせ記録書面を作成するなど記録を残すことが望まれる。

(3) 納税義務者の捕捉調査のあり方について【意見】

(対象)
税務課
各県税事務所

事務マニュアルにおいて、納税義務者の把握及び管理に関して、設立、解散、その他の異動の把握は法人からの報告を原則とするが、報告されない場合もあるため各県税事務所において出力帳票による調査、税務署における調査、市町村における調査、巡回調査等、公益法人等の捕捉調査を実施することとしている。
各調査の内容は次のとおりである。

ア 出力帳票による調査

法人税の名簿データと法人県民税事業税の課税基本情報を突合することにより不一致が生じた法人について法人税名簿異動リスト（様式1-10）が、法人税の連結法人の名簿データに変更があった法人について連結法人異動リスト（様式1-11）が、他税目の課税基本情報があるが法人県民税事業税の課税基本情報がない法人について未登録法人等確認一覧表（様式1-12）が税務システムで配信されるので、当該帳票に基づき、登記簿の調査等の必要な調査を行う。

イ 税務署における調査

アによる調査において、帳票に出力された内容に疑義がある場合は、適宜法人税の法人名簿等と照合し、捕捉漏れのないようにする。
特に、収益事業を行う公益法人等及び人格のない社団等について注意する。

ウ 市町村における調査

法人の市町村民税の納税義務者と法人県民税事業税の納税義務者とはおおむね同一であるので、適宜市町村民税の課税台帳と照合し、捕捉漏れのないようにする。
特に他県本店法人の事務所等又は人格のない社団等について注意する。

なお、自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体については、次による。
(ア) 認可地縁団体の把握は、地縁による団体の区域を包括する市（区）町村において地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第2項の規定に基づき作成される台帳（以下「地縁団体台帳」という。）を当該市（区）町村の担当課において閲覧することによって行う。

エ 巡回調査等

法人の異動状況を速やかに捕捉することは事務処理上重要であるのみならず、分割事務所の捕捉は税収にも影響を及ぼすため、アからウまでの調査のみに依存する

ことなく、積極的に自ら調査を行い早期把握に努める。

なお、調査は、次に例示する把握方法により実施する。

- (ア) 不動産取得税の賦課資料等他課（グループ）から得られる資料による調査
- (イ) 電話帳及び住宅地区による調査
- (ウ) 貸ビル、地下街等の実態調査
- (エ) 法人のホームページに掲載された組織図、店舗網等による調査

オ 公益法人等の把握

法第25条第1項第1号に該当しない公益法人及び同項第2号に該当しない公益法人で収益事業を行っていないものについては、法人税が非課税とされているため、独自に調査、把握に努める。

なお、これらには登記簿については、一般的には登記簿により把握することができるが、一部には登記を要件としないもの（例 市街地再開発組合、住宅街区整備組合（これらは都道府県知事による公告を第三者対抗要件としている。）があるの）で、アの出力帳票による調査のみに依存することなく、あらゆる機会及び方法を利用して調査、把握に努める。

現場視察において把握されたこれらの調査は、各県税事務所の裁量で実施できる範囲での実施にとどまっている。

例えば、「ア 出力帳票による調査」のうち未登録法人等確認一覧表を用いた調査は、ある県税事務所では、調査方針・調査方法を定め、計画的に実施されていたのに対し、別の県税事務所では、ほとんど手付かずであった。

また、「エ 巡回調査等」についても、管内をエリア区分し、年度ごとにエリアを決めて建物調査を実施している県税事務所もあれば、商業集積度の高い地区を所管していないながら同様の調査を近年実施していないという県税事務所もあった。

なお、「ウ 市町村における調査」「オ 公益法人等の把握」についてはほとんど実施されていないかった。理由としては、納税義務者となるのは国税準拠法人がほとんどであり、「ア 出力帳票による調査」のうち法人税名簿異動リストにより概ね捕捉可能であるため、費用対効果を勘案するとそのままで行う必要がないとのことであった。事務マニュアルとして形骸化している可能性があるため、現場の意見も聴取したうえで見直しを検討することが望まれる。

(4) 電子申告情報エラーリストへの対応結果の記載について【意見】

(対象)
東尾張県税事務所

税務課は、電子申告システム利用者から送信された場合で、申告情報に電子証明書

エラーがある場合、又は重複して申告情報が送信されている場合、もしくは申告情報、課税基本情報及び課税情報を突合した結果、税務システムに課税情報の登録又は保留情報の反映（申告情報に一部エラーが存在することにより課税情報として登録されないが、利用者の了解を得たうえで職権訂正すれば登録が可能な状態にすること）を行わなかったものについては、「電子申告情報エラーリスト（事務マニキュアル様式2-10）」を作成し、各県税事務所に配信している。各県税事務所では、当該帳票を用いてエラーへの対応を行っている。

この電子申告情報エラーリストについて確認したところ、対応記録がないなど類末の記載が不十分なケースがあった。電子申告情報エラーリストは、適切な課税を行うために必要なものであることから、エラーに網羅的に対応していることが分かるようにするため、すべてのエラーについて類末を記載することが望まれる。

(5) 不申告法人一覧表の活用について【意見】

(対象)
税務課
各県税事務所

申告期限までに申告のない法人については、不申告法人状況調査書（事務マニキュアル様式1-27）が税務システムにより各県税事務所に配信される。各県税事務所では、当該帳票を用いて状況調査を行っている。

当該帳票は標準帳票であり、自動的に配信されるものである。これとは別に、県税事務所から税務課に依頼することで配信される不申告法人一覧表がある。

不申告法人一覧表は個別作成であるため、使用している県税事務所もあれば使用していない県税事務所もあった。

法人ごとの個別の帳票である不申告法人状況調査書だけでは、その県税事務所全体で不申告法人がどれだけあり、状況がどうなっているかの把握が難しい。その点、不申告法人一覧表を用いれば全体の状況把握が容易であるため、不申告法人対応上、有用であると考えられる。

このため、全県税事務所において不申告法人一覧表を作成し、管理等に活用することが望まれる。また、現状は、税務システムから配信される不申告法人一覧表データはそのままでは使いづらく、一定の加工作業が必要であるとの意見も聴取しているため、現場の要望を取入れることが業務効率化の観点からも望まれる。

(6) 不申告法人状況調査書における対応担当者名の記載について【意見】

(対象)
西尾県税事務所
豊田加茂県税事務所

不申告法人状況調査書にて不申告法人に対する対応記録を閲覧したところ、当該帳票の様式に従って日付・対応記録は記載されていたが、対応した担当者は記載されていないかった。調査書の様式には記名欄は設けられていないものの、複数の担当者が分担して対応している業務や、人事異動、年度を越えた継続調査や問い合わせがあることを考慮すると、情報源を明確にするためにも、担当者名を記載することが望まれる。

(7) 税務署より提供される情報範囲の拡大に向けた働きかけについて【意見】

(対象)
税務課

税務署が法人税の確定申告書を是認したものについては、電算是認一覧表又は電算是認一覧表（要調査分）が、修正申告書を是認したものについては、（連結）法人税申告・決議状況等調査書（連・個）が税務システムで各県税事務所に配信される。

各県税事務所において、税務署資料の調査はこれらの帳票により行っており、帳票に出力されたものについては、職員が税務署に出向き、県税の申告書と法人税申告書を照合したり、法人税申告書の全部をコピーしたりしているとのことである。

提供される情報の範囲を拡大することによって、県税事務所職員及び調査に協力している税務署職員の事務負担軽減につながる可能性がある。税務署から提供される情報の範囲の拡大に向けた国への働きかけは、国、県、市町村の税務に係る情報交換の場である三税務打合せ会を通じて毎年行っているとのことであるため、中長期的な課題として、今後も継続的に行っていくことが望まれる。

(8) 未登録法人等確認一覧表を用いた調査の顛末の網羅的な記載について【意見】

(対象)

西三河県税事務所

法人県民税・事業税の課税基本情報と不動産取得税や自動車税といった他税目の課税基本情報とを突合することにより、法人県民税・事業税の課税基本情報がない法人について法人二税未登録法人等確認一覧表（事務マニュアル様式1-12）が税務システムにより各県税事務所へ配信される。各県税事務所では、当該一覧表を用いて、納税義務者となる者がいないか調査を行っている。

調査に基づき納税義務者となるか否かの判断をしているが、調査結果には、税務システム上の課税番号の登録の有無に関する記載があるのみで、調査に関する顛末が記載されていない場合があった。事務マニュアル上、判断結果及び根拠を記録しておくことが求められているわけではないが、未登録法人等確認一覧表に抽出された法人を漏れなく調査するためにも、網羅的に顛末を記載することが望まれる。

2 個人事業税

(1) 業種等の照会結果に基づく課税適否に関する責任者、判断結果及び根拠の明確化について【意見】

(対象)

以下参照

個人事業税は県内で個人が営む事業のうち、地方税法等で決められた事業（法定業種）に対して課税される。したがって、個人が営む事業が、法定業種に該当するかどうかは課税適否を判断する上で大変重要である。

このため、各県税事務所では、事業主から提出された開業報告書その他の書類により業種の特定ができない場合、事業主に対して照会文書を送付し、必要な情報を収集している。

こうして得られた照会結果などに基づき課税適否の総合的な判断をしているが、判断に至る顛末の記載が不十分な場合があった。個人事業税事務マニュアル（以下、「事務マニュアル」という。）上、判断結果及び根拠を記録しておくことが求められているわけではないが、業務上重要な判断を行っているため、できる限り判断の根拠などを明確にしておくことが望まれる。

ア 課税適否の判断結果及び根拠がいずれも記載されていないため、事務の優先順位や合理性、効率性も考慮しながら必要に応じて判断結果及び根拠を記載することが望まれる。

(対象)

名古屋東部県税事務所
知多県税事務所

イ 課税適否の判断に関して、誰が判断し、誰が承認したかの記録が残されていないため、責任の所在が不明確である。事務マニュアル上、押印等が求められているわけではないが、業務上重要な判断を行っているため、照会文書に押印欄を設け、担当者並びに上長が押印して、責任の明確化を図ることが望まれる。

(対象)

名古屋東部県税事務所
名古屋北部県税事務所
名古屋南部県税事務所
東尾張県税事務所
知多県税事務所

(2) 個人事業税の賦課調査資料（更正決定等決議書等）における対応担当者（明確定）の明確定について【意見】

(対象)
名古屋西部県税事務所

個人事業税の賦課調査資料（更正決定等決議書等）について、還付口座の照会及びその対応状況、実施日付、時間が記載されていたが、対応担当者の氏名の記載も押印もなされていなかった。事務マニュアル上、押印等が求められているわけではないが、対応結果の記録を残す場合には、対応担当者の氏名の記載もしくは押印をすることで対応担当者を明確にすることが望まれる。

(3) 賦課調査資料における調査の経緯及び課税判断結果の記載について【意見】

(対象)
豊田加茂県税事務所

賦課調査資料（所得税申告書）（事務マニュアル様式1-1）を閲覧したところ、申告書の内容確認時に発見した疑問点が付箋に記載されている書類、問い合わせの対応記録はあるものの類末が記載されていない書類が発見された。調査した内容については、業務上重要な判断である課税判断の根拠資料となるものと考えられるため、後日閲覧してもわかるように調査の経緯及び課税判断の結論を記載することが望まれる。

(4) 送達不能文書整理簿を点検した際の点検証跡について【意見】

(対象)
名古屋北部県税事務所
名古屋南部県税事務所
知多県税事務所
西三河県税事務所

納税通知書等が所在不明等の理由により返送された場合は、送達不能文書整理簿（事務マニュアル様式10-1）に文書名、返送を受けた日、送達不能の理由、その他必要事項を記載することになっているが、確認証跡が残っていないため、班長等が点検したかどうかを確認することができない状態である。班長等が点検したことを客観的に確認できるようにするため、証跡を残すことが望まれる。

(5) 国税連携により提供される情報範囲の拡大に向けた働きかけについて【意見】

(対象)
税務課

税務署において受付（受信）した所得税申告書（添付書類を含む）のデータ及び所得税の更正、決定等の処分を行ったデータを国税連携データといい、国税庁から一般社団法人地方税電子化協議会を経由して都道府県に送信される。

税務課は送信された国税連携データのうち、課税事務にあたって調査が必要と思われるものについて賦課調査資料等を作成して各県税事務所に配信しており、各県税事務所では、この賦課調査資料等を出し、課税資料としている。

【国税連携データ】

| 国税連携データの種類 | 出力帳票名 |
|-------------|---|
| e - T a x 分 | 賦課調査資料（所得税申告書） |
| | 営業所得内訳書 不動産所得内訳書 |
| K S K 分（※） | 賦課調査資料（所得税申告書） |
| | 所得税申告書第一表から第五表までのイメージデータ 賦課調査資料（更正決定等決議書等） |

※ 国税連携データのうち国税総合管理システムにより入力された所得税のデータ分。書面により申告書が提出された場合を指す。

（出典：「個人事業税事務マニュアル」（愛知県））

書面により提出された決算書やイメージデータが送信されない申告書（所得税申告書に汚損等がある場合など）といった、国税連携データにより送信されないものについては職員が税務署に向いてコピーをしているとのことである。

【知多県税事務所における閲覧事務等の運営結果】

| | |
|-------|-----------------|
| 実施期間 | 2016年2月15日～4月8日 |
| 延べ日数 | 38日 |
| 延べ人数 | 95人 |
| 決算事件数 | 7,397件 |
| コピー枚数 | 25,557枚 |

（出典：閲覧事務等の運営結果（知多県税事務所））

前表は知多県税事務所における閲覧事務の状況である。確定申告時期において少ない人的資源が投入されていることがわかる。知多県税事務所は半田税務署と近接しており、こまめに出向くことができるとのことである。

3 不動産取得税

(1) 法務局資料収集方法の見直しについて【意見】

(対象)

税務課

名古屋北部県税事務所

西三河県税事務所

不動産取得税に係る土地・家屋の承継について把握するために、名古屋北部県税事務所課税第二課収集班の再任用職員9名及び西三河県税事務所課税第二課収集班の再任用職員5名が2人1組で法務局にて不動産登記情報を収集している。

収集方法としては、1人が登記簿を確認し、「不動産取得税課税明細書兼減額等調査書(承継土地・家屋資料調査表)」に鉛筆書きで書き写したものを、もう1人がチェックすることにより、写し間違いがないようにしている。

収集できる数は1日1組あたり350件の閲覧申請に対して50件程度であり、過去に効率性を重視し、ノルマの設定をしたところ、誤りが散見されたため、現在は正確性を重視となっている。

「不動産取得税課税明細書兼減額等調査書(承継土地・家屋資料調査表)」は、手書きで記載するため、文字や桁数の誤りや、文字の判別が困難な場合がある。

具体的には、名古屋西部県税事務所では、実際に「文」と「丈」文字の判別を誤り、納税者の氏名を間違え、お知らせ送付後に納税者からの連絡で判明した事例があった。

現在では、登録免許税の課税標準額の金額を欄外に記入し、金額の一致を確認することにより、数字の転記ミスははかばかなり削減されたことである。

また、東京都では、不動産取得情報の入力業務の民間委託を行っている。

不動産取得情報の入力業務の民間委託を含め、正確かつ効率的な収集方法の見直しが望まれる。

(2) 申告書の提出義務があることの周知徹底について【意見】

(対象)

県税事務所共通

地方税法第73条の18第1項及び県税条例第43条の7によると、納税義務者は申告の義務があるが、実際、申告があるのは半数程度である。

ケースばかりではないとのことであるが、コピー枚数を延べ日数で除すと1日あたり672枚のコピーをとっていることになり、選定作業も含めるとかなりの作業量であることが窺い知れる。

コピーが必要となるのは主にKSK分であることから、e-Taxの普及進展に従って閲覧事務の負担も軽減されることになる。

一方で、KSK分について、提供される情報の範囲を拡大することによって、県税事務所職員及び調査に協力している税務署職員の事務負担軽減につながる可能性がある。国税連携により提供される情報の範囲の拡大に向けた国への働きかけは、三税今後も継続的に行っていくことが望まれる。

(6) 送達不能文書整理簿の様式の見直しについて【意見】

(対象)

税務課

事務マニュアルでは、納税通知書等が所在不明等の理由により返送された場合は、「送達不能文書整理簿(事務マニュアル様式10-1)」に文書名、返送を受けた日、送達不能の理由、その他必要事項を記載することとされている。「送達不能文書整理簿」を閲覧したところ、一部の県税事務所では、事務マニュアルで定められている様式が使用されおらず、独自で作成した様式が使用されている場合があった。独自様式は事務マニュアルの「送達不能文書整理簿は、随時班長等が点検する」ことに対応するため、課長等の点検用の押印欄が設けられており、現在使用されている様式よりも事務マニュアルに沿った形式に改良されていた。

県において統一的に事務処理を行う観点からは、事務マニュアルに沿った様式を使用することが望まれるため、各県税事務所の利便性に配慮して、様式については随時見直していくことが望まれる。

(3) 税務システムへの二重登録防止について【意見】

(対象)
税務課

名古屋西部県事務所にて、「不動産取得税課税明細書兼減額等調査書(承継土地・家屋資料調査表)」を閲覧したところ、記載内容が同じものが2枚あり、欄外にそれぞれ「表題登記」と「保存登記」と記載されているものがあった。担当者に確認したところ、これは、土地・家屋の承継について、法務局の登記情報を収集する際に、まず表題登記(※1)を収集し、次年度に保存登記(※2)を収集することがあり、この時に県事務所の担当者が税務システムに表題登記が登録されていることに気づかず、保存登記を二重に登録してしまったものとのことであった。これは、二重課税となる可能性があるものだが、平成27年度には二重課税となることはなかった。

実際、過去に前述の理由より二重に登録してしまい、お知らせを送った段階で納税者からの問い合わせで発覚した事例があった。同様の人的ミスを防ぐため、税務システムに所在地が同じものを入力した場合、注意喚起のメッセージが出るようなシステム対応を検討することが望まれる。

※1 表題登記は、建物を新築した場合などに、不動産登記簿の表題部になされる登記をいう。土地については「所在、地番、地目、地積」、建物については「所在、家屋番号、種類、構造、床面積」が表示される。

※2 保存登記とは、土地や建物について初めてなす所有権の登記をいう。

(4) 家屋の評価額に関する不動産取得税の課税額について

家屋の評価主体は、次表のとおりである。

【家屋の評価主体】

| | | |
|-------|-----------------------|------|
| 管轄区域 | 1,000㎡以上の 非木造家屋(※) | 左記以外 |
| 名古屋市内 | 不動産評価室(県) | 名古屋市 |
| 名古屋市外 | 各県事務所(県) | 市町村 |

(出典:「愛知県不動産取得税事務マニュアル」を元に監査人作成)
※ 原則1,000㎡を基準としているが、名古屋市外については、県事務所ごとに個別に基準を設定している。

地方税法<抜粋>

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)
第七十三条の十八 不動産を取得した者は、当該道府県の条例の定めるところによつて、不動産の取得の事実その他不動産取得税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。

2 前項の規定による申告又は報告は、文書をもつてし、当該不動産の所在地の市町村長を経由しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による申告書若しくは報告書を受け取つた場合又は自ら不動産の取得の事実を発見した場合には、その日から十日以内に当該申告書若しくは報告書を道府県知事に送付し、又は当該取得の事実を通知するものとする。

愛知県県税条例<抜粋>

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告の義務)
第四十三条の七 不動産取得税の納税義務者は、規則で定める様式による申告書を不動産を取得した日から六十日以内に、当該不動産の所在地の市町村長を経由して、知事に提出しなければならない。

2 法第七十三条の四の規定により不動産取得税の非課税の規定の適用がある者は、規則で定める様式による申告書を当該不動産を取得した日から六十日以内に当該不動産の所在地の市町村長を経由して、知事に提出しなければならない。

(不動産取得税に係る不申告に関する過料)

第四十三条の八 不動産の取得者が前条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしない場合は、その者に対しては、十万円以下の過料を科す。

地方税法及び県税条例において申告義務があり、県もホームページに申告書様式を掲載したり、あらかじめ「課税のお知らせ」を送付する際に、申告書の提出を請求したりしているが、その提出は半数程度にとどまっており、それにもかかわらず、地方税法及び県税条例に従い不申告者に対して過料を科していない。

特に、反復して不動産を取得する者(不動産業者等)のうち、請求しても申告書の提出をせず、不動産取得税を納付しない者等に対しては、過料を科すこと、納税に関する情報を収集し、その情報に基づき、賦課徴収額の算定を行っているが、法令順守やより正確な情報の把握をする上でも、申告書の提出義務があることを周知徹底することが望まれる。

イ 名古屋北部県税事務所不動産評価室の建築家屋評価結果のチェック体制について【意見】

(対象)
名古屋北部県税事務所

名古屋市内の1,000㎡以上の非木造家屋については、名古屋北部県税事務所不動産評価室が評価を行い、評価結果を各県税事務所へ通知している。

不動産評価室では、担当者が数式の入った表計算ソフトを使用して計算を行い、出力したものを上席者がチェックしている。

不動産評価室の担当者は、案件によっては数式を変更することがあり、数式を変更した表計算ソフトを、数式の修正を失念し、そのまま別の案件に使用してしまうことがある。すると、出力された資料上では正しく計算されているため、上席者は数式そのものの誤りに気付かず、実際には計算結果が誤っている評価結果が各県税事務所へ通知されることになる。こうした事例があることが各県税事務所の簡単な計算チェックにより判明している。上席者が評価結果のチェックを行う際には、具体的な計算チェックを行うことが望まれる。

なお、平成28年度より、建物ごとに新しい表計算ソフトシートを用い、表計算ソフトシートの使いまわしをすることを禁じている。また、数式を修正した箇所にマーカーを引く等の対策がとられている。

(5) 免税点未満の判断根拠の記載について【意見】

(対象)
知多県税事務所

特例適用住宅を新築した場合に控除額である1,200万円を控除した後の額が23万円未満となる場合等、取得した不動産の価格が、免税点未満の場合には、不動産取得税は課税されないが、価格が免税点未満の不動産を複数回に渡り取得した場合は、1年以内の不動産の取得分を合算して免税点未満かどうかの判定を行うこととなる。

しかし、「課税明細(不動産取得税課税対象外である旨が記載されているのみで、担当者の判断過程が残されていない)」であったため課税対象外である旨が記載されているのみで、担当者の判断過程が残されていないであった。

担当者の判断過程が残されていないと、上席者は、担当者が実際にどのような確認をしたのかチェックできないことから、「課税明細(不動産取得税課税明細書兼減額等調査書)」に担当者の判断過程を残すことが望まれる。

なお、平成28年度からは、「課税明細(不動産取得税課税明細書兼減額等調査書)」に「1年以内の隣接地取得による合算なし」と押印することとしている。

前表によると、名古屋市内の木造家屋及び1,000㎡未満の非木造家屋と、名古屋市内の木造家屋及び一定の基準未満の非木造家屋については、市町村の評価により固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されることから、地方税法及び県税条例の規定により、県は当該価格により不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定している。

しかし、昨今、全国的に固定資産税の課税誤りの事例が発生しており、その中には、家屋の評価誤りによる課税誤りも含まれている。家屋の評価誤りの原因については次表のとおりである。

【評価額の修正(家屋)】

| 税額修正原因 | |
|---------------------------------|--|
| ◎補正率適用の修正 | |
| ◎電算システムのプログラムミス | |
| ◎電算システムへの入力誤り | |
| ◎新旧電算システム切替時のデータ移行のプログラムミス・入力誤り | |
| ◎評点数付設の誤り | |
| ◎構造の把握誤り | |

(出典:「固定資産税の課税事務に対する納税者の信頼確保について」(総務省))

県税事務所が行う家屋の評価についても、同様のリスクが想定される。県税事務所が家屋の評価を誤ると、その結果を利用する市町村においても固定資産税の課税誤りが発生する可能性がある。また、市町村が家屋の評価を誤ると、その結果を利用する県税事務所においても不動産取得税の課税誤りが発生する可能性がある。

ア 名古屋北部県税事務所不動産評価室の建築家屋評価結果に対する各県税事務所でのチェックについて【意見】

(対象)
税務課

名古屋市内の1,000㎡以上の非木造家屋については、名古屋北部県税事務所不動産評価室が評価を行い、評価結果を各県税事務所へ通知している。

しかし、不動産評価室の評価結果である「不動産取得税課税明細書(建築家屋(自主決定分)調査表)」の各県税事務所でのチェックについては、不動産取得税事務マニュアル(以下、「事務マニュアル」という。)に記載されておらず、実際に、各県税事務所でも簡単な計算チェックが行われているのみであった。

納税通知書の税額誤りについては、不動産評価室ではなく、各県事務所長の責任であることから、各県事務所でも一定の基準でチェックを行うこととし、事務マニュアルにその旨を記載することが望まれる。

(6) 不動産取得税課税明細書（建築家屋資料調査表）の様式及びシステム対応の必要性について【意見】

(対象)
税務課

名古屋東部県税事務所において、「不動産取得税課税明細書（建築家屋資料調査表）（事務マニュアル様式3-2）」を確認したところ、県税条例第43条の2による控除額の欄及び減額等後の額の欄に、赤字で訂正がされているものが散見された。

担当者に確認したところ、「住宅及び住宅用土地の取得に対する不動産取得税の軽減」のうち、認定長期優良住宅を新築又は購入した場合に、住宅の価格から1,300万円の控除が受けられるが、これについては時限立法であることから、税務システムの改修がなされていないため、控除額の欄及び減額等後の額の欄に赤字で訂正しているとのことであった。

認定長期優良住宅の控除額が、税務システム上「不動産取得税課税明細書（建築家屋資料調査表）」の控除額の欄及び減額等後の欄に反映されるよう、税務システムで対応することが望まれる。

なお、税務システムの修正は、平成28年度中の対応予定とされている。

(7) 納税通知書と課税明細書の照合証拠について【意見】

(対象)

- 名古屋東部県税事務所
- 名古屋北部県税事務所
- 名古屋西部県税事務所
- 名古屋南部県税事務所
- 西尾張県税事務所
- 知多県税事務所
- 西三河県税事務所
- 豊田加茂県税事務所
- 東三河県税事務所

納税通知書の発送時に、事務マニュアル第8納税通知書の送達等1(6)に基づき、納税通知書と課税明細書との照合を行っている。

また、納税通知書の発送前に、納税者に対し、「お知らせ」という賦課決定の連絡文を送付しており、その際にも、課税明細書との照合を行っている。

東尾張県税事務所では、前述したチェック状況についてリストを作成し、照合結果を残していたが、他の県税事務所では、照合結果を残していないかった。

現状では、実際に照合したかどうかを確認することができない状況であり、調定決議や監査等で事後的に確認することができない状況である。納税通知書は送付するので、手元に残る課税明細書（価格決定伺いを含む。）に照合結果を残すことが望まれる。

不動産取得税事務マニュアル<抜粋>

第8 納税通知書の送達等

1 納税通知書の作成

第7、1に定める課税分の決議又は同8(1)に定める税額を増額する更正の決議後は直ちに調定決議書に添付された課税明細書に基づき納税通知書を作成する。

(6) 納税通知書を作成した場合は、必ず課税明細書と照合する。

(8) 検索結果一覧表の書類上の不備について【指摘】

(対象)

名古屋西部県税事務所

各県税事務所では、毎年度末に、税務システムより「検索結果一覧表（不動産取得税の未処理分の一覧）」を出力し、未処理のものがないことを確認している。

事務マニュアル第4処理状況2未処理分の把握によると、「検索結果一覧表」と承継分資料調査表又は建築分資料調査表を照合し、「検索結果一覧表」に照合を行った担当者の認印を押印することになっているが、押印がなされていないかった。

事務マニュアルに基づき、「検索結果一覧表」に押印を行う必要がある。

不動産取得税事務マニュアル<抜粋>

第4 処理状況

2 未処理分の把握

年度末においては、不動産取得税検索画面《不動産取得税検索》を利用して未処理分を検索し、出力した検索結果（様式4-5）（以下「検索結果一覧表」という。）と承継分資料調査表又は建築分資料調査表を照合し、検索結果一覧表に照合を行った担当者の認印を押印すること。

なお、検索結果一覧表は1年間保管すること。

また、照合事務については、必ず班長を含めた複数の担当者で行うこと。

(9) 調定決議書等の書類上の不備について【意見】

(対象)

- 名古屋南部県税事務所
- 東尾張県税事務所
- 知多県税事務所
- 西三河県税事務所

「調定決議書」等の決裁書類において、次の不備が発見された。

【県税事務所別の調定決議書等の不備内容】

| 対象 | 調定決議書の不備内容 |
|------------|---|
| 名古屋南部県税事務所 | ア 調定決議書及び調定決議内訳書の日付が修正テープで修正されていた。 |
| 東尾張県税事務所 | イ 調定額の内訳が鉛筆書きで修正されていた。 |
| 知多県税事務所 | ウ 調定決議書綴りのうち、徴収課の滞納繰越調定分の調定決議書のコピーが一部綴っていないものがあった。 |
| | エ 調定決議書のうち、金額誤りのため、税務システム登録の取消しを行っているが、取消しに関する調定決議書が作成されていなかった。 |
| 西三河県税事務所 | オ 調定決議書とその添付資料に照合印がないものがあった。 |
| | カ 調定決議書に決裁日がないものがあった。 |
| | キ 不動産取得税課税明細書（建築家屋（自主評価分）調査表）の修正箇所に訂正印がなかった。 |

ア 調定決議書及び調定決議内訳書の日付が修正テープで修正されていた。

(対象)

- 名古屋南部県税事務所

調定決議書は、課税等に関する計算やそれに基づく納税通知書の発付のために必要な承認を得るための重要な書類であることから、特にその修正については厳格な対応が望ましい。課税額等の決定や納付書の発付は、決裁後でないといけないことから、決裁日の修正は本来あってはならず、また単純な記載ミスであっても、担当者だけの訂正印だけでなく、上席者が確認することが望まれる。

イ 調定額の内訳が鉛筆書きで修正されていた。

(対象)

- 東尾張県税事務所

調定決議書の金額が、鉛筆書きで修正されてしまうと、どの金額について承認されたものなのかわからなくなるため、修正をする際は、二重線で消し、訂正印を押印することが望まれる。

ウ 調定決議書綴りのうち、徴収課の滞納繰越調定分の調定決議書のコピーが一部綴っていないものがあった。

(対象)

- 知多県税事務所

不動産取得税にかかる滞納繰越調定分については、徴収課で調定決議書を作成し、決裁を受けているが、その際に、決議書番号は税務システムにて自動採番され、不動産取得税グループの決議書番号が欠番となる。調定決議書の連番管理のため、県税事務所によっては、徴収課の調定決議書のコピーを不動産取得税グループで綴ったり、一覧表を作成し、徴収課が使用しているため欠番となっている旨を記載したりしている。

知多県税事務所では、前者の方法を採用しているため、徴収課の調定決議書のコピーが綴っていないと、調定決議書の連番管理ができなくなる可能性があるため、適切にコピーを綴ることが望まれる。

エ 調定決議書のうち、金額誤りのため、税務システム登録の取消しを行っているが、取消しに関する調定決議書が作成されていなかった。

(対象)

- 知多県税事務所

調定決議書自体の取消しを行う際に、取消しに関する調定決議書による決裁が行われていなかった。取消しを行う際に、取消しをする調定決議書を元に取り消す旨の確認を取っているため、実質的な問題は無いが、取消しに関する調定決議書を作成することが望まれる。

4 自動車税

(1) 課税明細書の確認について【意見】

(対象)

西三河県税事務所

各県税事務所では、委託先にてデータ化された税務システムの申告情報が、提出された自動車取得税・自動車税申告書の内容を正確に反映していることを確かめるため、税務システムから出力された「自動車税課税明細書（自動車税事務マニュアル（以下、「事務マニュアル」という。）様式1-3）」と「自動車取得税・自動車税申告書（事務マニュアル様式1-1）」の画像データとの照合を行っている。

照合の際、照合印を残しているが、照合印は1月途中までしかなく、照合作業はその時点で終了していた。年度末で繁忙になり、照合作業が間にあわなかったとのことである。しかしこの照合作業の結果、いくつかが不備も発見されていることから、可能な限り全件チェックすることが望まれる。また、全件チェックが実施できるように予め計画的に準備すること（確認時期の計画策定、他部署の応援依頼）が望まれる。

(2) 特例税率の適用及び課税免除となる自動車の実態調査方法のマニュアル化について【意見】

(対象)

税務課

ア 医療用自動車の特例税率の適用となる自動車の実態調査方法のマニュアル化について

医療用自動車の特例税率適用となる自動車について、事務マニュアル第9によると、申請手続時及びその後年1回以上の実態調査を行う旨の記載がある。

しかし、具体的な調査方法が事務マニュアル等で定められていないため、実態調査が「現況確認書」を郵送で取り寄せて確認しているのみの県税事務所もあれば、現地へ赴き、現車確認及び運行表の確認をしている県税事務所もある。

県税事務所ごとに対応が異なると、課税の公平性に問題があるため、実態調査について具体的な調査方法を定めたマニュアルを作成することが望まれる。

オ 調定決議書とその添付資料に照合印がないものがあった。

(対象)

西三河県税事務所

調定決議書にはその内訳となる明細書が添付されている。添付される明細書はその調定決議の内容を示す重要書類であり、調定決議書とその明細の内容も整合している必要がある。そのため、通常、調定決議書とその添付書類は、照合を行うが、一部の調定決議書にはその照合印がないものがあった。照合印がない場合は、承認者や監査等で照合行為が適切に実施されたかが確認できないことから、照合印を残すことが望まれる。

カ 調定決議書に決裁日がないものがあった。

(対象)

西三河県税事務所

調定決議書に決裁日のないものがあった。決裁がないと納税通知書は送付できないことから、決裁行為において決裁日は重要である。決裁日は確実に記載することが望まれる。

キ 不動産取得税課税明細書（建築家屋（自主評価分）調査表）の修正箇所を訂正印がなかった。

(対象)

西三河県税事務所

不動産取得税課税明細書（建築家屋（自主評価分）調査表）は重要な決裁書類であるが、修正箇所を訂正印を使用していなかった。決裁書類の修正は改ざんにつながるため、特に厳格に対応する必要がある。修正箇所については訂正印を使用するなど適切に対応することが望まれる。

自動車税事務マニュアル<抜粋>

第7 非課税及び課税免除

2 課税免除

(2) 専ら公益の用に直接供する自動車の場合

ア 条例第63条第3号の適用を受けようとする自動車について・・・

(ク) 課税免除を承認した自動車については、3年に1回以上の計画的な実態調査又は用途使用状況に疑義が発生した都度の実態調査を行い、その結果を課税免除申請書の「処理結果」欄に記載しておくものとする。

なお、調査の結果、申請内容に適合しない事実を発見した場合には、直ちに課税免除の取消しを行い、自動車税課税免除取消通知書により申請者に取消しの通知をすとともに申請内容に適合しなくなった事実の生じた日の属する月の翌月から賦課する。

(3) 課税免除の取消しについて【意見】

(対象)

税務課

課税免除となる自動車の実態調査方法のマニュアル化について【意見】に記載した、課税免除対象自動車に対する実態調査の結果、要件を満たさない自動車については、課税免除の取消しを行っている。

県税事務所の監査では、平成27年度の課税免除対象自動車の現況確認によって、社会福祉法人が申請する自動車のうち1台が、運行表により、明らかに事務用車であることが判明したため、課税免除の取消し事例が1件あった。

なお、過年度にさかのぼる追徴課税については使用実態などを総合的に判断して行っているとのことであった。

課税の公平の観点から、追徴課税の判断基準をできる限り明確にすることが望まれる。

(4) 調定決議書の添付資料の修正方法について【意見】

(対象)

西三河県税事務所

調定決議書を閲覧したところ、添付されていた自動車税内訳書の数値が繰上徴収等を理由として鉛筆書きでの修正されているものがあった。調定決議書の添付資料の修正については、ペン書きで修正し、訂正印を押印することが望まれる。

自動車税事務マニュアル<抜粋>

第9 医療用自動車に係る特別税率の適用

2 適用に係る事務処理

(4) 特別税率承認後の処理

特別税率の承認をしたもので、適用条件を満たしている期間については、改めて申請書を提出することは要しないが、毎年少なくとも1回以上は実態調査をする。

イ 課税免除となる自動車の実態調査方法のマニュアル化について

課税免除となる自動車は、県税条例第63条のとおりである。

愛知県県税条例<抜粋>

(自動車税の課税免除)

第六十三条 左の各号の一に該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。但し、第三号の自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

- 一 商品であつて使用しない自動車
- 二 消防専用自動車及び救急専用自動車
- 三 もっぱら公益の用に直接供する自動車

課税免除となる自動車について、事務マニュアル第7、2(2)ア(ク)によると、3年に1回以上実態調査を行うことと定められている。

調査対象の抽出については、3年に1回以上を満たすように、新規申請分を優先して抽出する方法によって行われていたが、実態調査の方法については、県税事務所ごとに異なり、全件現地調査を行っている県税事務所もあれば、郵送による書面調査に基づき、疑義のあるものについて追加で現地調査を行っている県税事務所もあった。

実態調査の方法が具体的にされていないと、事務の効率性に問題があることから、具体的な調査方法を定めたマニュアルを作成することが望まれる。

また、実態調査の対象となる自動車は、主に幼稚園バスを含む学校法人が生徒の送迎に利用している自動車や、社会福祉法人が利用者の送迎に利用する自動車である。幼稚園バスについては、他の目的への転用の可能性が低いと考えられることから、書面による確認とする等、転用の可能性に応じて、調査方法を変えることにより、効率的な調査の実施が可能となる。そのため、マニュアルを改訂する際には、転用の可能性に応じた調査方法を検討することが望まれる。

5 自動車取得税

(1) 軽自動車の申告書処理の網羅性について【意見】

(対象)
税務課

税務課は、軽自動車の自動車取得税申告受付業務について、外部委託している。外部委託先は、軽自動車の車検場において、「自動車取得税・自動車税申告書（軽自動車用）」及び自動車取得税減免申請書の受付を行い、4枚複写のうち、「自動車取得税・自動車税申告書（軽自動車用）（1枚目）」を、名古屋東部県税事務所の資料管理課に搬送する。市町村税関係書類である「軽自動車税納税義務発生申告書（4枚目）」及び「軽自動車税納税義務消滅（変更）申告書（3枚目）」については、市町村の外部委託先に渡り、市町村に搬送されることになる。

自動車取得税は、申告受付時に証紙徴収されているものの、外部委託先の過失等によって、「自動車取得税・自動車税申告書（軽自動車用）」の一部が資料管理課に搬送されないこと、事後の事務処理に支障が生じる可能性がある。

市町村の外部委託先より軽自動車登録情報を入力し、「自動車取得税・自動車税申告書（軽自動車用）」の処理の網羅性を担保することを検討することが望まれる。

(2) 委託先の個人情報保護状況のモニタリングについて【意見】

(対象)

名古屋東部県税事務所

名古屋東部県税事務所は、軽自動車の自動車取得税申告書入力資料作成業務について、一般競争入札により外部委託している。

当該業務の委託契約書第12条では、個人情報の保護に関して、「個人情報取扱事務委託基準」を守ることとされており、第13条では、県は、外部委託先に対して必要な指揮監督及び指示をすることができるとされていた。担当者に確認したところ、成果物の確認は行われているが、外部委託先の監督及び調査として、現地調査等は行っていないことであった。

外部委託先の監督及び調査として、現地調査等を行い、個人情報保護に関して、「個人情報取扱事務委託基準」に基づき業務が行われていることを確認することが望まれる。

契約書<抜粋>

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱事務委託基準」を守らなければならない。

(監督及び調査)

第13条 甲は、甲の職員を随時派遣し、乙に対して本業務の遂行に関して必要な指揮監督及び指示をすることができる。

愛知県個人情報取扱事務委託基準<抜粋>

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第3条 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的で使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは甲の承認を得るものとする。

第5条 乙は、甲の承認により第三者に事務を委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。（目的外収集・利用の禁止）

第6条 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。（第三者への提供の禁止）

第7条 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報に記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。（複写、複製の禁止）

第8条 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報に記録された資料等を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。（作業場所等の特定及び持ち出しの禁止）

第9条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報に記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

6 軽油引取税

(1) 免税証用紙の管理方法について【指摘】

(対象)

名古屋南部県税事務所

軽油引取税の免税証用紙は軽油引取税の免税を証する重要な書類であるため、軽油引取税事務マニュアル(以下、「事務マニュアル」という。)第6において、「毎月一定の日(例えば月末)に免税証受払簿照会画面の残枚数と保管している免税証の残枚数を照会すること」、「照会を行った場合は、免税証受払簿照会画面を印刷したものの下部余白に照会した旨とその日付を記入し、記名押印すること」と厳格な取扱いが定められている。

高辻間税課においては、毎月一定の日に免税証の残枚数について棚卸確認を実施しているが、システムとは別に表計算ソフトで管理している残枚数との照会を行っていることを理由として、事務マニュアルに定める免税証受払簿照会画面を印刷した用紙に照会した旨、日付及び照会者の記名押印をしていなかった。

西三河県税事務所安城間税課では、手書きで残枚数を記入することにより、事務マニュアルに定める事務を遂行していたことから、同様に手書きで残枚数を記入することにより、免税証受払簿照会画面の残枚数と保管している免税証の残枚数に過不足が生じていないことを確認した旨の証跡を残す必要がある。

(2) 免税軽油使用者証交付申請書の年間見込所要数量の記入について【意見】

(対象)

名古屋南部県税事務所

免税軽油の使用を申請する者は予め「免税軽油使用者証交付申請書」の提出により免税軽油の使用に関する許可を県から受けた上で、実際に免税軽油の引取りに際して「免税証交付申請書」にて免税軽油の引取数量を申請する。

高辻間税課においては、年間見込所要数量を6420リットルとする「免税軽油使用者証交付申請書」を提出した事業者が、実際の所要数量を200リットルとした「免税証交付申請書」を提出した事例があり、見込所要数量と実際の所要数量に30倍以上の開きがあった。これは、申請者が年間見込所要数量を軽油引取りの対象となる船舶の最大能力量と勘違いしたため、実際の数量との差が大きくなり生じたものごとであった。

「免税軽油使用者証交付申請書」の年間見込所要数量と「免税証交付申請書」の数量が大きく乖離している申請については、申請者に理由を確認のうえ、修正するよう指導することが望まれる。

(適正管理)

第8 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報(滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。)

(資料等の返還等)

第9 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報(記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。)

(第三者等からの回収)

第10 乙が、個人情報が記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

(事故の場合の措置)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置(個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。)を指示することができる。

(3) 免税軽油使用者証の交付を受けた者に対する事後の調査について【意見】

(対象)

名古屋南部県事務所

免税軽油使用者証の交付を受けた者は、「毎月末日までに前月の初日から末日までの間に行った報告対象免税軽油の引取りに関する事実及びその数量並びに同期間に行った報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量等を記載した報告書(以下、「免税軽油の引取り等に係る報告書」という。))を県事務所長に提出することが県税条例第60条の17第1項で定められている。また、県税条例第60条の17第2項で提出期限の特例が定められており、最大6ヶ月に1回の提出が認められている。

高辻間税課においては、「免税軽油の引取り等に係る報告書」の提出状況について、表計算ソフトで管理はしているが、免税軽油使用者証の交付を受ける者が多く、必要とされる書類が県税条例第60条の17第2項に定める提出期限までに全て提出されているかの確認に時間を要するため、未提出者への督促も不定期に行っているなど提出状況の管理等が十分にされているとは言えない状況であった。

なお、西三河県事務所安城間税課では表計算ソフトにより、「免税軽油の引取り等に係る報告書」の提出状況を管理しており、期限を超過して提出がないものについては督促を実施しているとのことであった。

免税軽油の引取りに係る報告義務については、県税条例第60条の17に規定がされており、課税の公平の観点からも適切な事後調査が望まれる。

(4) 免税証・免税軽油使用状況明細表の取扱いについて【意見】

(対象)

税務課

県税条例第60条の17において、免税軽油使用者証の交付を受けた者は毎月末日までに、「免税軽油の引取り等に係る報告書」を作成し提出しなければならない旨が定められている。その添付資料について県のホームページにおいては、「業種等によっては、免税証・免税軽油使用状況明細表の提出をお願いします。」と記載されているが実際は必ず提出をお願いしているとのことであった。また、「免税証・免税軽油使用状況明細表」は事務マニュアル様式5-1、5-2として定められているが、当該様式についてホームページ上で公表されておらず、申請者に対してプリントアウトした「免税証・免税軽油使用状況明細表」を各間税課で配布しているとのことであった。

「免税証・免税軽油使用状況明細表」の提出が必要であるなら、「業種等によって」というホームページの表現は不適切であり変更することが望まれる。また、提出が必

要な様式は、ホームページ上で公表することが望まれる。

(5) 免税軽油の引取り等に係る報告書等の取扱いについて【意見】

(対象)

税務課

名古屋南部県事務所

免税軽油使用者証の交付を受けた者は、毎月末日までに、「免税軽油の引取り等に係る報告書」を県事務所長に提出することが県税条例第60条の17で定められている。また、免税証の交付申請時には「免税証・免税軽油使用状況明細表」が求められている。

高辻間税課において、担当者に確認したところ、「免税軽油の引取り等に係る報告書」の報告対象期間と「免税証・免税軽油使用状況明細表」の対象期間が一致していないことから、過去の報告書を参照し、両者が整合することを確認しているとのことであった。

「免税証・免税軽油使用状況明細表」と「免税軽油の引取り等に係る報告書」は事務の効率化の観点から、報告対象期間は本来一致すべきである。また、報告対象期間が一致しない場合、過去の「免税軽油の引取り等に係る報告書」を参照するような取扱いでは事務手続きが煩雑となる。そのため、「免税軽油の引取り等に係る報告書」の報告対象期間と「免税証・免税軽油使用状況明細表」の対象期間を一致させるなど、事務手続きが煩雑にならないよう検討することが望まれる。

(6) 免税軽油所要数量を計算する様式について【意見】

(対象)

税務課

免税軽油使用者証の交付を受けた者が「免税証交付申請書」にて免税証の交付を申請する際に、免税軽油の所要量を計算する様式として、「免税軽油所要数量算出基礎計算書(事務マニュアル様式5-3、5-4、5-5)」が定められている。しかし、各県事務所では、「所要数量計算書」という独自の様式を作成し、申請者にその様式を用いて申請させている場合があった。

担当者に理由を確認したところ、「免税軽油所要数量算出基礎計算書」は所要量を対象となる船舶等のパンフレット等に記載されている出力、燃費から算出する様式となっているが、過去の実績値や同種の船舶等の所要量から計算する方が実態に即していることから、各県事務所では、独自の様式による所要量の計算を申請者に促しているとのことであった。

7 徴収

(1) 税務書類の持ち出しの返却確認について【意見】

(対象) 税務課

税務書類を持ち出す場合には、「税務書類等持出申請・許可整理簿」にて、持ち出し時に所長までの決裁、また返却時にも所長までの確認をすることとされている。

「税務書類等持出申請・許可整理簿」を確認したところ、日を跨ぐ持ち出しなど、年度一括承認の対象とされていない持ち出しについては、持ち出しの都度、承認がなされ、返却時の確認印も押印されていたが、日帰りの持ち出しについては、年度初めでの一括承認を行っている一方で、年度終わりの返却の記載・確認印はされていないかった。

理由としては、「税務書類等持出申請・許可整理簿」内の記載例のページで、年度一括承認分については返却の記載は不要とされているため、それに従った運用となっているものと考えられる。

年度一括承認分についても、日を跨ぐ持ち出しのケースと同水準の管理をするべきであり、日帰りで持ち出しであっても、個別に持ち出し・返却の申請・確認をすることがより厳格な取扱いとなるもの、一方で、日帰りで持ち出しにおいても都度「税務書類等持出申請・許可整理簿」による管理を行おうとすることは実務上煩雑になることも考えられる。

この点に関し、「県税事務における個人情報の管理について」第10にて、次の定めがある。

県税事務における個人情報の管理について<抜粋>

所属発着の宿泊を伴わない出張及び所属長が特に認める出張に定例的に持ち出しを行うものについては、事前に一括して承認を得た場合で、持ち出す個人情報の内容を承認した場合に限り、その旅行命令をもって、承認に代えることができる。

また、持ち出した個人情報に紛失がないことや持ち出した個人情報に関する収集、交付等を行った場合に、復命でその内容を承認できるときに限り、その旅行の復命をもって、返却の確認及び事後承認に代えることができる。

管理の実効性と効率性の両立の観点から、本規定を積極的に活用することが考えられ、そのために「滞納整理復命書」に書類持ち出し管理の機能も明確に持たせるように様式を変更することが望まれる。

様式が定められている場合は様式を使用することにより、各県税事務所で統一的な事務を行うべきであるが、様式が実態に即していない場合は、様式を改めることが望まれる。

(7) 軽油引取税特別徴収義務者証返納書について【指摘】

(対象) 西三河県税事務所

事務マニュアル第1、2(3)ウにおいて、軽油引取税の特別徴収義務者が事業所等を廃止した場合には、速やかに「軽油引取税特別徴収義務者証返納書(事務マニュアル様式1-5)」を提出させ、返納された登録証票は破棄することとし、軽油引取税特別徴収義務者証返納書の「※確認欄」に破棄した年月日を記入し担当者が押印することとなっている。

しかしながら、安城間税課が平成27年11月5日に受付した案件について「※確認欄」に破棄した年月日の記載及び担当者の押印がなかった。事務マニュアルに従い適切に事務を遂行する必要がある。

(2) 滞納整理に関する書類整理の方針の明確化について【意見】

(対象)
税務課

長期間に渡っている滞納案件等の滞納処分票や「一件別滞納処分明細書」では、金融機関への照会文書や、差押予告文書、取得した戸籍関連の文書など、多数の書類が綴られることになる。これらの書類の綴り方（綴る順番等）や、綴る対象とする書類については、特段のルールはなく、各担当者に任されている。

その結果、担当者によって、綴る順番（時系列が種類別かなど）や、綴る対象としている書類に幾分のはらつきも見られた。

滞納整理案件について、後任者に引き継いだり、班長が確認したり、他の担当者が代理で対応することもある。他の人にも見やすいように、綴る順番や、綴る対象とする書類について、ある程度統一した書類整理の方針を決めることが望まれる。

(3) 徴収事務取扱要領等で定められた様式の使用について【意見】

(対象)
税務課

各種様式は税務課が統一様式を税務システム上に掲載し、各県税事務所は税務システムからダウンロードして使用することとなっている。

この様式はワープロソフトで作成されているが、納付額等の数字の合計額を表計算ソフトの関数を用いて計算した方が事務の効率化や正確性の観点から優れているため、各県税事務所では、ワープロソフトファイルを表計算ソフトファイルに変更し使用する場合がある。

各担当者がワープロソフトファイルを加工する際に、誤って必要な情報を削除する等のミスが発生する可能性や事務の効率化の観点からは、各県税事務所の正確性、利便性に配慮し、様式については随時見直ししていくことが望まれる。

(4) 長期滞納案件への対応について【意見】

(対象)
税務課

県税事務所において、滞納処分について一件ごとにファイリングした「一件別滞納処分明細書」及び滞納案件に対応した内容を税務システムに都度入力したものを出力した「記事」を閲覧した結果、長期（15年以上）滞納が続き、引き続き職員が対応し

ている案件が数件あった。

このように長期間滞納が継続している理由としては、納税者が納税意思を示したり、滞納額の一部を納付したりしていることにより、差押え等の強制的な手段をとることなく継続的な折衝を続けていたが、途中で接触が途切れてしまったもの、滞納期間の長期化により延滞金が高み、納税額が膨れ上がり完納までに長期間要するもの、納税者が継続して一定の給与所得を得ているなど納税資力がある場合は、滞納処分の執行を停止する措置ができないもの等があった。

納税者が納税の意思を示し続けている間は資産の差押え等の強制的な手段をとることは稀であり、閲覧した事例では、不動産取得税の滞納案件について、納税者が納税の意思を示していたため、資産の差押えを実施しなかった結果、資産の所有権が本人から家族に変更され、差押え自体不能となっているものがあった。

また、給与所得が形式的にあるものの実態が伴っていない場合は、完納することがなく長期間の対応となる可能性が高いと考えられる。

納税者の自主的な納税を促進することも県税事務所の大きな役割であることから、納税者が納税の意思を表示している間は強制的な手段をとらないという方針も一定の理解を示せるものである。しかしながら、納税者が納税の意思を示しているも、滞納が引き続き行われているような場合には、担保となる財産を差し押さえる等、納税者の意思を尊重しつつ、完納に向けた確実な方法を検討することが望まれる。

また、納税の公平性の観点からは、資力のある限り納税を促して徴収することが好ましい。しかしながら、実質的には資力がなく、今後も滞納額の納付が望めない案件について15年以上という長期間にわたって、職員が対応することは効率性という観点からは疑問を感じる点でもある。納税の公平性と効率性という問題は永遠の課題であるが、その点を今後も意識して税務事務を遂行することが望まれる。

(5) 領収印の取扱いについて【意見】

(対象)
西尾県税事務所

領収印の取扱いについては、「徴収事務取扱要領」で次のとおり定められている。

徴収事務取扱要領<抜粋>

第1 総括的事項

3 徴収金の収納等

(2) 領収印の取扱い

ア 領収印（事規第43号様式）の保管者は出納員等とする。

イ 領収印は、事務窓窓口又は臨時窓口において使用する。

(7) 返納された使用済み県税領収書の保管について【指摘】

(対象)

西尾県税事務所

使用済みの県税領収書については、保管者（通常は班長）が内容及び使用済み原符等の枚数を点検した上、県税領収書表紙に検閲年月日を記載し、押印することとされている。

その証跡について確認しようとしたところ、使用済みの県税領収書の表紙を、総務事務担当グループにて不要と判断し、処分してしまっていた。

検閲・押印自体は行っていたとのことであり、それを確認したのであるが総務事務担当グループによる「領収書・納付（納入）受託書受払補助簿」での押印も確認できたが、徴収課の保管者が適切に検閲したこと証跡を事後的に確認できるようにするたれめにも、また適切に検閲することの徹底のためにも、使用済み県税領収書は検閲年月日と押印のなされた表紙も含めて、保存年限まで保管されることが必要である。

(8) 県税領収書の受け払いについて【指摘】

(対象)

名古屋北部県税事務所

県税領収書は県税の納付を証するものであることから、県では徴収事務取扱要領で取扱いを明確に定めている。

県税領収書を使用する場合は、使用者は「領収書・納付（納入）受託書受払補助簿」（以下、「補助簿」という。）の「交付承認」欄に交付冊数を記載して、指定の者の認印を受けた上、補助簿を総務事務担当グループに提示する。

総務事務担当グループは、使用者からの県税領収書の交付依頼があつたときは「領収書受払簿」（以下、「受払簿」という。）の「払出」欄に領収書番号を記載し、使用者の受領印を徴した上、県税領収書を使用者に交付する。そして交付を受けた県税領収書の返納等については、次の手続きが定められている。

徴収事務取扱要領<抜粋>

3 徴収金の収納等 エ 県税領収書の返納等

- (イ) b 保管者は、補助簿の「備考」欄に返納する旨、返納年月日及び未使用部分の領収書番号を記載し、総務事務担当グループへ返納する。総務事務担当グループは、補助簿の「備考」欄に受領印を押印する。

しかしながら、徴収担当の補助簿の備考欄に総務担当の受領印がなかった。県税領収書は県税の納付を証するものであることから、取扱いには徴収事務取扱要領に則って慎重に行う必要がある。

ウ 領収印は支所を除いた県税事務所（以下「本所」という。）については各

4 個、支所徴収課及び資料管理課駐在室については各2 個、高辻間税課については1 個を備える。

エ ウに挙げる個数のうち、1 個を事務所窓口の収納事務を担当する者（以下「専任者」という。）用とし、残りについては、専任者に交代して若しくは一時的に事務所窓口の収納事務を担当する者（以下「交代要員」という。）用又は臨時窓口用とする。（ただし、高辻間税課にあつては、1 個で専任者用と交代要員用とを兼ねるものとする。）

海部徴収課は2 名の出納事務担当者が常時領収印を使用しており、徴収事務取扱要領で定める領収印の取扱いとは異なる取扱いを行っていた。来所者が多いという事情もあると推察されるが、徴収事務取扱要領に則った取扱いをすることが望まれる。

(6) 県税領収書の返納に際しての事務について【指摘】

(対象)

知多県税事務所

徴収担当職員の異動が生じた場合に返納される県税領収書については、保管者（通常は班長）が内容及び使用済み原符等の枚数を点検した上、県税領収書表紙に検閲年月日を記載し、押印するとともに、「領収書・納付（納入）受託書受払補助簿」の「備考」欄に返納する旨及び返納年月日を記載し、総務事務担当グループへ返納することとされている。また、その際に、総務事務担当グループは、「領収書・納付（納入）受託書受払補助簿」の「備考」欄に受領印を押印することとされている。

しかし、返納する県税領収書の表紙に、保管者の検閲年月日の記載及び押印がなく、本来必要ではない総務事務担当者の押印がなされていた。

また、「領収書・納付（納入）受託書受払補助簿」で、保管者による返納する旨及び返納年月日の記載と、総務事務担当グループの受領印が漏れていた。

徴収事務取扱要領に記載のルールに対する担当者の認識不足によるものであると

のことである。

保管者による検閲等の返納事務自体は適切に行われているとのことであったが、今後は徴収事務取扱要領に従った運用を徹底する必要がある。

(9) 約束手形等の証券により県税の納付を受託した場合の事務について【指摘】

(対象)

名古屋北部県税事務所
豊田加茂県税事務所

約束手形・先日付小切手等の証券により県税の納付(納入)を受託した場合には、支払期日に納税が完了することから支払期日別に受託した証券を管理する必要がある。県では「納付(納入)受託証券整理簿」にて管理を行っており、支払期日が到来し納付が完了した場合には、納付年月日、領収書送付年月日を受託証券整理簿に記入し領収書を送付している。

名古屋北部県税事務所において、先日付小切手で納付を受けたが、支払期日までの期間が短かったため現金での納付と同様の取扱いを行い、先日付小切手での納付日に領収書を発行した事例があった。この事例では、証券での納付であったので、受託証券整理簿にて当該証券を管理するための記載をしていたが、支払期日の到来時には、領収書は送付しているものの、領収書送付年月日についての記載は受託証券整理簿上に行われていなかった。

領収書を発行した事実を明らかにするために、受託証券整理簿に領収書発行日を記載することが必要であり、また、領収書の発行日は通常の当日受付小切手と同様に、収納窓口で受け付けた日にする必要がある。

豊田加茂県税事務所において、支払期日が到来し納付が完了したため、納付年月日の記載を行ったが、領収書送付年月日の記載が漏れていた。
領収証を送付したことを証するものであるため記載する必要がある。

(10) 送達簿の作成について【指摘・意見】

(対象)

西尾張県税事務所
豊田加茂県税事務所

職員等が書類を送達すべき場所、送達を受けるときに書類を交付して行う方法を交付送達といい、送達の内容(送達日時、送達者、送達した書類)について記録を残すため、県税事務所では、送達簿を作成している。

送達簿は「事規第1号様式」として定められており、各県税事務所では、その様式に則ってワープロソフト等により作成しているが、様式どおりに作成していない事例が海部徴収課、豊田加茂県税事務所において発見された。

県税事務所間の事務の統一化、効率化を図るためにも、様式どおりに作成することが望まれる。【意見】

豊田加茂県税事務所において、摘要欄に文書番号がないものが発見された。送達簿は送達文書特定するために、作成するものであり、文書番号を記載しなければ何を送達したのかが不明であり、送達簿の意味をなさなくなる。したがって、文書番号は適切に記載する必要がある。【指摘】

(11) 差押調書の日付の逆転について【指摘】

(対象)

西尾張県税事務所

海部徴収課の差押調書について、滞納者に送付する差押調書謄本及び第三債権者に送付する債権差押通知書の施行日が平成28年6月22日となっていたが、差押調書の日付は平成28年6月23日となっていた事例があった。本来は差押調書の日付以降の日日に施行日が設定されるべきであり日付が逆転していた。
また、日付が次のとおり記入されていた差押調書の事例もあった。

| | | |
|-----|--------|--------|
| 通知書 | 施行 | 受領日 |
| | 28.3.9 | 28.3.8 |

担当者の単純な記入ミスが原因とのことであったが、日付が逆転することにより、決裁がないまま、差押えの事務が行われたことに書類上はなってしまう等不都合があるため、日付は正しく記入する必要がある。

(12) 配当計算書の日付の誤りについて【指摘】

(対象)

東三河県税事務所

新城駐在室において、配当計算書の起案日と施行日の表記が平成26年6月20日のところ、平成26年5月21日と記載されていた事例があった。担当者が過去の配当計算書を利用して配当計算書を作成しており、単純に日付の修正を失念していたことが理由とのことであった。

担当者は、誤りがなく、配当計算書をセルフチェックするなどの対応が必要である。また、上席者のチェックにより誤りを発見し訂正することができる体制を整えることが望まれる。

(13) 長期間活動していない滞納案件について【意見】

(対象)

名古屋西部県税事務所
東三河県税事務所

平成28年7月の名古屋西部県税事務所の監査時点で、平成28年4月の架電以降、特に折衝等行っておらず、約3か月経過している滞納案件があった。案件としては徴収が厳しく、執行停止も視野に入れているものであり、行動を起こさずいたとのことであった。

また、平成28年9月の東三河県税事務所の監査時点で、既に解決に向かっていているものの、途中で5か月ほど何らの活動をしていない案件があった。滞納者本人は死亡し、その相続人からの連絡待ちの状態であるとのことであった。状況が悪化する可能性もあろう。少なくとも電話や郵便等により、定期的に状況把握を試みることが望まれる。

(14) 送達不能文書整理簿の作成について【指摘・意見】

(対象)

名古屋北部県税事務所
西尾張県税事務所
東三河県税事務所

発送した文書が送達不能により返付されたときは、各県税事務所徴収事務担当グループにおいて、「送達不能文書整理簿」を作成することとされているが、「送達不能文書整理簿」を名古屋北部県税事務所、海部徴収課、新城駐在室で作成していないかつた。【指摘】

作成を行わなかった理由は次のとおりである。

- ア 「送達不能文書整理簿」は送達不能により返付された事実を記載するものであり、送達不能な文書の一時的な状況を示すにすぎないこと。
- イ 送達不能により返付される文書で、一番数が多いのは督促状だが、督促状はPOS対応となっており、システムで記録・管理されているため、別途「送達不能文書整理簿」を作成して管理する意義に乏しいこと。むしろ、数が多いので、別途「送達不能文書整理簿」を作成していると、その段階で漏れが生じる恐れが高いこと。
- ウ 差押調書や配当計算書についても、送達不能文書はその後も必ず再送達や公示送達の事務が行われ、これらの事実については税務システムに入力するため、税

務システムで送達不能文書の管理は十分行えること。またそのような文書を送付している案件は重要な案件であり、公示送達文書等の処理を誤ることは考えにくいこと。

なお、一部の県税事務所では、徴収事務取扱要領において定められているため、「送達不能文書整理簿」を作成しているが、事務上は「送達不能文書整理簿」を活用していないため、作成に要する時間を無駄に感じているとの回答もあった。他方では「送達不能文書整理簿」により送達不能を管理しており意義があると回答した県税事務所もあった。

督促状についてはPOSで対応しており、それ以外の差押調書や配当計算書についても、税務システムによる滞納整理の履歴での記録が、備忘としての機能を果たしている等、「送達不能文書整理簿」の機能は、税務システムで処理する他の事務の中でその大半を補うことから、今後、事務の重複を解消し効率化するという観点から「送達不能文書整理簿」のあり方を検討することが望まれる。【意見】

(15) 減免（申請却下）通知書の作成について【指摘・意見】

(対象)

西尾張県税事務所
西三河県税事務所

減免（申請却下）通知書（愛知県県税規則第十一号様式の二）は税務システム変更後、様式が変更されたが、旧様式を継続して使用している担当者が散見され、新旧の様式が混在している状況であった。

税制改正等に対応して様式を変更している場合もあり、事務処理の誤りを防ぐためにも、最新の様式を使用することが望まれる。【意見】

また、海部徴収課において、未納額照会に押印がないものがあった。押印は適切に行う必要がある。【指摘】

8 税務事務に係る情報セキュリティ

(1) 物理的セキュリティ

ア 独自調達・管理しているNAS (※) の取扱いについて【意見】

(対象)

県税事務所共通

各県税事務所で独自に調達及び管理しているNASは、施錠されたサーバラックや、ワイヤローックなどの盗難防止や、ケーブル抜線の対策を行う必要がある。しかし、多くの県税事務所において、NASは執務室内の誰でも触れることができる場所に設置されていて、さらに名古屋東部県税事務所では、NASはワイヤローックで机に固定されていたものの、ワイヤローック自体を机から取り外すことが可能な状態であった。そのため、ワイヤローック自体を取り外すことができないうような固定方法を検討するか、NASを施錠エリアへ設置するなどの対応を行うことが望まれる。

※NASについては、P106を参照。

イ プリンタ・複合機からの印刷物の取扱いについて【意見】

(対象)

県税事務所共通

個人情報等の管理の点から、窓口等の職員以外の者が立ち寄る場所から、プリンタ・複合機、作業中のPC画面や机上の書類等が見えないレイアウトになっていることが望ましい。しかし、プリンタ・複合機に印刷物は放置されていないものの、窓口カウンターから目の届く位置に配置されているものもあり、その場合は、印刷物から個人情報漏えいする可能性も考えられる。プリンタ・複合機の位置を窓口カウンターから目の届かない位置に配置することやセキュアプリンタ(※)の導入といった対策を行うことが望まれる。

※セキュアプリンタとは、ユーザーが書類の印刷をする際、プリンタに印刷者本人のセキュリティカード等をかざさないと印刷を行うことができないプリンタである。

(2) 技術的セキュリティ

ア ウイルス対策ソフトのパターンファイルの更新について【意見】

(対象)

名古屋東部県税事務所

「愛知県税務関係システム運営管理要領」ではコンピュータウイルス対策として、運営管理者(税務課長)はウイルスチェック用のパターンファイルについて、常に最新のものを適用することを定めている。県税事務所独自に調達及び管理しているパソコンは、同要領の対象ではないものの、同様の取扱いを行い、ウイルス対策ソフトのパターンファイルを最新版に更新することが望ましい。

しかし、名古屋東部県税事務所の法人県民税の業務(受領した調査データをUSBメモリ経由で閲覧する業務)で使用するスタンドアロン端末(4台)は、ウイルス対策ソフトがインストールされているものの、パターンファイルの更新が行われていなかった。対象のパソコンは、スタンドアロンで利用しており、税務システムに接続されていない無線LAN内蔵端末であり、意図せず外部ネットワークに接続してウイルスに感染する危険性がある。そのため、ウイルス対策ソフトのパターンファイルを最新版に更新する対応を行うことが望まれる。

また、現在は盗難時に備えて使用後に担当者が手動でローカルデータを削除しているが、作業漏れを防ぐために自動のデータ消去ツールや、暗号化ソフトを導入することが望まれる。

愛知県税務関係システム運営管理要領<抜粋>

第10 コンピュータウイルス対策

3 運営管理者

(3) 運営管理者は、コンピュータウイルスから税務関係システムの安全性を確保するため、次のアからエまでに掲げる事項を実施すること。
ウ ウイルスチェック用のパターンファイルは常に最新のものに保つこと。

イ スクリーンセーバーの設定について【意見】

(対象)

税務課

「県税事務所における個人情報の管理について」によると、パソコンの使用中に離席する場合は、ディスプレイの閉鎖やスクリーンセーバーにより、個人情報非表示

はシステムの特性上、パスワードを変更することが難しいが、アカウントの管理は税務課で行い、保守・運用業務委託先事業者の使用状況を管理することが望まれる。

※ 特権アカウントとは、データベースの管理、ユーザー・アカウント管理などを行うための権限を持ったIDである。

(3) 組織的・人的セキュリティ

ア 自己点検「個人情報管理点検シート」の実施について【意見】

(対象)

- 名古屋西部県税事務所
- 東尾張県税事務所

「総務部個人情報管理マニュアル」第9点検の実施によると、定期的に個々の職員が「個人情報管理点検シート」により点検を行うことになっている。

しかし、名古屋西部県税事務所及び東尾張県税事務所では、「個人情報管理点検シート」の配布は行われていたものの、自己点検を行った後の「個人情報管理点検シート」の回収までは行っていないかかった。同マニュアル上、「個人情報管理点検シート」の回収までは求められていないものの、個人情報保護管理者は、保有個人情報について適切な取扱・管理が行われているかを把握するために、「個人情報管理点検シート」の回答を確認することが望まれる。

総務部個人情報管理マニュアル<抜粋>

第9点検の実施

(点検)

1 個人情報保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総務部長に報告するものとする。

※ 個人情報保護管理者は、常に管理責任を有する保有個人情報の内容を把握し、職場職員により、適切な取扱・管理が行われているか、点検を行う必要がある。

管理する保有個人情報の量に差があることから、一律に行うものではなく、必要に応じて定期点検を行う。

また、職場における個人情報に対する管理意識の徹底を図るため、別紙2及び3の「個人情報管理点検シート」を参考に職員に対する注意喚起、点検等を行うものとする。

示状態にする必要がある。しかし、一部の県税事務所では、スクリーンセーバーが設定されていない端末が発見された。スクリーンセーバーの設定は、一律の自動設定ではなく、手動での対応となるため、設定を失念する可能性がある。スクリーンセーバー設定をせずに、離席時にディスプレイを閉鎖する取扱いも可能である。しかしながら、セキュリティ対策の水準を一定以上保つために、任意のディスプレイの閉鎖ではなく、スクリーンセーバーの自動設定を行うことが望まれる。

県税事務所における個人情報の管理について<抜粋>

7 職員は、パソコン等個人情報を取り扱う機器については、瞬時に大量の個人情報情報が漏えい又は滅失する恐れがあることから、これを使用して個人情報を取り扱う場合は、次の事項を遵守しなければならない。
パソコンの使用中に離席する場合は、ディスプレイの閉鎖やスクリーンセーバーの活用などにより、個人情報が表示された状態で放置しないこと。

ウ 独自調達・管理しているデスクトップパソコンの取扱いについて【意見】

(対象)

- 名古屋西部県税事務所

県税事務所内で使用する共有フォルダは、IDとパスワードを設定し、業務関係者以外のアクセスを制限する必要がある。名古屋西部県税事務所では、デスクトップパソコンのドライブを共有フォルダとして利用しているが、職員が共有フォルダにアクセスする際、IDとパスワードが設定されているものの、全職員共通のパスワードであり、パスワードの変更も行われていなかった。IDを職員ごと又は、共通した業務を行うグループごとに分け、また、パスワードを定期的に変更することが望まれる。

エ サーバOSの特権アカウント管理について【意見】

(対象)

- 税務課

税務システムで使用しているサーバのOSの特権アカウント(※)について、税務課で管理し、必要に応じて保守・運用業務委託先事業者に貸し出すことが望ましいが、実態としてサーバのOSの特権アカウントは保守・運用業務委託先事業者が管理を行っている。税務システムで使用するデータベースの操作アカウント及び、アプリケーションの特権アカウントは、必要に応じて保守・運用業務委託先事業者へ貸し出しを行い、返却後はパスワード変更を行っている。OSの特権アカウント

イ 自己点検「情報セキュリティに係る自己点検票」の実施について【意見】

(対象)
税務課

「愛知県情報セキュリティポリシー」(振興部情報企画課)によると、年1回以上、個々の職員が「情報セキュリティに係る自己点検票」を実施し、規則を遵守していることを確認する必要がある。しかし、様式に日付欄しかなく、一部の情報セキュリティ関係の業務所では、無記名の点検票が存在していた。自己点検の実施状況を適切に管理するため、様式余白に名前を記載させる、又は、様式に名前の記載欄を追加するよう所管課に要望することが望まれる。

なお、平成28年度は記名した「情報セキュリティに係る自己点検票(全職員用)」を回収する予定とのことである。

愛知県情報セキュリティポリシー<抜粋>

第6節 評価及び見直し
(自己点検)

第35条 情報セキュリティ管理者は、その所属におけるこのポリシー等の遵守状況を定期的に自己点検し、遵守されていない事項については速やかに適切な措置を講じなければならない。

2 ネットワーク等管理者は、そのネットワーク等におけるポリシー等の遵守状況を定期的に自己点検し、遵守されていない事項については速やかに適切な措置を講じなければならない。

3 情報セキュリティ責任者は、毎年度又は必要に応じて、各部署の情報セキュリティ管理者及びネットワーク等管理者の自己点検実施状況を、情報セキュリティ統括責任者に報告するものとする。

4 情報セキュリティ責任者(振興部長)は、毎年度又は必要に応じて、情報セキュリティ責任者に対して、ポリシー等の遵守状況の自己点検を実施させなければならない。

(4) その他

独自調達・管理しているNAS等のバックアップについて【意見】

(対象)
県税事務所共通

県税事務所が独自に調達及び管理しているNAS等ネットワーク共有ハードディスクは、業務継続の観点から必要に応じてバックアップを取得することが望まれる。しかし、バックアップの取得頻度や、取得方法は各県税事務所が独自に行っており、バックアップを行っていない事務所や、バックアップを行っていない事務所が作成されていないため実施した日時及び担当者が不明であり、実施漏れがあっても、把握することができない事務所が存在した(詳細は次表を参照)。管理簿を用いた定期的なバックアップ取得の運用又は、バックアップの自動化を行うことが望まれる。

【NAS等のバックアップ状況一覧】

| 県税事務所 | バックアップ頻度 | バックアップ方法 |
|------------|----------|----------|
| 名古屋東部県税事務所 | 取得していない | 取得していない |
| 名古屋北部県税事務所 | 週次 | 自動 |
| 名古屋西部県税事務所 | 月次 | 手動 |
| 名古屋南部県税事務所 | 日次 | 自動 |
| 東尾張県税事務所 | 週次 | 自動 |
| 西尾張県税事務所 | 日次 | 自動 |
| 知多県税事務所 | 日次 | 自動 |
| 西三河県税事務所 | 週次 | 自動 |
| 豊田加茂県税事務所 | 週次 | 手動 |
| 東三河県税事務所 | 月次 | 手動 |

【主な用語の内容】

| 用語 | 内容 |
|-------------|--|
| 測定 | 収入の内容を具体的に調査し、収入すべき金額を決定する、内部的な意思決定の行為 |
| 収入額 | 当該年度の歳入として測定した金額のうち、当該年度中（地方自治法第235条の5に基づく出納整理期間4月1日～5月31日を含む）に収納された額のこと |
| 滞納繰越 測定分 | 前年度以前に課税されたもので、課税した年度内に完納されず、翌年度以降に繰越された税額のこと |
| 徴収率 | 本来収入となるべき金額に対して、実際に収入となった金額の割合 |
| 不納欠損 | すでに測定された歳入が徴収し得なくなっことを表示する決算上の処分 この処分は、収入未済額から将来にわたって納入される見込みのない債権額を除去するための記帳計算上の処理 |
| 普通税 | 税収の使いみちを特定せず、一般の行政経費に充てるために課税される税金 |
| 目的税 | 税金の使いみちが法律（地方税法）で特定されている税金 |
| 賦課 | 課税にあたり、納税者側から事実関係を記載した資料の提出を受け、地方公共団体が税額を計算・決定し、納税者に通知すること |
| 申告 | 課税にあたり、納税者が税額を計算し、地方公共団体に申し出ること |
| 充当 | 過額納金の還付を受けるべき者に未納の徴収金がある場合に、還付金と未納徴収金を対等額で相互に消滅させる処分 |
| 還付 | 租税として納付すべき原因がないのに納付された過額納金を納税者等に返還すること |
| 換価 | 差押えに係る税を徴収するため、差押えた財産を強制的に金額に換える処分 この処分には、動産等の売却（公売）と債権等の取立てとがある |
| 滞納処分 | 納税者が納期限までに税を完納せず、かつ、督促を行ってもなお完納されない場合にとられる、国又は地方団体の強制徴収手続きの総称 |
| 督促 | 税が納期限までに完納されない場合に、所定の書面、すなわち督促状により行う納付の催告 |
| 催告 | 督促状の発送を行っても納付されない場合に納税者に早期の納付を促すこと 文書による催告（納付書付催告書・文書催告書・特別催告書・差押予告等）の他、電話・訪問などによる直接催告等の手法がある |
| 財産調査 | 滞納者の潜在的納付能力を顕在化するための一切の調査 |
| 質問検査権 | 滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるとき、その必要と認める範囲内において、滞納者等に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができる権限 |
| 捜索 | 滞納処分のため差押えるべき財産の発見又は差押えた財産の引揚げ等をするため滞納者等の物又は住居等について行う強制処分 |
| 差押え | 滞納者の特定財産について法律上又は事実上の処分を禁止し、これを換価できる状態におく強制処分 |
| 配当 | 「換価」した代金を、滞納税金等の債権に充当すること |
| 徴収の猶予 | 納税者等が、災害、疾病、その他事業の体廃業等の事実のため、又は賦課決定等の遅延のためなどの理由により一時に納付の履行が困難になった場合、納税者からの申請により、一定期間、徴収を猶予する制度 |
| 換価の猶予 | 滞納処分を執行することにより、滞納者の事業の継続又は生活の維持を著しく困難にするおそれがある場合、又は滞納処分を直ちに執行するより、その執行を一定期間猶予することが徴収上有利と認められる場合に、換価を猶予し、猶予期間内の分割納税を認める制度 |
| 滞納処分の執行停止 | 滞納者に財産がない場合、滞納処分を執行することにより滞納者の生活を著しく圧迫させるおそれがある場合、滞納者の所在及び財産がともに不明である場合に、地方団体の長の職権により滞納処分の執行を停止すること なお、滞納処分の執行停止後3年以内にこれらの事由が消滅したときは、その停止を取り消し、滞納処分の手続きを再開し、他方、納税義務が回復しないなど停止が3年間継続したときは、滞納者の納税義務が消滅することとなる |

